

平成14年度  
包括外部監査の結果報告書  
及び  
これに添えて提出する意見  
(財政援助団体の運営及び管理)

平成15年3月5日

岐阜県包括外部監査人  
公認会計士 市川 武雄



## 目 次

### 【要約】

	頁
第1 外部監査の概要	3
I 外部監査の種類	3
II 選定した特定の事件（監査のテーマ）	3
III 事件を選定した理由	3
第2 外部監査の結果及び意見の要約	4
I 各団体に共通する監査の結果及び意見	4
II 各団体ごとの監査の結果及び意見	7
III 県に対する意見	16

### 【本文】

第1 外部監査の概要	23
I 外部監査の種類	23
II 選定した特定の事件（監査のテーマ）	23
III 事件を選定した理由	23
IV 外部監査の対象とした財政援助団体	24
V 外部監査の方法	24
VI 外部監査の実施期間	26
VII 補助者	26
VIII 利害関係	26
第2 監査の対象	27
I 公益法人改革	27
II 岐阜県における財政援助団体の概要	30
III 岐阜県の行政評価システム	33

	頁
第3 監査の結果及び意見 .....	35
I 各団体に共通する監査の結果及び意見 .....	35
II 各団体ごとの監査の結果及び意見 .....	39
『1』 施設管理運営型の団体 .....	39
[1] 施設管理運営型 .....	39
[2] 財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団 .....	43
[3] 財団法人岐阜県産業文化振興事業団 .....	71
[4] 財団法人岐阜県県民ふれあい会館 .....	97
『2』 研究開発型の団体 .....	115
[1] 研究開発型 .....	115
[2] 財団法人岐阜県国際バイオ研究所 .....	119
[3] 財団法人岐阜県研究開発財団 .....	137
『3』 役務提供型の団体 .....	154
[1] 役務提供型 .....	154
[2] 社会福祉法人岐阜県福祉事業団 .....	157
[3] 財団法人岐阜県健康長寿財団 .....	181
『4』 その他の団体 .....	197
[1] 社団法人岐阜県農畜産公社 .....	199
[2] 財団法人岐阜県文化財保護センター .....	221
[3] 財団法人岐阜県浄水事業公社 .....	237
[4] 財団法人地球環境村ぎふ .....	251
III 県に対する意見 .....	257

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合があります。

## 【要約】



# 第1 外部監査の概要

## I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第4項及び岐阜県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

## II 選定した特定の事件（監査のテーマ）

### 1. 外部監査の対象

財政援助団体の運営及び管理について

### 2. 外部監査対象期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

## III 事件を選定した理由

県は、出資金、補助金、委託費等の形で多額の資金を財政援助団体へ交付しており、実質的に県政の一翼を担い、県民に深いかかわりをもつ重要な事業を遂行している財政援助団体も少なくない。県の会計と区分されているこのような団体が、健全で適切な運営がなされているかどうかは県民の関心の高いところといえる。また、今日特殊法人の改革の必要性が議論される中、岐阜県においてもその現状を把握することは意義があるものと思われる。

監査対象としては、財政援助団体のうち、特に県とのかかわりが深い「中間機構」といわれる団体の中から11団体を抽出し、その事業内容、運営状況等を調査することとした。

## 第2 外部監査の結果及び意見の要約

### I 各団体に共通する監査の結果及び意見

番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
①	物品の現物実査	指摘	県会計規則第92条の3に規定された物品の現物実査が行われていない事例が見受けられた。今後は、規則により、現物と台帳を照合する必要がある。また、県有物品と団体独自の物品を明確に区分するとともに、実査に対応しやすい台帳の作成が望まれる。	35
②	仕訳伝票	指摘	「調定決議書兼収入金調書兼収入伝票」、「支出金調書兼支出伝票」など決裁用の稟議書と仕訳伝票が一票になっていることから、仕訳伝票として日付順に整理しにくいなど網羅性に欠ける場合がある。したがって、例えばコンピュータ入力時にこれらの伝票にコンピュータ上の伝票番号(自動連番)を記載し、その順番にファイルすることにより仕訳伝票としての網羅性を確保するよう改善が求められる。なお、仕訳伝票について、会計取引日のほかに入力日と入力者の処理済印を押すことが望まれる。	35
③	予算作成資料の作成	意見	団体内部での予算作成資料について、どの部署の誰が責任をもって作成したものなのか明確になっていない。予算作成のプロセスは、重要であり、作成部署、作成者名等を明記することにより、関連した事情、状況、背景等の情報を後日調査する場合等に有効と考えられる。	36
④	委託手続の改善事項	意見	設計金額等の算定根拠を明確にするとともに、資料として保管する。また、1者随意契約の場合は、その理由を必ず記載することが必要である。	36

番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
④	委託手続の改善事項	意見	<p>施設管理運営型の団体において、毎年同じ業者が同じ程度の金額で落札しているケースが目立った。一般に長期間にわたる委託契約は、業者が現状に甘んじ、サービス向上の努力を怠り、結果として十分なサービスを受けられなくなると思われる。したがって、同一業者に長期間にわたり業務委託することにより、サービスの向上が阻害されていないか検討することが必要と考えられる。</p> <p>広く業者に入札の機会を与えること、入札コストの削減、透明性の確保及び入札結果をタイムリーに公表するなどの観点から、電子入札制度を導入することも検討すべきである。</p>	36
⑤	個人パソコンの使用	意見	<p>個人のパソコンを業務に使用している例が見受けられた。ウイルス対策、情報漏えいなどセキュリティ対策の観点から望ましくない。個人のパソコンを使用する理由は、団体所有パソコンの買替サイクルが7年となっており、最近のパソコンと比較すると機能が劣るため使い勝手が悪いことから、個人のパソコンを使用しているということであった。予算の関係もあり、改善は容易ではないと考えられるが、個人のパソコンの使用を避けることが望まれる。</p>	37
⑥	行政評価システムの導入	意見	<p>県では行政評価システムを導入中であるが、このシステムを中間機構の独自の事務事業にも適用することが望まれる。また、事業報告書は、団体の説明責任を果たす手段として重要なものであり、インターネットによって公開されることが望まれる。</p> <p>団体の理事長は、評価内容に対して責任を負うべきであるし、また、<b>PLAN→DO→CHECK→ACTION</b>のサイクルをディスクローズすることにより、モニタリングする機会を県民に与えることが望まれる。</p>	37

番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
⑦	役員服務規程の作成	意見	役員服務規程が作成されていないため、その制定が望まれる。	38
⑧	施設稼働率向上の責務	意見	<p>県と施設維持管理型の団体との管理運營業務の委託契約において、団体の責務として、例えば「施設の設置目的が効果的に達成されるよう努めるものとする。」といった施設の稼働率向上に団体が協力する旨について直接触れられていないケースが多かった。</p> <p>団体には、県と協働して施設の稼働率向上を図る責務も負っていることを明確にすることが必要である。</p>	38

## II 各団体ごとの監査の結果及び意見

### (1) 施設管理運営型の団体

財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団				
番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
①	備品・固定資産関係	指摘	施設を視察した結果、以下の事項が見受けられた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2か所の総合案内図の表紙がはがれていた。</li> <li>・ 陸上競技場の観客席の芝生が全体的に枯れていた。</li> <li>・ 利用者への案内書きが汚れて見苦しいケースが2か所見られた。</li> </ul>	52
②	稼働率の算定	指摘	全体的に施設の稼働率は、午前、午後、夜間などに細かく区切って考えると低くなるといえる。今回は、主な施設について単純にコマ数を多くして比較して見たが、稼働率計算の際の分母に何を採用するのか施設ごとに十分に検討が必要と考えられる。例えば、過去の実績の平均や統計的に理想的な利用人数を試算することにより利用可能な最大人数を分母に採用し、実態に近い稼働率を算定する必要がある。	53
③	長良川スポーツプラザ	意見	長良川スポーツプラザは県から管理委託を受け経営している。収入増加のための方策としては、利用料金の見直しが考えられる。また、年末年始も通常営業することが、収入アップのために求められる。支出の方は、その費用の半分以上を占める委託費等を下げる努力が必要である。	66
財団法人岐阜県産業文化振興事業団				
番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
①	予算執行関係	指摘	オリベインニューヨーク事業は、県から委託された新規事業であった（平成13年8月に追加予算30,000千円を申請）。しかし、年度の途中においてこの事業は、県の文化振興課が担当することに変更されたが、予算は事業団で執行されていた。今後、事業移管については、県所轄部署と事業団の間で文書等により明確にする必要がある。	81

財団法人岐阜県産業文化振興事業団

番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
②	未来会館の利用状況データ	指摘	未来会館の総利用人数の集計方法について、長良川ホール等の貸館を利用した人は、展示室など貸館以外の施設も利用するとの前提で人数が計算されている。実際の利用人数より過大に集計されることから、現状の正しい利用状況を示しているとはいえない。	82
③	ハイビジョンホール鑑賞事業	意見	ハイビジョン自体も一般の家庭電化製品の販売店で入手可能な段階までになっており、ハイビジョン映像の啓蒙、普及の目的についてその達成度を再度検討する時期にあるのではないかと思われる。	85
④	マルチメディア工房	意見	マルチメディア工房内の機械設備は、平成7年以前に設置されており、技術革新が進んでいく中で、設備の老朽化が著しいと思われる。また、外部の利用者が少なく、施設の有効な利用がなされているとは言い難いと思われる。マルチメディア工房事業のあり方について再検討が望まれる。	88
⑤	自主企画事業の民間委託	意見	事業団が実施主体として事業を行う場合、公共施設である以上、児童・生徒から高齢者を対象としたより公益性の高い多彩な事業を実施するのは当然であるが、収益性も考慮した事業実施も必要と考える。具体的には、事業団は、主として公益性の観点から公演内容を企画立案するとともに、公演運営リスクの民間転嫁の可能性を追求し、共催事業という形で補助金を支出し、補助金に上限を設けることで行政側のリスクを限定することが考えられる。	90
⑥	飛騨・世界生活文化センターの計画と実績との比較	意見	飛騨・世界生活文化センターの展示の利用実績は、当初計画と比較すると低迷している。立案された計画について、どこに問題があったのかを分析し、需要の見込み違いがあれば、今後、どのようにすれば正確に予測することができるのかを検討する必要がある。	92

## 財団法人岐阜県県民ふれあい会館

番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
①	貯蔵品関係	指摘	貯蔵品として計上されているサラマンカグッズは、最近販売が滞っており、平成13年度に売却されたものの原価は41千円で、平成13年度末では737千円が在庫となっている。このうち商品価値が著しく下がったと判断されるものについては、早期に処分することが必要である。	105
②	パイプオルガンの利用	意見	パイプオルガンは、サラマンカホール運営の基本戦略の一つであるにもかかわらず、演奏を一般の人が聞く機会は非常に少ないといえる。パイプオルガンはその製作に3年を要した国内でも珍しい手作り品であり、演奏を聞く機会を増やす方法を検討する必要があると思われる。	109
③	サラマンカホールの自主事業の収支	意見	サラマンカホールの自主事業の収支について、自主事業費に対する入場料収入の割合が減少している。自主事業の目的に沿って、どのような公演を開催していくかを検討し、事業費とのバランスを取りながら、経費の節減に努め、県費負担をできるだけ少なくする必要がある。また、外部資金の導入及び貸ホール事業で民間による公演が開催されるよう、運営面での努力が必要と考えられる。	112

(2) 研究開発型の団体

財団法人岐阜県国際バイオ研究所				
番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
①	共同研究関係	指摘	電子メールで共同研究者間相互の権利関係を調整して、論文の発表等をしているが、契約書を締結していない。権利義務を明確にするためには共同研究者との間で契約書を取り交わしておくべきである。	127
②	独自研究事業の内容及び決定方法	意見	従来は、財団の知名度を高めるために、採用された研究員の専門分野を重視した研究テーマの選定がなされてきたと考えられる。 今後は、財団の主たる目的である地域住民の健康福祉の向上、地域産業の活性化等への貢献をより一層視野に入れた研究テーマを選定し、また、それに必要な研究者の公募等も検討していくべきであると考ええる。	128
③	独自研究事業単位での事業評価	意見	独自研究事業に対する事業評価が行われていない。 財団の限られた経営資源を効率的かつ経済的に配分するためには、各研究事業の成果の測定が必要である。事業評価のための定量的な指標を定めて、少なくとも、年度ごとの事業評価を行うべきである。 また、人件費をはじめとした原価が個別研究事業ごとに把握されておらず、合理的な按分基準等を定めて、研究事業ごとの個別原価を把握する仕組みを整備すべきである。	128

財団法人岐阜県研究開発財団

番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
①	エンタープライズ岐阜	意見	岐阜県では、ベンチャー企業支援システムとして企業の成長段階に合わせたきめ細かいサポート体制が確立されている。ベンチャー企業自体が少ないと思われる現在の状況において、各組織が、それぞれ独立して活動することは、望ましいとは思われない。今後は、支援機関の連携を強化し、総合力を発揮できる支援体制を整備するとともに、ベンチャー企業のデータベース等の共有化を行うことが期待される。	148
②	財団の独立性	意見	財団は、多方面に事業を展開している一方、テクノプラザ本館の中においては、県の機関である科学技術振興センターが常駐しており、財団が施設の維持管理を受託し、研究開発事業の補助を行う合理的な理由が明確ではない。 財団形式であると、理事長をはじめ事務局の人件費、光熱費等が必要になり、間接コストの発生が避けられない。今後は、これらの間接コストを十分に上回る成果を県民に説明できるよう一層の経営の改善が期待される。	150
③	貸館の状況	意見	テクノプラザ本館の貸館は、当初は主に施設内のベンチャー企業に利用してもらうことを想定していたが、実際の利用者は、地元などの一般企業の利用が半分以上である。当初の趣旨からどのような利用がなされるべきか検討が必要と考えられる。	152

(3) 役務提供型の団体

社会福祉法人岐阜県福祉事業団				
番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
①	補正予算請求	指摘	支払時に経費処理を行うと予算に対して支出超過となるため、暫定的に「その他の仮払金」勘定をもって処理し、補正予算が確定した後、当該仮払金を清算するという処理を行っている。予算超過の真がある場合には当該金額を把握して、補正予算請求等の措置を行うべきである。	167
②	業務委託契約、単価契約	意見	業務委託契約等については、各施設が独自に業者を選定し契約締結を行っており、同じ購入品や業務委託であっても、施設によって購入価格や契約価格が相違している場合が多い。大量購入により購入単価をディスカウントできる可能性もあり、施設単位での購入ではなく、共同購入や本部事務局での一括契約等による購入方法を検討すべきである。	171
③	雑収入勘定の利用	意見	雑収入勘定の計上額が多額に上っており、取引内容を適切に把握することができない。 雑収入の計上額については、その内容を吟味すると同時に、一定の金額基準を設けて、当該金額を超えるものについては、別掲して表示するか注記する等により対応することが望まれる。	173
④	情報公開	意見	事業団としてのホームページの開設や決算書類のホームページでの公開は行われていない。福祉サービスの特殊性を考慮して、マス・マーケットよりもワン・トゥー・ワン（一対一の対個人）を強く意識して、インターネット等を利用して情報発信を行う必要がある。	174

番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
⑤	支援費支給制度への対応	意見	県立の福祉施設においては、今後自立的運営や自らの経営の合理化、効率性の追求が求められ、かつ、民間の福祉施設に対してもイメージリーダーとして指導的役割を果たすという課題が課せられており、定員割れ防止など相応の対策を講じてその重責を果たしていくべきであると考えます。	175
財団法人岐阜県健康長寿財団				
番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
①	全般的管理体制	指摘	会議形式の理事会に書面表決書及び委任状は提出されているが、本人が出席していないケースが多い。現在、理事は各種関係団体の代表者が就任しているが、本人が出席できない場合は代理人が出席して、財団の業務執行状況を確認し、さらに情報交換等を行うべきと考えられる。	189
②	備品関係	指摘	有形固定資産の減価償却に当たり、単純に耐用年数等を用いて均等償却している場合と、償却率を簿価に乗じて計算している場合とが混在している。	190
③	組織と予算との関係	指摘	財団の組織と予算との関係は、非常に複雑になっている。これは過去に財団が統合をしてきたことが原因と思われるが、事業をより効率的に実施するために早急に組織と予算の整理を行う必要がある。	191
④	財団保有の土地	意見	財団保有の未利用地や駐車場用地について、将来、減損処理の対象となる可能性がある。	193
⑤	健康法実践リーダー養成講座促進事業	意見	健康法実践リーダー養成講座のアンケートにおいて、「指導者」といった表現は誤解を招きやすいため、質問内容を「今後、所属団体において、健康づくり活動を行っていきたい」などに変更すべきである。また、養成講座の受講者が、所属団体や地域で行った健康づくりに関する活動内容の報告を求めるなど、評価体制を検討すべきである。	194

## (4) その他の団体

社団法人岐阜県農畜産公社				
番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
①	受精卵の評価	指摘	一般農家向け販売の受精卵は公社受精卵評価委員会の品質評価によって決定された区分に基づき販売価格で評価され、東濃牧場へ供給の受精卵は概算で算出した製造費用によって評価されており、評価方法が相違しているため、改善が求められる。	205
②	農作業受委託促進特別事業における貸付金延滞分の処理	指摘	貸付金のうち返済期限に返済されなかった額を未収金として計上され、当該貸付金の原資である借入金についても返済されていないため、同額を未払金として計上されている。結果として、資産と負債が二重に計上されており、未収金と未払金の計上は不要である。	206
③	借入金の表示	指摘	つなぎ資金としての数日間の借り入れが長期借入金として表示されているが、短期借入金として表示すべきである。	207
④	退職給与引当金の計上不足	指摘	退職給与引当金は、年度末自己都合要支給額の40%を計上することとされているが、100%計上すべきである。	207
⑤	価格変動等準備引当金残高の妥当性	指摘	価格変動等準備引当金が計上されているが、租税特別措置法に基づく同引当金は既に制度が廃止されている。その全額を取り崩して正味財産への振替を行う必要がある。	207
⑥	長期保有農地の早期処分	意見	長期保有農地の早期処分を図るとともに、土地の価格変動リスクを想定していない農地保有合理化促進事業の事業スキームの見直しを行う必要がある。	209

財団法人岐阜県文化財保護センター

番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
①	理事会の運営	指摘	「書面表決による臨時理事会」の一部について、各理事から入手した表決書の日付が臨時理事会の開催日より後日となっているものがある。理事会を開催するためには、出席できない理事から表決書を事前に入手することが必要である。	229
②	債務負担行為に該当するリース契約	指摘	平成13年度に決裁されたリース契約の中に単年度契約ではあるが、契約書とは別に4年間の契約継続を拘束する覚書が作成されており、中途解約時には違約金が課せられるという項目があった。このような取引は実態から判断すると、解約不能のファイナンス・リース取引であり、当初の契約締結年度に債務負担行為として措置されるべきものである。	230
③	情報公開に関する手法の見直し	意見	マス・マーケットを意識した情報発信を行うことが必要であり、報告書や出土収蔵品等の展示・公開を推進するとともに、決算書類についてもホームページ上で公開することが望ましい。	232

財団法人岐阜県浄水事業公社

番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
①	出納関係	指摘	総勘定元帳に現金預金勘定しか設けられていない。総勘定元帳には、現金、普通預金、定期預金といった勘定科目を設け、現金を受け入れたときに現金として計上すべきである。	245

財団法人地球環境村ぎふ

番号	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
①	手書きの総勘定元帳	意見	総勘定元帳が手書きで作成されている。業務効率化のため、会計ソフトの導入が望まれる。	256

### Ⅲ 県に対する意見

ここでは、各団体に対して改善を求めるより、団体も含めた県全体に対して取り組んでもらいたいと考える事項を記載した。

番号	項目	意見の要旨	頁
①	稼働率の明確化	稼働率は、単純に「利用日数／施設稼働日数」の算式で求められる数値では実態を正しく表したことになる。今後は、インターネットで事業報告書等が公開されることが想定され、利用者に正確な情報を提供するために、また、施設の管理運営を受託している中間機構が相互に比較し、稼働率向上のインセンティブとするためにも、稼働率の算出方法を統一することが望まれる。	258
②	インターネット通販業者の利用	経費削減の一環として、物品購入に当たりインターネットでの検索も見積手続の一つに加えてみることを検討してよいのではないかとと思われる。	258
③	出勤簿の電子化とタイムシートの導入	民間企業の中には、各自の端末から1日の業務内容をプロジェクトごとに要した時間を入力し、コンピュータで集計することにより容易に業務内容の分析ができるシステムが導入されている。また、予算作成時にも何人のマンパワーが必要なのか計画しておくことにより、実績と比較した場合に効率性を検証することが可能となる。中間機構は、比較的独立した団体として運営されており、タイムシートの導入による業務管理を実現させるべきである。	258
④	非常勤理事の多い団体	理事会を開催しても出席していない人も多く、事務手続が煩雑になること、及び団体の意思決定に迅速さを欠くことなどが懸念される。業界とのつながりを尊重しなければならないことなど配慮の余地はあると思われるが、あまりにも多い場合には、出席等の実績を十分検討の上、思い切った削減が求められる。	259

番号	項目	意見の要旨	頁
⑤	アンケートの実施と分析	<p>施設の利用者に対するアンケートを行っている団体が少なかった。利用者やサービスを受ける人の意見を収集することは、利用者の満足度を向上させるために重要である。また、単にアンケートを実施するだけでなく、アンケート結果をフォローアップ分析して、次回の事業計画に反映させていくことが必要である。</p> <p>一方、最近の行政評価システム導入の過程において、アンケートの実施は、事業の評価指標における利用可能な定量的データの収集方法の一つとして重要視されている。継続的にアンケートを実施することにより、利用者のニーズから乖離していく危険を防止するとともに、事業評価に役立てることが求められる。</p>	259
⑥	役員への民間人の登用と県OB職員の廃止	<p>中間機構が民間企業の手法を取り入れ自立的で効率的な経営を目指すならば、トップに民間出身の経営者を導入してみることも検討に値すると考えられる。主要な職位にある者が、率先して経営感覚を持たなければ、中間機構の自立性は確立されないと思われる。</p> <p>コスト感覚のある民間企業の経営者の導入を中間機構の自立化、業務効率化という観点から検討してみることが望まれる。</p>	260
⑦	コスト削減の仕組み	<p>各団体の収支を見ると、そのほとんどが「受託収入＝支出額」となっており、いわゆるゼロ精算がなされている。団体のコスト削減努力が評価されないことになると考えられる。外郭団体である中間機構において独立採算が求められている一方において、団体の運営努力の結果生じる余剰金の全額が県に返還されるのではモチベーションの向上につながらないと思われる。</p> <p>民間企業の経営感覚を取り入れるならば、余剰金は自主事業の財源として不可欠なものであり、繰越収支差額の取り扱いについて改善が求められる。また、コスト削減した結果が翌年度の収入予算額の減少に極端に反映されない仕組み作りが必要と考えられる。</p>	260

番号	項目	意見の要旨	頁
⑧	行政コスト計算書の作成と活用	<p>公益法人会計基準に基づき、決算書類を作成しているものの、その内容は団体の実態を表すものとは言い難く、不十分であると考えられる。団体の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。</p> <p>行政コスト計算書は、団体の説明責任の確保と透明性の向上の観点から、県民が負担すべきコストを集約して表示する計算書であり、例えば、通常コストとして認識されない出向者の人件費や県有財産の減価償却費などの機会費用もコストとして認識するものである。</p>	261
⑨	大型施設の収支計画と実績との比較	<p>大型施設について収支計画と実績との比較を行ったところ、中・長期の収支計画が十分であるとはいえなかった。このような大型施設については、PFIと同様の長期にわたる収支計画が立案されていなければならないと考える。</p> <p>飛騨・世界生活文化センターの事例をはじめとして、他の施設についても、今後、計画と実績の差異を分析する仕組みを制度化することが重要である。</p>	263
⑩	住民参加型の事業とマーケティング思考	<p>財団法人岐阜県研究開発財団でのサイエンスワールドの取り組みが注目される。ここでのコンセプトは、従来のハード中心の科学館から、入館者が参加して体験するソフト中心のプログラムへ移行して成功している例である。</p> <p>近年の成熟化した社会では、施設の見学ばかりでなく、ヒューマンタッチなソフト中心の運営が求められるように変化してきているのではないかとと思われるのである。その変化に対応できる工夫が、求められているといえる。</p> <p>外部に対する経営戦略の面においても、来訪者、来館者をいかに満足させることができるかという民間のサービス業的思考への切り替えが必要と考えられる。</p>	264

番号	項目	意見の要旨	頁
⑪	プロパー職員の活性化	<p>今後、財政が厳しくなることが予想される中で、給与総額の抑制は避けて通れないものと考えられる。プロパー職員の活性化について、社会福祉法人岐阜県福祉事業団の経営改革プランは、組織・職制の簡素化をはじめ、各種見直しを行っており、他の中間機構の人事制度についても、是非参考にさせていただきたい。なお、この制度は、人事考課を給与に反映させており、従来の年功序列制度を改めた点で革新的である。</p>	265
⑫	連結貸借対照表の作成と活用	<p>中間機構を含めた県全体の資産、負債がどれだけあるのかを情報開示することが求められる時代となっている。しかし、県全体の資産、負債がどれだけあるのかは、県の決算書類を見ても把握できない。情報開示の一つの手段としては中間機構も含めた連結貸借対照表を作成し、県全体の財政状態を把握する方法がある。一部の地方公共団体では、すでに連結貸借対照表が作成され、一般に公表されている。連結貸借対照表を作成し、県全体の財政状態が議会等を通じて県民に情報公開されることが望ましい。</p>	265



【本文】



## 第1 外部監査の概要

### I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第4項及び岐阜県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

### II 選定した特定の事件（監査のテーマ）

#### 1. 外部監査の対象

財政援助団体の運営及び管理について

#### 2. 外部監査対象期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

### III 事件を選定した理由

県は、出資金、補助金、委託費等の形で多額の資金を財政援助団体へ交付しており、実質的に県政の一翼を担い、県民に深いかかわりをもつ重要な事業を遂行している財政援助団体も少なくない。県の会計と区分されているこのような団体が、健全で適切な運営がなされているかどうかは県民の関心の高いところといえる。また、今日特殊法人の改革の必要性が議論される中、岐阜県においてもその現状を把握することは意義があるものと思われる。

監査対象としては、財政援助団体のうち、特に県とのかかわりが深い「中間機構」といわれる団体の中から11団体を抽出し、その事業内容、運営状況等を調査することとした。

#### IV 外部監査の対象とした財政援助団体

区 分	団 体 名
施設管理運営型	財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団
	財団法人岐阜県産業文化振興事業団
	財団法人岐阜県県民ふれあい会館
研究開発型	財団法人岐阜県国際バイオ研究所
	財団法人岐阜県研究開発財団
役務提供型	財団法人岐阜県健康長寿財団
	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
その他(財務内容、外部環境との合致等)	社団法人岐阜県農畜産公社
	財団法人岐阜県文化財保護センター
	財団法人岐阜県浄水事業公社
	財団法人地球環境村ぎふ

#### V 外部監査の方法

##### 1. 監査の要点

各団体の社会におけるその役割や機能は異なること、また、限られた監査資源を有効に使用するため、すべての団体に対して一律の監査視点から捉えるのではなく、それぞれに類似した性格を持つ団体ごとに分類し、それらのグループごとに中心とされる事業に焦点を当てることにより、ポイントを絞って監査手続を進めることとした。

(1) 施設の管理運営が主な事業の一つである団体(以下「施設管理運営型の団体」という。)

施設の稼働状況、委託費、利用料金の徴収事務、その他附随事業の有効性について検討する。

(2) 研究開発が主な事業の一つである団体(以下「研究開発型の団体」という。)

研究の内容、評価制度の導入、人事評価、目標による管理などを検討する。さらに、調査、指導、育成及び相談などの業務についても十分な成果が得られているか検討する。

(3) サービス等の役務の提供が主な事業の一つである団体(以下「役務提供型の団体」という。)

健康、福祉分野における知識、技術、情報、生活補助などの役務提供型の団体については、成果が一般的に見えにくいことから、事業の内容について検証するとともに、不効率な事業がないか調査する。また、団体の経営管理制度や組織体制に問題がないか検討する。

(4) その他の団体

(1)から(3)に該当しない団体については、主に財務内容の調査、団体の事業内容が、現在の社会、経済環境に合致したものであるか等について検討する。

## 2. 主な監査手続

(1) 施設管理運営型の団体

施設の稼働率のデータを入手し、データが事実に基づいているか突合する。また、稼働率が低迷しているものはないか、低迷しているものがあればその原因を分析する。施設の管理運営費について、委託手続は規則に準拠して実施されているか等を調査する。

(2) 研究開発型の団体

研究テーマについて説明を受け、テーマが県全体の意向に準拠しているか、住民の生活に役立つものであるかを検討する。また、評価制度は、数値化されて客観的になされているかを検討する。ベンチャー企業育成などの事業については、地域経済の調査、指導、研究体制に問題はないかヒアリングするとともに業務内容を検討する。

(3) 役務提供型の団体

事業内容について説明を受け、事業内容に工夫がなされているか、不効率がないかを検討する。また、各施設に往査し、出納業務をはじめとした管理体制に問題がないか検討する。

(4) その他の団体

資産を保有する団体については、その内容を検討する。また、設立の過程、現在の事業内容を検証し、時代のニーズと乖離したものとなっていないかを質問、資料の閲覧により検討する。

## VI 外部監査の実施期間

平成14年6月12日から平成15年2月28日まで

## VII 補助者

公認会計士	6名
会計士補	3名
その他	2名

## VIII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査の対象

### I 公益法人改革

#### (1) 公益法人改革の現状

行政改革大綱に基づいて平成14年3月29日の閣議により、公益法人に対する行政関与のあり方の改革実施計画が決定されている。国からの公益法人への補助金・委託費等については、以下の措置が講じられている。

- ① 委託等に係る事務・事業の改革
- ② 推薦等に係る事務・事業の改革
- ③ 補助金等の見直し

この中において、「③補助金等の見直し」の具体的な内容は、以下のとおりである。

- a. 第三者分配型補助金等
- b. 補助金依存型公益法人
- c. 役員報酬に対する助成

a. の第三者分配型補助金等は、平成12年度に国から公益法人に交付された補助金等のうち、交付先の公益法人において当該補助金等の5割以上を他の法人等の第三者に再度分配・交付するケースである。実施する事務・事業の必要性等を検証したうえで、交付先公益法人が事務・事業を直接行うこと等により、第三者への分配・交付比率を5割未満へ改善する等の措置を講ずることが必要とされている。

b. の補助金依存型公益法人は、平成12年度に国から交付された補助金等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人である。当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることが必要とされている。

c. の役員報酬に対する助成については、役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととするというものである。

## (2) 公益法人制度の抜本的改革に向けて

### ① 論点整理の概要

平成14年8月2日に内閣官房行政改革推進事務局の行政委託型公益法人等改革推進室より、公益法人制度の論点整理が行われている。これによると、「公益法人制度は、100余年にわたり抜本的な見直しは行われて来ず、一方で特別法に基づく法人制度の創設、NPO法、中間法人法の制定により制度論としてかえって複雑になったとの指摘もある。また、公益法人は、民間非営利活動を担う代表的な主体として一定の役割を果たしてきたが、主務官庁の設立許可と一般的指導監督権限等、その運営、指導監督、ガバナンス等のあり方について種々の批判が見受けられる。」とされており、具体的には、以下のとおりである。

- ア 主務官庁の自由裁量による許可主義を採用しているため、法人設立が簡便ではない。また、同一法人に対しても事業分野ごとの主務官庁の指導監督があり、極めて煩雑である。
- イ 公益性の判断基準が不明確であり、かつ、行政が自由裁量で判断するのは良くない。
- ウ 主務官庁による一般的な指導監督権限を背景に、不祥事が発生するたびに指導監督が強化されてきたが、こうした事前規制の仕組みが限界に来ている。
- エ 公益法人への公務員のいわゆる「天下り」が多く、その公益法人への検査、検定等の行政事務の委託等により、民間企業や個人の活動が著しく阻害されている事例が多数見受けられる。
- オ 現状のディスクロージャー（業務・財務等の資料の開示）は、インターネットの活用等の改善もなされているが、その内容が分かりにくい、あるいは法的根拠を持たないガイドラインに基づく制度のため必ずしも徹底されない等の問題がある。
- カ 公益性を時代や法人活動の変化に即して柔軟に見直す仕組みがなく、公益法人の中には公益法人といえない、営利法人や中間法人に本来的に分類されるべき性格のものが混在している。
- キ 財団法人については、低金利時代に運営が困難になっており、また、社団化しつつあるものも見受けられる。財団法人制度の抜本的改革が必要である。

このような観点から、内閣官房行革推進事務局は、論点を以下の項目にまとめている。

- a. 法人類型のあり方
- b. 適正運営の確保
- c. 税制上の措置
- d. 現存する公益法人の他法人類型への移行

## ② 日本公認会計士協会の意見

日本公認会計士協会からは、特に公益法人の適正運営の確保について、必要な提言を公表している（「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）に関する意見について」）。項目としては、以下のとおりである。

- a. セルフガバナンス
- b. ディスクロージャー制度
- c. 事後チェック主義
- d. 会計制度
- e. 外部監査制度

具体的に、セルフガバナンスについては、「理事長、常勤理事、非常勤理事、理事会、監事、幹事会、評議員会等、個々の機関の責任と権限を内部統制機能との関係から明確にし、さらには、理事、監事の適格性を示す等の踏み込んだ措置も必要と考えられる。特に業務監査及び会計監査を担う監事監査について、機能の強化が必要であり、タイムリーな業務執行の監査を可能にするよう機能を具体的に示す必要があり、また、専門家による外部監査を有効に活用するとともに監事監査と外部監査の機能分担を明確にすることが必要である。」としている。また、ディスクロージャー制度については、具体的な開示基準を定める必要があること、事後チェック主義についても、法人に対する改善命令、解散命令等の要件、手続を明確にし、予めこれを公表する必要があるとしている。

さらに、これらの制度を有効に機能させるために、会計制度の整備が不可欠であり、非営利法人の適正運営確保のために外部監査制度が必要と提言している。

## II 岐阜県における財政援助団体の概要

### (1) 岐阜県の公益法人

平成14年7月1日現在、岐阜県知事が所管している公益法人は、以下のように集計され、295団体となっている。

所管課名	社団法人	財団法人	合計	所管課名	社団法人	財団法人	合計
<知事公室>	1	4	5	農林水産政策室	1	-	1
広報課	1	1	2	農業振興室	2	6	8
科学技術振興センター	-	3	3	農産振興室	2	1	3
				園芸特産振興室	1	1	2
<経営管理部>		2	2	畜産振興室	6	1	7
企画管理課	-	1	1	水産振興室	-	2	2
福利厚生室	-	1	1	林業振興室	1	-	1
				商工局管理室	-	1	1
<地域県民部>	15	33	48	交流産業室	2	15	17
消防政策室	4	2	6	パト・コパクション室	-	2	2
地域政策室	-	1	1	産業経済室	21	4	25
土地対策室	1	-	1	商工室	3	6	9
国際室	-	4	4	情報産業室	1	1	2
市町村課	2	20	22	労働行政室	2	9	11
県民政策室	-	1	1	雇用対策室	20	-	20
青少年室	2	3	5				
男女共同参画室	-	1	1	<基盤整備部>	29	14	43
文化振興室	-	1	1	建設政策課	17	1	18
教育振興室	3	-	3	道路維持課	1	-	1
				水資源課	-	1	1
<健康福祉環境部>	53	24	77	都市政策課	-	3	3
企画管理課	-	1	1	都市整備課	1	-	1
健康政策課	1	1	2	公園緑地課	1	3	4
医療整備課	36	-	36	建築指導課	4	-	4
保健医療課	-	1	1	住宅課	-	2	2
生活衛生課	4	1	5	上下水道課	-	1	1
薬務課	4	-	4	農山村政策課	1	1	2
福祉政策課	1	13	14	農地整備課	1	-	1
高齢福祉課	-	2	2	森林課	3	2	5
障害福祉課	3	1	4				
児童家庭課	1	1	2	<警察本部>	3	4	7
廃棄物対策課	2	2	4	厚生課	-	1	1
自然環境森林課	1	1	2	生活安全総務課	1	1	2
				暴力対策課	-	1	1
<農林商工部>	63	50	113	交通企画課	1	1	2
検査指導課	1	1	2	運転免許課	1	-	1
合計					165	130	295

(2) 岐阜県の公益法人改革への取り組み

岐阜県では、平成4年度から第2次行財政改革の中で、県出資法人の改革を進めており、平成9年度以降、組織、事業の見直し、財政援助団体の統廃合を実施している。さらに、平成13年6月には、それまで委員会形式であった団体の指導体制について、これを新たに中間機構経営指導室として組織化し、団体の経営指導に当たっている。中間機構とは、岐阜県と特に密接な関係にある団体を意味し、具体的には下記表の※マークの団体をいう。中間機構経営指導室は、この中間機構を含めた以下の団体について、今後のあり方についての計画を策定・実施すること、民間企業の経営手法、企業的視点の導入を促進すること、及び経営評価の導入をすることに取り組んでいる。

出資割合25%以上の法人(中間機構等財政援助団体)

平成14年4月1日現在

番号	名称	県出資割合	所轄部	所管局	中間機構に該当※	所管課
1	(財)岐阜県研究開発財団	100.0	知事公室	—	※	科学技術振興センター
2	(財)岐阜県国際バイオ研究所	66.7	〃	—	※	〃
3	(財)岐阜県広報センター	100.0	〃	—	※	広報課
4	(株)放送センター	35.0	〃	—		〃
5	(財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団	49.6	地域県民部	地域計画局		地域政策室
6	明知鉄道(株)	32.5	〃	〃		総合交通室
7	長良川鉄道(株)	27.5	〃	〃		〃
8	(財)岐阜県国際交流センター	100.0	〃	〃	※	国際室
9	(財)岐阜県市町村行政情報センター	26.2	〃	〃		市町村課
10	(財)岐阜県県民ふれあい会館	90.0	〃	県民生活局	※	県民政策室
11	(財)岐阜県産業文化振興事業団	100.0	〃	〃	※	文化振興室
12	岐阜県土地開発公社	100.0	〃	事業経営局	※	事業政策室
13	(財)岐阜県公衆衛生検査センター	33.3	健康福祉環境部	—		健康福祉環境部企画管理課
14	(財)岐阜県健康長寿財団	57.1	〃	健康局	※	健康政策課
15	(社福)岐阜県福祉事業団	90.0	〃	福祉局	※	障害福祉課
16	(財)岐阜県環境管理技術センター	62.5	〃	環境局		廃棄物対策課
17	(財)地球環境村ぎふ	50.0	〃	〃	※	〃
18	岐阜県名産販売(株)	40.4	農林商工部	—		農林商工部企画管理課

番号	名 称	県出資 割 合	所轄部	所管局	中間機構 に該当※	所管課
19	(社)岐阜県農畜産公社	56.8	〃	農林水産局	※	農業振興室
20	(社)岐阜県畜産協会	49.9	〃	〃		畜産振興室
21	(社)岐阜県肉用子牛価格安定基金協会	46.9	〃	〃		〃
22	(財)岐阜県魚苗センター	45.0	〃	〃		水産振興室
23	(財)岐阜県産業経済振興センター	100.0	〃	商工局	※	産業経済室
24	(財)岐阜産業会館	50.0	〃	〃		商工局管理室
25	(財)セラミックパーク美濃	33.0	〃	〃		〃
26	(財)飛騨地域地場産業振興セン ター	25.0	〃	〃		商工業室
27	(財)ソフトピアジャパン	100.0	〃	新産業労働局	※	情報産業室
28	(株)VRテクノセンター	37.0	〃	〃		〃
29	(株)新産業支援テクノコア	50.8	〃	〃		〃
30	(株)サン・シング東海	44.0	〃	〃		雇用対策室
31	(財)岐阜県建設研究センター	100.0	基盤整備部	建設管理局	※	建設政策課
32	岐阜県道路公社	100.0	〃	〃	※	道路建設課
33	(財)小里川ダム対策基金	50.0	〃	〃		水資源課
34	(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター	100.0	〃	都市整備局	※	公園緑地課
35	岐阜県住宅供給公社	90.1	〃	〃	※	住宅課
36	(財)岐阜県浄水事業公社	50.0	〃	〃	※	上下水道課
37	(社)岐阜県森林公社	47.8	〃	農山村整備局	※	森林課
38	(社)木曾三川水源造成公社	46.9	〃	〃		〃
39	(財)岐阜県文化財保護センター	100.0	教育委員会	—	※	社会教育文化課
40	(財)岐阜県美術振興会	99.9	〃	—		〃
41	(財)岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	99.9	〃	—	※	スポーツ課
42	(財)岐阜県体育協会	87.2	〃	—		〃
43	(財)岐阜県暴力追放推進センター	85.8	警察本部	—		暴力対策課

### (3) 外部監査の対象

公益法人改革の流れを受け、岐阜県と特に密接な関係にある中間機構21団体のうち、人的関係、委託料、補助金への依存度が高い団体を抽出し監査対象とした。

### Ⅲ 岐阜県の行政評価システム

#### (1) 行政評価システム導入の背景

岐阜県においては、以下の四つのスローガンを掲げ、そのスローガンの達成に向けた具体的な手段として、平成12年度より行政評価システム導入への取り組みがなされている。

四つのスローガン

##### ① 早い県政

I Tの活用などにより、行政サービスの一層のスピードアップに取り組むとともに、県民の「声」や「社会の変化」に素早く対応した行政サービスを提供する。

##### ② 安い県政

職員や県の組織にコスト意識を徹底させる中で、組織の合理化や仕事の進め方の見直しなどを行い、効率的、効果的に行政サービスを提供するとともに、民間の活力やノウハウの活用に取り組む。

##### ③ ガラス張りの県政

県政に関する情報を広く県民に公開して、情報の共有を進めるとともに、県民の意見や提言を聞きながら、事務事業を進めていく。

##### ④ 納得の県政

県の施策や事務事業について、その成果等を重視した運営に努めるとともに、随時成果を公表し、県民に満足していただけるような行政サービスの提供に努める。

#### (2) 導入目的

県民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 行政活動に関する情報の公開を進め透明性を確保</li><li>・ 行政活動へのチェック</li><li>・ 行政活動に対する理解や共通認識を深める</li><li>・ 行政に対する信頼性の向上</li></ul>
質(有効性、効率性等)の高い行政の実現	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 必要最小限のコストで行政運営</li><li>・ 評価結果の学習・蓄積による政策形成能力の向上</li><li>・ 評価の結果を企画立案に反映させる仕組みづくり ( <b>PLAN→DO→CHECK→ACTION</b>のサイクル)</li><li>・ 職員の意識改革の推進 (県民の視点重視)</li></ul>

### (3) 導入状況

領域	事前評価	中間評価	事後評価
政策	・「県政の指針」等の中 長期ビジョンや計画へ の県民意見の反映 ・県政の総合的基本方 針への県民意見の反映 ・予算編成プロセスの 公開と県民意見の反映	政策評価 (平成13年度試行中)	
施策		施策評価 (平成12年度～)	
事務事業		事務事業の見直し (平成6年度～)	
公共事業	公共事業事前評価 (平成12年度)	公共事業再評価 (平成10年度～)	公共事業事後評価 (平成13年度～)
公共事業以外の 大規模施設	大規模施設評価(制度構築に向けて検討中)		

### (4) 施策評価の実施プロセス

STEP1	評価の施策体系を「県政の総合的基本方針」に基づき設定
STEP2	施策体系に基づき、「施策の成果」を「指標」を用いて確認
STEP3	県の事業を施策目的ごとに分類し、「事業実績(実施状況)」を確認
STEP4	「施策の成果」と「事業実績」を比較し、施策を分類
STEP5	「施策の分類」「情報収集実績」「施策の性質」「他県の成果水準」等の情報を総合的に分析・比較
STEP6	今後の方針を決定
STEP7	経営管理部が主管部局の行った評価の二次点検を実施
STEP8	「事務事業の見直し」により事業の具体的な取り扱いを検討
STEP9	議論の結果を翌年度の予算や事業内容に反映

### (5) 施策評価の仕組みとその活用

「施策評価」は、PLAN→DO→CHECK→ACTIONのサイクルの中で、施策を取り巻く状況を「成果：事務事業がもたらす県民生活の変化など」「業績：各事務事業の実施状況」「費用：予算」「情報：県民の声や民間・他県等の先進事例」という観点から多面的に評価し、その結果を具体的な行政活動やサービスに反映させている。具体的には、施策とその目的を達成するための事務事業を整理分類し、個々の事務事業が施策目的に合致しているか、過不足の事業はないかなどを点検している。

## 第3 監査の結果及び意見

### I 各団体に共通する監査の結果及び意見

#### (1) 物品の現物実査（指摘）

県会計規則第92条の3に規定された物品の現物実査が行われていない事例が見受けられたため、以下に留意して確実に実施する必要がある。

- a. 県有物品と団体独自の物品を明確に区分する。
- b. 所在場所については、できる限り詳細に記載する。
- c. 個々の物品ごとに番号を付け、現物にも番号付きのシールを貼付する。特に県有物品については、その取得時に建物付帯設備、備品等をまとめて登録している例が見受けられ、実査に対応できる台帳の作成が望まれる。
- d. 二人一組で現物実査を行う。
- e. 寄付等無償で取得したのものも同様に管理する。

（参照80頁、145頁、245頁）

#### (2) 仕訳伝票（指摘）

「調定決議書兼収入金調書兼収入伝票」、「支出金調書兼支出伝票」など決裁用の稟議書と仕訳伝票が一票になっていることから、仕訳伝票として日付順に整理しにくいなど網羅性に欠ける場合がある。したがって、例えばコンピュータ入力時にこれら伝票にコンピュータ上の伝票番号（自動連番）を記載し、その順番にファイルすることにより仕訳伝票としての網羅性を確保するよう改善が求められる。これにより総勘定元帳から仕訳伝票へのトレースが明確になると思われる。なお、仕訳伝票には、会計取引日のほかに入力日と入力者の処理済印を押すことが望まれる。（参照105頁、127頁）

### (3) 予算作成資料の作成(意見)

団体内部での予算作成資料について、どの部署の誰が責任をもって作成したものなのか明確になっていない。予算作成のプロセスは、重要であり、作成部署、作成者名等を明記することにより、関連した事情、状況、背景等の情報を後日調査する場合等に有効と考えられる。

### (4) 委託手続の改善事項(意見)

#### ① 個別の改善事項

設計金額等の算定根拠を明確にするとともに、資料として保管する。また、1者随意契約の場合は、その理由を必ず記載する必要がある。

#### ② 同一業者との長期間にわたる契約

今回の監査において、委託手続自体に大きな問題事項は見受けられなかったが、施設管理運営型の団体において、毎年同じ業者が同じ程度の金額で落札しているケースが目立った。一般に長期間にわたる同一業者への委託は、業者が現状に甘んじ、サービス向上の努力を怠り、結果として十分なサービスを受けられなくなると思われる。したがって、同一業者に長期間にわたり業務委託することによりサービスの向上が阻害されていないか検討することが必要と考えられる。(①と②の参照65頁、84頁、108頁、232頁)

#### ③ 電子入札制度の導入

入札制度改革として、電子入札制度を導入することも検討すべきである。例えば、入札の内容をホームページ上で開示することのメリットは、以下のとおりである。

- a. 入札がタイムリーかつ効率的に行える。
- b. 広く業者に入札の機会を与えることができ、業者を指名する指名競争入札よりも公平に入札を行える。
- c. 入札コストが削減できる。
- d. 入札の透明性が確保できる。
- e. 入札結果をタイムリーに公表することで、県民に積極的に情報開示が行える。

(5) 個人パソコンの使用(意見)

個人のパソコンを業務に使用している例が見受けられた。ウイルス対策、情報漏えいなどセキュリティー対策の観点から望ましくない。データを消去したはずの中古パソコンから情報が復元できる事例などが最近注目されている。個人のパソコンを使用する理由は、団体所有パソコンの買替サイクルが7年となっており、最近のパソコンに比較すると機能が劣るため使い勝手が悪いことから、個人のパソコンを使用しているということであった。予算の関係もあり、改善は容易ではないと考えられるが、個人パソコンの使用を避けることが望まれる。

今回監査対象となった中間機構の個人パソコンの使用状況

平成14年11月末現在

団 体 名	パソコン使用 台数	うち個人の パソコン台数
財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	67	20
財団法人岐阜県産業文化振興事業団	117	9
財団法人岐阜県県民ふれあい会館	37	0
財団法人岐阜県国際バイオ研究所	14	0
財団法人岐阜県研究開発財団	56	8
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	91	15
財団法人岐阜県健康長寿財団	39	0
社団法人岐阜県農畜産公社	34	0
財団法人岐阜県文化財保護センター	34	27
財団法人岐阜県浄水事業公社	14	1
財団法人地球環境村ぎふ	10	2

(6) 行政評価システムの導入(意見)

県では行政評価システムを導入中であるが、このシステムを中間機構の独自の事務事業にも適用することが望まれる。各種事業の目標に対して、その達成率がどのような結果に終わったかを把握することは、意義があることと思われる。また、これらの団体は県と会計単位が全く別であることから、特定の事業に対してどれだけのコストにより目標を達成することができたのかが特に明確になるとと思われる。

また、事業報告書は、団体の説明責任を果たす手段として重要なものであり、インターネットによって公開されることが望まれる。事業報告書がインターネットで公開されているのは、財団法人岐阜県県民ふれあい会館のみであった。

事業報告書で、実績を記載している例は多いが、目標を記載して、その達成度合いを記載しているものはなかった。財団法人岐阜県研究開発財団が、事業報告書ではないが、課題整理の資料の中で、目標と指標(実績)のデータを作成している例があったが、このようなデータを事業報告書に記載することが望まれる。

団体の理事長は、評価内容に対して責任を負うべきであるし、また、PLAN→DO→CHECK→ACTIONのサイクルをディスクローズすることにより、モニタリングする機会を県民に与えることが望まれる。

(参照89頁、174頁、210頁、232頁)

#### (7) 役員服務規程の作成(意見)

役員といえども、組織上の役割の担い手としては、職位に割り当てられた職責を遂行することによって変わりはなく、具体的にどのような執務をすべきかを明確にしておく必要があると思われる。以下に例示した項目等について規程を制定することが望まれる。

- ① 役員の特権、義務、責務、職務分掌等
- ② 役員の定年、退任等
- ③ 勤務に関する事項(勤務時間等)
- ④ 服務規律
- ⑤ 報酬、賞与、退職慰労金
- ⑥ 出張旅費
- ⑦ 慶弔見舞等

#### (8) 施設稼働率向上の責務(意見)

県と施設維持管理型の団体との管理運営業務の委託契約において、団体の責務として、例えば「施設の設置目的が効果的に達成されるよう努めるものとする。」といった施設の稼働率向上に団体が協力する旨について直接触れられていないケースが多かった。

団体には、県と協働して施設の稼働率向上を図る責務も負っていることを明確にすることが必要である。(参照68頁)

## II 各団体ごとの監査の結果及び意見

### 『1』 施設管理運営型の団体

#### [1] 施設管理運営型

##### 1. 公の施設管理

地方自治法第244条第1項に「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」とされている。また、同法第244条の2第3項に、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認められるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。」として、例えば、外郭団体への施設管理委託が認められている。

これらの公の施設は、文化、芸術、スポーツ、伝統的風土といったカテゴリーに一般的に分類される。このような分類の下、岐阜県においても、一部の中間機構が、文化会館、ホール、競技場等の施設の運管理営を県から委託されている。

社会経済状況が変化していく中、このような公の施設について多額の資金を投じて施設を設置したものの、当初想定されていたとおりの活用がなされていないことや、維持管理コストが多額になり財政に重い負担となっていることが一般的に指摘されている。

##### 2. 主な施設の内容

中間機構の中でも以下の団体は、岐阜県を代表する施設の管理運営を委託された団体である。具体的には、以下が主な施設となっている。

###### (1) 財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団

- ・岐阜メモリアルセンター(総合スポーツ施設)
- ・長良川球技場
- ・長良川スポーツプラザ(宿泊施設及びトレーニングセンター)

###### (2) 財団法人岐阜県産業文化振興事業団

- ・未来会館(文化ホール)
- ・飛騨・世界文化生活センター(文化ホール、音楽ホールなど複合施設)

- (3) 財団法人岐阜県県民ふれあい会館
- ・ふれあい会館(貸会議室等)
  - ・サラマンカホール(クラシックホール)

[2] 財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団



## [2] 財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団

### 1. 団体の概要

#### (1) 目的

財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)は、産業・文化・スポーツ等のイベント・コンベンションを積極的に展開し、世界イベント村ぎふの発展を目指すとともに、県民に広くスポーツの普及振興を図り、心身ともに健康な県民の育成と明るく豊かな夢あふれる県土づくりに寄与することを目的とする。

#### (2) 事業内容

##### ① 産業・文化・スポーツ等のイベント・コンベンションの誘致・開催

「世界イベント村ぎふ」の中核として、国際的、全国的なイベントの誘致・開催に努め、広く県民が一流の人、ものにふれあう機会を提供する。

##### ② 生涯スポーツの振興

「県民1スポーツ運動」の推進を図るため、軽スポーツの普及振興、各種スポーツ教室の開催、指導者の養成等を行う。

##### ③ 競技力向上の推進

「日本一・世界一づくり運動」の推進を図るため、科学的なトレーニング指導の展開、指導者の養成等を行う。

##### ④ スポーツ情報の収集及び提供等

スポーツへの理解と関心を深めるため、インターネットをはじめ、広報誌等により情報を提供し、また、軽スポーツ用具、図書、ビデオの貸し出し等を行う。

##### ⑤ 県有施設の管理運営を受託

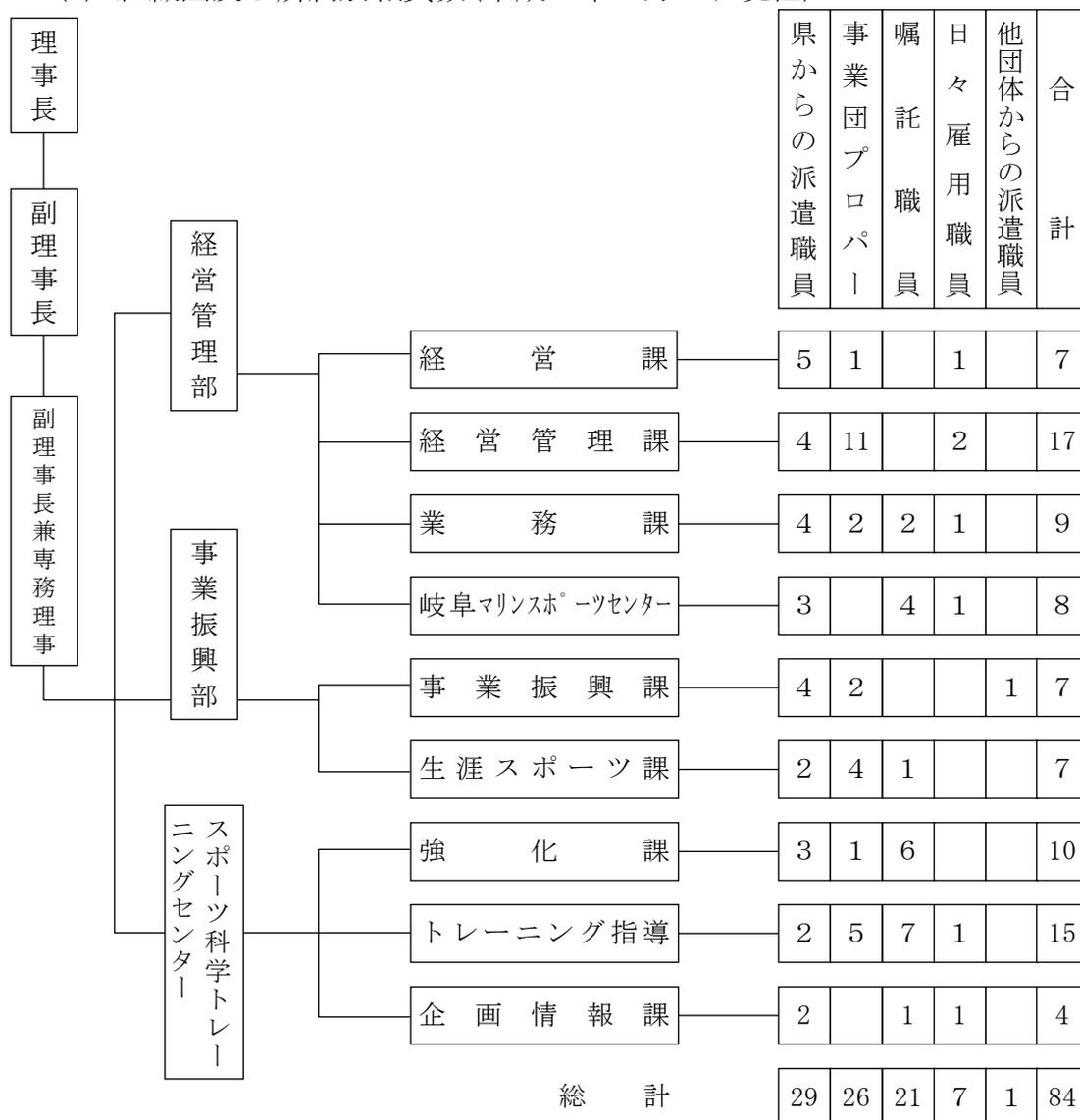
以下の県有施設の管理業務を受託し、効果的、効率的な運営を行う。

- ・ 岐阜メモリアルセンター
- ・ 長良川球技場
- ・ 長良川スポーツプラザ
- ・ 軽スポーツ研修センター
- ・ 長良公園
- ・ 岐阜マリンスポーツセンター

⑥ スポーツ関係事業の運営を受託

軽スポーツから競技力向上に至るまでの幅広いスポーツ関係の事業を県から受託し、効果的な事業運営を行う。

(3) 組織図及び所属別職員数(平成14年3月31日現在)



役職名	役員数		うち県関係者	
		県派遣役員	県OB	合計
理事長	1		1	1
業務担当	副理事長	2	2	2
	常任理事			
有給	監事			
計	3		3	3
その他	理事	19	2	4
	監事	2		1
計	21	2	3	5
合計	24	2	6	8

## (4) 貸借対照表及び収支計算書

## 貸借対照表

平成14年3月31日現在

(一般会計)

(単位:千円未満切捨)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金預金	222,703		
未収金	309		
前払金	139		
流動資産合計		223,152	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	50,000		
投資有価証券	1,500,000		
貸付信託	500		
基本財産合計	1,550,500		
その他固定資産			
什器備品	2,318		
ソフトウェア	252		
退職給与引当預金	19,371		
繰延資産	2,242		
その他固定資産合計	24,185		
固定資産合計		1,574,685	
資産合計			1,797,837
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	220,449		
預り金	2,702		
流動負債合計		223,152	
2 固定負債			
退職給与引当金	19,371		
固定負債合計		19,371	
負債合計			242,523
<b>III 正味財産の部</b>			
正味財産			1,555,313
(うち基本金)			(1,550,500)
(うち当期正味財産増加額)			(2,457)
負債及び正味財産合計			1,797,837

## 収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(一般会計)

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
I 収入の部	
1 基本財産運用収入	21,212
基本財産利息収入	21,212
2 事業収入	2,380
スポーツ事業収入	2,380
3 補助金等収入	960,345
県補助金収入	206,503
一般管理費運営補助金収入	203,458
国際交流員配置事業補助金収入	3,044
県受託収入	753,841
軽スポーツ普及振興事業受託収入	2,251
スポーツイベント推進等受託収入	17,482
スポーツ科学トレーニング推進事業受託収入	29,475
施設管理運営受託収入	704,632
4 雑収入	5,211
受取利息	311
雑収入	4,899
5 特定預金取崩収入	—
退職給与引当預金取崩収入	—
当期収入合計(A)	989,149
前期繰越収支差額	—
収入合計(B)	989,149

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
II 支出の部	
1 事業費	775,812
イベント事業費	9,913
指導者養成活用費	1,322
スポーツ教室開設費	3,358
リーダーバンク費	502
情報サービス費	1,745
調査研究費	264
スポーツ事業運営費	289
軽スポーツ振興事業費	2,251
スポーツイベント推進事業費	17,482
スポーツ科学トレーニング推進事業費	29,475
施設等管理費	709,206
2 管理費	205,860
給料手当	197,335
会議費	15
事務局運営費	5,463
国際交流員配置費	3,044
3 固定資産取得支出	1,508
什器備品購入支出	1,300
ソフトウェア購入支出	207
4 繰延資産取得支出	2,625
繰延資産取得支出	2,625
5 特定預金支出	3,342
退職給与引当預金支出	3,342
6 予備費	—
予備費	—
当期支出合計(C)	989,149
当期収支差額(A) - (C)	—
次期繰越収支差額(B) - (C)	—

(5) 管理している主な施設

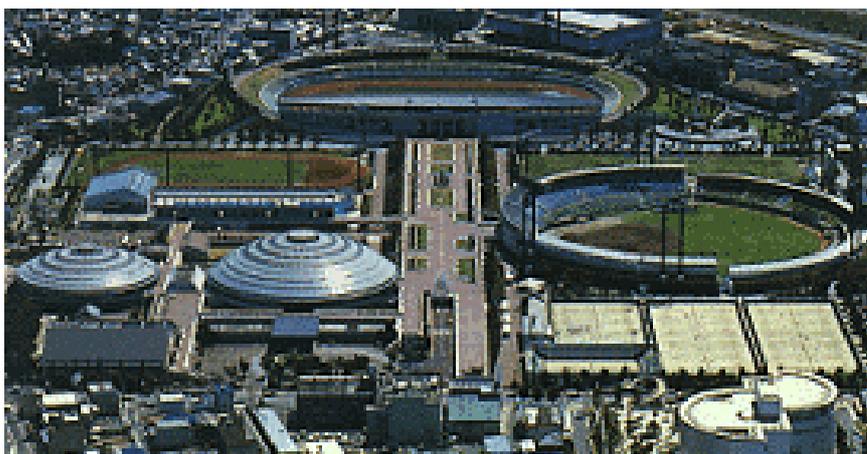
① 岐阜メモリアルセンター全体図

**施設配置図**



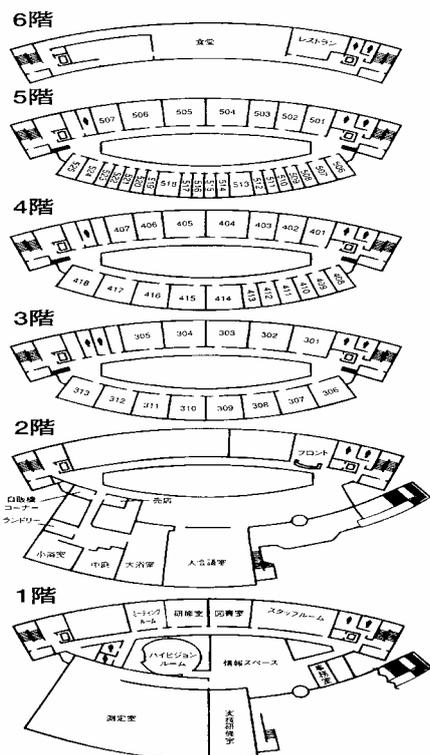
長良川球技メドウは、長良川競技場の北200mにある。

上空写真



	施設名	規 模
1	で愛ドーム (第1体育館)	アリーナ面積 2,200 m <sup>2</sup> 観客数4,564席
2	ふれ愛ドーム (第2体育館)	アリーナ面積 1,687 m <sup>2</sup> 観客数624席
3	長良川競技場 (陸上競技場)	トラック 400 m 8コース、直走路150 m 8コース他
4	補助競技場	トラック 300 m 6コース、直走路145 m 6コース
5	長良川球場(野球場)	左右両翼 97.6 m センター122.0 m (プロ野球対応)
6	長良川球技メドウ (球技場)	サッカーコート 1面、ラグビーコート 1面 (兼用)
7	長良川スイミングプラザ (水泳場)	屋外50 m 9コース 飛込プール(シンクロ競技も可) 室内25 m 温水プール7コース
8	長良川テニスプラザ (庭球場)	一般コート 16面 センターコート 1面
9	武道館	アリーナ面積630m <sup>2</sup> ×2か所 観客数442席×2か所
10	相撲場	土俵 1面
11	長良川弓道場 (弓道場)	近的10人立 遠的6人立
12	本館 (会議室・体力診断室・ト レーニング室・体育室)	第1会議室 (収容人員156人) 体育館 (アリーナ面積 588m <sup>2</sup> )
13	幼児児童広場	面積2,748m <sup>2</sup>
14	サンサンデッキ	階下364台
15	芝生広場	面積11,394m <sup>2</sup>

### ③ 長良川スポーツプラザ平面図



#### ③ 長良川スポーツプラザ

鉄筋コンクリート造6階  
 客室(3～5階)和室32室 洋室24室  
 収容人員300人  
 大会議室 収容人員120人  
 フロント 売店(2階)  
 大小浴室、ランドリー、自販機  
 スポーツ科学トレーニングセンター

## 2. 実施した監査の概要

### (1) 対象とした事業年度

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

### (2) 監査の視点

主な施設である岐阜メモリアルセンター、長良川スポーツプラザへ往査を実施するとともに、施設の管理・稼働状況について検証した。また、事務手続について、法令等に準拠して適正な運営がなされているかについて検証した。特に、施設委託費は、他の費用と比較して多額となっていることから、委託管理業務が適正になされているかを検討した。さらに、指導員や技術員を配置して事業を実施するなど施設の管理に付随したサービスを提供しており、これらの業務内容に有効性のないものはないか、効率的になされているかについても検討した。具体的な監査の視点は、以下のとおりである。

- ① 役員へ直接質問を実施し、また、理事会議事録、運営協議会議事録を閲覧して、事業団の運営、管理が適切になされているか確認する。
- ② 過去の設備の稼働率を説明できる資料を入手し、施設が有効活用されているか検証する。
- ③ 委託費等において合理的な理由なく、同一業者への発注が毎年なされていないか確認する。また、入札の競争性に問題がないか検証する。
- ④ 施設の管理に付随したサービス事業の内容について検証する。
- ⑤ 過年度の事業団の各種計画書を入手して実績と比較し、目標管理等の管理体制が確立されているか検証する。
- ⑥ 現金・備品の実査を行う。現金出納簿をレビューし、内部牽制等に問題ないか確認する。同時に金庫内を調査する。

### 3. 監査の結果

事業団の運営及び管理については、以下の指摘事項を除き、適正に処理されている。

#### (1) 出納関係

- ① 旅行命令(依頼)書に発令命令の日付がないものが16件検出された。
- ② 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書において、その理由の選択欄への記入漏れが2件検出された。
- ③ 支出決議書において、事前決裁を受けた旨の記載について日付のないものが1件検出された。
- ④ 時間外勤務の命令簿において、平成13年4月に勤務内容が記載されていないものが1件検出された。

#### (2) 備品・固定資産関係

施設内を視察した結果、以下の事項が見受けられた。

- ① 2か所の総合案内図の表紙がはがれていた。適切な管理が望まれる。
- ② 陸上競技場の観客席の芝生が全体的に枯れていた。屋根から落下する雨に天然芝生が弱いためとのことである。外観上好ましいとはいえない。天然芝の維持が難しいならば、ここだけでも人工芝に張り替えるなどの検討が求められる。
- ③ 利用者への案内書きが汚れて見苦しいケースが2か所見られた。利用者が快く思えるようなサービスに心がけるべきと思われる。

(3) 稼働率の算定

平成3年から毎年事業団が発行している要覧若しくは管理台帳に基づき主な施設の稼働日数と稼働率を算定し、分析した結果、特に異常な原因による著増減はなかった。

① 岐阜メモリアルセンター

メモリアルセンター  
 <稼働日数>

		H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度
1	で愛ドーム	348	335	332	335	337	316	300	297	305	292	272
2	ふれ愛ドーム	348	338	331	335	337	324	326	322	326	311	302
3	柔道場	348	335	329	335	337	314	331	329	302	307	335
4	剣道場	348	225	330	335	337	331	331	329	300	298	335
5	相撲場	348	335	330	335	337	334	308	325	310	291	335
6	体育室	348	335	331	335	337	176	334	334	325	334	335
7	弓道場	348	335	330	333	311	185	237	310	323	300	306
8	陸上競技場	335	339	337	335	337	333	293	278	81	215	318
9	補助競技場	335	339	311	334	315	265	320	317	144	292	300
10	野球場	253	261	254	284	254	281	207	187	218	253	256
11	庭球場	335	321	318	314	307	231	306	274	317	321	323
12	水泳場	294	299	301	295	298	300	287	300	297	292	289
13	会議室	348	346	336	336	337	315	335	329	328	328	335

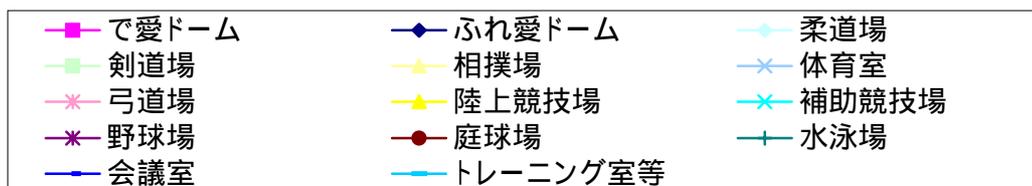
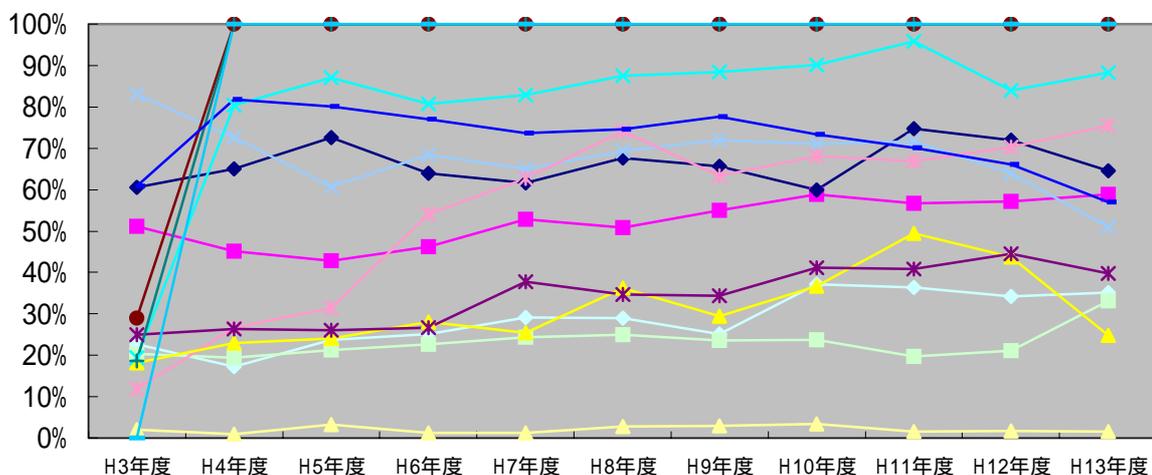
主な著増減理由

年度	施設	理由
H8年度	弓道場	10/23～1/23 近的的場の再塗装工事のため閉鎖
H10年度	庭球場	1/1～3/6 人工芝張り替えのため閉鎖
H11年度	剣道場	国民文化祭（9日）、がん治療学会（3日）等の大きな行事の開催のため、施設管理・人員・駐車場等を考慮して約30日貸し出しを自粛した
〃	陸上競技場	7～3月翌年度インターハイのため芝、アンツーカー張替えのため閉鎖
〃	補助競技場	9～3月 翌年度インターハイの投てき用に、芝削除のため閉鎖
H12年度	剣道場	バリアフリー工事（15日）、高校総体（15日）等の要因で、約30日貸し出しを自粛した
〃	陸上競技場	インターハイのため、貸し出し自粛分があった

<稼働率>

		H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度
1	で愛ドーム	51%	45%	43%	46%	53%	51%	55%	59%	57%	57%	59%
2	ふれ愛ドーム	61%	65%	73%	64%	62%	68%	66%	60%	75%	72%	65%
3	柔道場	23%	17%	24%	25%	29%	29%	25%	37%	36%	34%	35%
4	剣道場	20%	19%	21%	23%	24%	25%	24%	24%	20%	21%	33%
5	相撲場	2%	1%	3%	1%	1%	3%	3%	3%	2%	2%	2%
6	体育室	83%	73%	61%	68%	65%	69%	72%	71%	72%	64%	51%
7	弓道場	12%	27%	32%	54%	63%	74%	63%	68%	67%	70%	76%
8	陸上競技場	18%	23%	24%	28%	26%	36%	29%	37%	49%	44%	25%
9	補助競技場	19%	81%	87%	81%	83%	88%	88%	90%	96%	84%	88%
10	野球場	25%	26%	26%	27%	38%	35%	34%	41%	41%	45%	40%
11	庭球場	29%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
12	水泳場	19%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
13	会議室	61%	82%	80%	77%	74%	75%	78%	73%	70%	66%	57%
14	トレーニング室等	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

稼働率 岐阜メモリアルセンター



### 利用率の主な著増減理由

年度	施設	理由
H11年度	ふれ愛ドーム	高校総体の開催
〃	陸上競技場	翌年度インターハイのため芝、アンツーカー張り替えのため閉鎖
H12年度	ふれ愛ドーム	インターハイの開催
〃	体育室 会議室	他の施設と一体となって利用されることが多いことから、競技会等開催の減少、利用者側の経費削減による体育室の不利用のため、利用率が低下傾向

(なお、で愛ドームとふれ愛ドームを除いて平成3年度途中より供用開始されている。)

この表において、庭球場、水泳場が毎年100%の稼働率となっているが、理由は、1日に1回(1人)でも利用があれば、その日は利用されたものとしてカウントされ、結局利用者がゼロ以外は、稼働したものとして算定されているためである。この計算方法では、施設についてその稼働実態を適切に表示しているとはいえないと思われる。

平成13年度について、以下の基準により月別の稼働状況を再度計算した。なお、水泳場は季節性等があるため、稼働可能コマ数を他の施設とは異なる計算を行い実態に近づけている。

年間合計分を抽出して比較した。

施設名	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場
要覧等データ	58.8%	64.6%	35.2%	33.1%	1.5%	51.0%	75.5%
再計算後	46.7%	54.0%	22.7%	21.0%	1.0%	37.7%	23.9%

施設名	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場	水泳場 (一般利用)	会議室等
要覧等データ	24.8%	88.3%	39.8%	100.0%	100.0%	57.0%
再計算後	19.9%	25.3%	34.0%	56.9%	36.8%	36.8%

### 主なポイント

- 「稼働可能コマ数」は、「午前」「午後」「夜間」を各1コマとして計上した。
- 「庭球場」の「センターコート」は1面、「一般コート」は16面とした。
- 「庭球場」の「一般コート」は、Aコート(4面)のみ「夜間」の利用が可能である。
- 「水泳場」は、個人向けの年間利用可能総人数(25m当たり、1時間2人換算、ただし7月20日から8月31日は、1時間4人換算)を推定し分母としている。

平成13年度実績夏季の営業日数

7月1日から19日

$$25m \ 10日 \times 7.5時間/日 \times (7 \times 25/25) \text{人/時間} \times 2 = 1,050 \text{人}$$

50m  $12日 \times 5.0時間/日 \times (9 \times 50/25)人/時間 \times 2 = 2,160人$

7月20日から8月31日

25m  $25日 \times 8.0時間/日 \times (7 \times 25/25)人/時間 \times 4 = 5,600人$

50m  $9日 \times 8.0時間/日 \times (9 \times 50/25)人/時間 \times 4 = 5,184人$

平成13年度実績夏季以外の営業日数

25m  $\{161日 \times 7.5時間/日 \times (7 \times 25/25)人/時間 - 1,133時間(注2)\} \times 2 = 14,639人$

25m  $38日 \times 8.0時間/日 \times (7 \times 25/25)人/時間 \times 2 = 4,256人$

合計32,889人が年間利用可能総人数の希望値と仮定した。

◎ 稼働率の算定

$12,107人(実際利用者) / 32,889人(年間利用可能総人数の希望値) = 36.8\%$

(注1) 25mプールは、7コース、50mプールは、9コースである。

(注2) 平成13年度のコース貸し延べ時間数(コース貸しは、温水期の平日のみ)

午後(13:00~17:00) 延べコース貸し数

$4時間/日 \times 149コース = 596時間$

午後(17:30~20:30) 延べコース貸し数

$3時間/日 \times 179コース = 537時間$

結果として、全体的に稼働率は、午前、午後、夜間などに細かく区切って考えると低くなるといえる。今回は、主な施設について単純にコマ数を多くして比較してみたが、稼働率計算の際の分母に何を採用するのか施設ごとに十分に検討が必要と考えられる。例えば、水泳場で試算したように、過去の実績の平均や統計的に理想的な利用人数を試算することにより利用可能な最大人数を分母に採用し、実態に近い稼働率を算定する必要がある。

月次ベースでの稼働率の推移

4月利用状況(28日間)	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数(28日)	81	84	84	84	84	84	84	168	84	84	84	84	952	36
利用コマ数	19	38	14	10	2	24	15	60	9	14	24	12	537	12
4月利用率(%)	23.5	45.2	16.7	11.9	2.4	28.6	17.9	35.7	10.7	16.7	28.6	14.3	56.4	33.3
5月利用状況(29日間)	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数(29日)	87	87	87	87	87	87	87	174	87	87	87	87	984	30
利用コマ数	22	39	23	21	2	33	30	77	24	36	37	12	651	2
5月利用率(%)	25.3	44.8	26.4	24.1	2.3	37.9	34.5	44.3	27.6	41.4	42.5	13.8	66.2	6.7
6月利用状況(28日間)	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数	78	81	84	84	84	84	84	168	84	84	75	84	956	24
利用コマ数	30	42	11	15	0	32	13	47	13	14	26	0	507	7
6月利用率(%)	38.5	51.9	13.1	17.9	0	38.1	15.5	28.0	15.5	16.7	34.7	0	53.0	29.2
7月利用状況(29日間)	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数	81	87	87	87	87	87	87	174	84	87	84	87	976	24
利用コマ数	21	45	16	25	2	32	39	55	27	31	42	2	653	15
7月利用率(%)	25.9	51.7	18.4	28.7	2.3	36.8	44.8	31.6	32.1	35.6	50.0	2.3	66.9	62.5
8月利用状況(30日間)	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数	81	81	90	87	90	90	84	180	84	90	78	90	1016	30
利用コマ数	49	42	30	21	0	29	49	76	22	32	29	21	765	17
8月利用率(%)	60.5	51.9	33.3	24.1	0	32.2	58.3	42.2	26.2	35.6	37.2	23.3	75.3	56.7
9月利用状況(27日間)	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数	69	78	78	78	78	81	78	156	24	81	69	81	924	24
利用コマ数	32	30	9	21	2	34	4	78	13	18	20	4	680	21
9月利用率(%)	46.4	38.5	11.5	26.9	2.6	42.0	5.1	50.0	54.2	22.2	29.0	4.9	73.6	87.5
10月利用状況(29日間)	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数	84	87	87	87	87	87	87	174	84	87	81	87	992	30
利用コマ数	46	51	13	19	2	47	14	58	27	24	19	15	599	21
10月利用率(%)	54.8	58.6	14.9	21.8	2.3	54.0	16.1	33.3	32.1	27.6	23.5	17.2	60.4	70.0
11月利用状況(28日間)	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数	81	84	84	84	84	84	84	168	81	84	72	81	800	30
利用コマ数	69	54	42	42	0	44	12	95	6	20	17	4	403	17
11月利用率(%)	85.2	64.3	50.0	50.0	0.0	52.4	14.3	56.5	7.4	23.8	23.6	4.9	50.4	56.7
12月利用状況(26日間)	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数	63	54	78	78	78	78	78	156	72	78	0	78	884	24
利用コマ数	16	26	27	11	0	18	18	41	18	18	0	6	512	18
12月利用率(%)	25.4	48.1	34.6	14.1	0.0	23.1	23.1	26.3	25.0	23.1	0.0	7.7	57.9	75.0
1月利用状況(26日間)	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数	6	54	75	75	78	78	78	156	66	78	0	78	900	30
利用コマ数	6	36	11	6	0	18	12	28	7	16	0	0	431	20
1月利用率(%)	100.0	66.7	14.7	8.0	0.0	23.1	15.4	17.9	10.6	20.5	0.0	0.0	47.9	66.7
2月利用状況(26日間)	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数	51	66	78	78	78	78	78	156	78	78	0	78	896	30
利用コマ数	43	64	15	9	0	39	12	70	5	22	0	0	472	15
2月利用率(%)	84.3	97.0	19.2	11.5	0.0	50.0	15.4	44.9	6.4	28.2	0.0	0.0	52.7	50.0
3月利用状況(29日間)	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数	39	60	87	87	87	87	87	174	81	87	75	87	984	30
利用コマ数	21	21	16	9	0	29	20	52	10	9	26	0	694	11
3月利用率(%)	53.8	35.0	18.4	10.3	0.0	33.3	23.0	29.9	12.3	10.3	34.7	0.0	70.5	36.7
年間データ	で愛ドーム	ふれ愛ドーム	柔道場	剣道場	相撲場	体育室	弓道場	第1会議室	陸上競技場	補助競技場	野球場	庭球場セカ-	庭球場一般	球技場
稼働可能コマ数	801	903	999	996	1,002	1,005	996	2,004	909	1,005	705	1,002	11,264	342
利用コマ数	374	488	227	209	10	379	238	737	181	254	240	76	6,904	176
年間利用率(%)	46.7	54.0	22.7	21.0	1.0	37.7	23.9	36.8	19.9	25.3	34.0	7.6	61.3	51.5

## ② 長良川球技場

長良川球技場の利用については、以下の基準があり、年間利用可能日数は78日程度になる。実際の利用日数はここ数年は、55件から65件で推移している。稼働率は、利用可能日数が限られているため、約70%となり、設備の固定的な維持管理費との対応を考えると1回当たりの利用額が割高になりがちである。積極的なスポーツイベント等の誘致・開催活動が望まれる。

### 利用基準

- 1 国際的、全国的、中部・東海ブロック及び全県的なアマチュアスポーツ大会の開催。全県的なアマチュアスポーツ大会については、技術が優れるなど特定施設で試合を行うことがふさわしいと認められる大会で、開会式、準々決勝以上の試合を原則とする。
- 2 国際的、全国的、中部・東海ブロック及び全県的な見本市、展示会、集会等の催物等の開催
- 3 プロスポーツ、音楽及び芸能等の興業の開催
- 4 東海大会以上の大会出場決定チームによる練習等
- 5 県が特別に招聘した優秀な指導者による教室等
- 6 事業団が主催する事業
- 7 スポーツプラザ宿泊者で岐阜メモリアルセンターにおける競技大会出場者のウォーミングアップでの使用（9時から17時まで）

### 使用制限

- 1 5月から7月まで使用禁止（芝生養生のため）
- 2 使用回数は、1週間につき2日間、1日につき3試合を限度とする。  
ただし、アメリカンフットボールについては1週間につき1日1試合を限度とする。

③ 長良川スポーツプラザ

長良川スポーツプラザの過去5年間の収支は、以下のとおりである。年間約2億円程度の施設の管理費が必要と考えられるが、収入は伸びていないため、毎年1億3千万円程度の収支差額が発生している。

(単位：千円)

	収 入	支 出	差 額
平成9年度	59,728	(注)	—
平成10年度	60,348	197,665	△137,317
平成11年度	52,653	197,232	△144,579
平成12年度	54,529	173,176	△118,647
平成13年度	56,487	183,944	△127,457

(注) 平成9年度の支出は、旧法人(合併前)のためデータなし。

また、宿泊者及び会議室利用の推移は、以下のとおりである。

区 分		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
宿 泊	和 室	高校生以下の者	12,486人	13,843人	12,299人	14,532人	14,401人
		その他の者	11,014	10,769	8,630	8,519	8,559
	洋 室	シングル	2,584	2,486	2,300	2,206	2,402
		ツイン	2,533	2,472	2,356	2,404	2,645
小 計		28,617	29,570	25,585	27,661	28,007	
2 F	大会議室	午 前	100件	88件	85件	82件	93件
		午 後	138	127	123	107	123
		夜 間	56	68	47	48	51
		全 日	16	25	23	16	17
1	研修室	午 前	69	81	109	97	127
		午 後	97	114	125	122	124
		夜 間	18	19	12	17	28
		全 日	0	4	1	9	4
F	ミーティング グループ	午 前	30	37	57	81	87
		午 後	34	38	49	41	53
		夜 間	1	0	1	1	3
		全 日	0	1	0	0	0
F	ハイビ ジョンル ーム	午 前	0	0	0	0	0
		午 後	8	2	3	1	2
		夜 間	0	0	0	0	2
		全 日	0	0	0	0	0
小 計		567	604	635	622	714件	

上記の支出には、県からの派遣職員の人件費は算入されていない。これらを考慮すれば、実質的な収支差額の赤字は、さらに増えると考えられる。また、毎年赤字額は減少しておらず、運営内容について検

討が必要と考えられる。

稼働率が低く、赤字が続けば、今後施設が老朽化しても修繕費を投入することも困難となり、さらに利用者離れが続く悪循環になりかねない。利用者増加の施策を再検討することが必要である。

#### (4) 水泳場の一般利用

水泳場の一般利用者が少なく、広く一般的な利用がなされているとはいえないと思われる。

(単位：枚)

月	稼働日数	券売機	回数券利用	累計	1日平均 枚/日
平成13年					
4	22日	391	459	850	39
5	24日	574	366	940	39
6	19日	552	156	708	37
7	15日	1,819	454	2,273	152
8	20日	2,546	252	2,798	140
9	22日	658	182	840	38
10	21日	457	284	741	35
11	19日	305	308	613	32
12	12日	160	289	449	37
平成14年					
1	17日	211	283	494	29
2	20日	335	417	752	38
3	23日	400	249	649	28
合計	234日	8,408	3,699	12,107	52

温水プールなどは、多額の経費が必要であり、また、設立当初に比較すれば、民間においても同様のスポーツクラブは、数多く設立されている。より多くの方に利用されるようにPR活動を積極的に行うことが望まれる。また、近隣のスポーツクラブなどの競合施設の調査は行っていないということであるが、他の施設と比較してどのような状況にあるのか検証してみることが必要と考えられる。

(5) スポーツ科学トレーニングセンター

(3)③長良川スポーツプラザの表にあるようにハイビジョンルームの有料による利用は、ほとんどないのが現状である。年間数回の利用者のために施設を維持していくことは、コストを考えれば問題と思われる。

管理費を削減するためには、故障した場合にのみ保守を受ける契約内容にするなど、委託費の引き下げが求められる。

(6) 生涯スポーツ課

体力診断室の最近の利用者状況は、以下のとおりである。

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
404人	324人	373人	131人	6人

診断室を視察した結果、設備も老朽化しており、また、スポーツ科学トレーニングセンターにも類似施設がある。利用者の激減を考慮すると、事業自体の見直しが必要である。

## 4. 監査の意見

### (1) 会計システムの検討事項

#### ① 利用料金の会計処理

##### (現 状)

事業団は、県有施設の維持管理を受託しているが、施設の利用料金については県の条例でその取り扱いが定められており、利用者から徴収した利用料金は、事業団の収入とはならず、県へ直接納入されている。事業団は、利用料金の徴収を委託されているのみである。事業団の収入は、県からの補助金、委託料等がほとんどであり、これらは必要とされる費用を基に計算されているのが実状である。

##### (問題点)

中間機構の利点は、官の視点から離れ、民間企業の利点を採用しながら効率的な経営を行うことである。そのためには、会計面においても、事業団の採算を検証できるような仕組みを確立していかなければならないと考えられる。本来、事業団の収入は、施設利用者からの利用料金であり、支出は、施設を維持していくためのコストである。これらを施設ごとに詳細に対比できるシステムを確立しなければ、採算の概念は生まれてこないと判断される。

##### (改善案)

採算管理については、例えば、以下のような収支計算書の総括表を作成し、各施設の収支状況についてディスクローズすることが望まれる。「公益性」と「採算」について検討できるデータを常に公開し、県民の施設に対する理解を得るように努めることが求められる。また、数値の増減についても説明することが望まれる。

収支計算の総括表の例（ひな型）

	施設名称	メモリアルセンター	球技場	長良川ボールプール	その他施設	共通経費	合計
採算 状 況	利用料金収入①	××	××	××	××	—	××
	施設管理運営費②	××	××	××	××	—	××
	差引①－②＝③	△××	△××	△××	△××	—	△××
	共通経費④	—	—	—	—	××	××
	県派遣者給与等⑤	—	—	—	—	××	××
	③－④－⑤＝⑥	△××	△××	△××	△××	△××	△××
	前年度の⑥の数値	△××	△××	△××	△××	△××	△××

## ② 利用料金と原価計算

### (現 状)

岐阜メモリアルセンターにおいて、施設毎に利用料収入とその収入を獲得するための費用が、明確に計算されていない。例えば、水泳場や庭球場の管理運営費と利用料金の関係は明確になされていない。

### (問題点)

公益性の観点から概略的な採算を考えているということかもしれないが、採算を問題にしないことと正確にコストを把握することとは別の問題と考える。その施設を管理運営していくのに必要なコストを明確にしなければ、便益とコストの正確な関係が把握できない。すなわち、施設を管理運営するのに幾らの費用が必要とされているかを県民に提供し、県民の事業継続に対する意思決定資料として有用な情報を提供すべきであると考えます。しかし、現状のコスト計算の内容では不十分である。

### (改善案)

コストに対する意識改革を事業団全体で再認識すべきであると思われる。共通費については、仕様書なり、見積書の段階で施設ごとの費用を明らかにしておき、按分計算はできる限り最小限に留めることも考えられる。

例えば、電気、ガス、水道代等については適切な按分基準を設けて費用を配賦し、施設ごとの管理運営費を把握するよう改善が求められる。また、嘱託員の給与は、事業のコストをより正確に計算するために、それぞれの事業区分に計上されることが必要である。利用者が何人あれば、施設の収支がゼロベースになるのか試算することが期待される。

### ③ 特別修繕引当金

#### (現 状)

施設は、数年に一度は大規模な修繕が必要となると考えられるが、明確な大規模修繕計画が作成されていない。また、これに対応する修繕費の引当が認識されておらず、修繕引当預金も確保されていない。

引当処理しない理由は、期間損益計算としての引当金制度自体になじみがないこと、また、修繕に要する資金は、将来の財政に期待しており、必要であれば予算措置があるものと判断されているためと考えられる。

#### (問題点)

施設が劣化していくことは明らかであるが、一方において急に施設が劣化することではないため、今すぐ資金が必要という訳ではない。しかし、大規模な修繕計画を立案し、修繕費を毎年発生主義的に費用として認識し、また、資金面でも将来の支出に備えて積立てておくことは必要と考えられる。従来のように財政が右肩上がりであれば問題ないように思えるが、低成長下の経済状況の下においては、計画的に修繕費用を積立てておかないと将来の多額の修繕を賄うことができなくなる懸念される。

#### (改善案)

管理する施設が大型である事業団は、他の中間機構と比較しても特に修繕計画は重要と判断される。事業団は施設の維持管理者として、少なくとも県に対して具体的な中長期の修繕計画を立案し、将来の修繕費用を見積計算することにより、県に対して修繕費用資料と財源の計画的な確保を働きかけていく必要がある。

(2) 委託費の推移

契約金額が、10,000千円以上の主な委託先について、業者選択形態、契約金額、業者の経年比較を行った結果は、以下のとおりである。

委託事業名	項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
メモリアルセンター設備運 転監視業務	契約金額	27,688	27,929	27,981	27,981	27,972
	契約方法	随意1者	随意1者	指名6者	指名6者	指名6者
	契約先業者	A社	A社	A社	A社	A社
メモリアルセンター清掃業 務	契約金額	47,728	48,195	51,634	51,635	51,765
	契約方法	随意1者	随意1者	指名6者	指名7者	指名7者
	契約先業者	B社	B社	B社	B社	B社
水泳場 監視業務	契約金額	30,496	30,801	20,633	22,575	22,575
	契約方法	随意1者	随意1者	指名2者	指名2者	指名2者
	契約先業者	C社	C社	D社	D社	D社
常駐警備業務 (球技場・プラザ 含む)	契約金額	58,569	58,299	57,750	54,863	53,765
	契約方法	随意1者	随意1者	指名5者	指名6者	指名6者
	契約先業者	E社	E社	E社	E社	E社
芝生維持管理業務 (球技場含む)	契約金額	86,655	87,570	85,292	82,943	87,045
	契約方法	随意1者	随意1者	指名6者	指名6者	指名5者
	契約先業者	F社	F社	F社	F社	F社
花壇、プランター 管理業務	契約金額	12,968	13,755	13,598	13,724	13,724
	契約方法	指名8者	指名8者	指名5者	指名5者	指名5者
	契約先業者	G社	G社	G社	G社	G社
長良川スポーツプラザ 空調関係設備保守 点検業務	契約金額	15,435	15,540	14,742	14,447	14,438
	契約方法	指名7者	指名7者	指名7者	指名7者	指名7者
	契約先業者	A社	A社	A社	A社	A社
長良川スポーツプラザ 管理業務	契約金額	34,440	34,650	33,642	32,969	32,918
	契約方法	指名6者	指名6者	指名6者	指名6者	指名6者
	契約先業者	A社	A社	A社	A社	A社

監査の結果(2)③の事例で指摘のとおり、毎年同じ業者だと前年度に指摘されなかったから、当年度も改善しなくても問題とならないと判断し、サービス向上の努力を怠ることもありうる。

一般に、長期間にわたる委託契約は、業者が現状に甘んじ、サービス向上の努力を怠り、結果として県民は十分なサービスを受けられなくなると思われる。したがって、同一業者に長期間にわたり業務委託することによりサービスの向上が阻害されていないか検討すべきである。

### (3) 長良川スポーツプラザの改善案

3. 監査の結果(3)③に記載したように長良川スポーツプラザは県から管理委託を受け経営している。収入増加のための方策として、利用料金の見直しが考えられる。最近の利用者を分析すると、開設時と比較すれば、出張、観光の目的で利用している一般利用者は増加している。一方、料金は開設時より一律であり、見直しされていない。

また、民間のホテル業でみられるような一般的な季節料金や休日料金等による弾力的な料金設定がなされていない。月次の利用状況をみると、以下のとおりである。

(単位：人)

月	宿泊客	月	宿泊客
4月	2,050	10月	1,785
5月	2,001	11月	2,486
6月	1,536	12月	2,141
7月	2,889	1月	1,939
8月	4,846	2月	2,103
9月	1,489	3月	2,742

12月、1月が少なくなっているが、これは、12月28日から1月3日までの休館が主な原因であると思われる。この前後は、比較的宿泊客が多いことから、今後は、年末年始も営業することも検討する必要がある。

7月、8月が多いのは、スポーツが夏に盛んなためであり、3月も春休みがあるため多くなっている。出張、観光目的の利用者には、受益者負担の観点から料金を見直すとともに、季節、土日料金の弾力的な料金体系を定め、さらに年末年始も通常営業することが、収入アップのために求められる。

一方、支出の方は、その半分以上を占める委託費を下げる努力が必要である。また、プロパー職員も今後、年齢とともに給与水準が上がっていくため、根本的な給与体系の改善が求められ、人件費の総額を抑える方策が必要と考えられる。

#### (4) 世界イベント村運営協議会

世界イベント村運営協議会（以下「協議会」という。）の事業収支計算書を検証したところ、詳細な勘定科目はなく、事業ごとの単位のみで収支計算書が作成されていた。予算や計画のより適切な執行のためには、広告費や消耗品費といった勘定科目を使用した計算書を作成することが求められる。

岐阜県スポーツ・レクリエーション祭の事業報告書の計算書は、事業別かつ勘定科目別に作成されており、参考にするとよいと思われる。

また、協議会の事務局は事業団の職員が行い、予算は県の農林商工部から協議会へ直接措置されている。

イベントを行う目的で事業団の中に事務局がある協議会であるため、組織体制に併せて事業団を通して予算措置する方が、イベントの実績が事業団の実績として把握しやすいと思われる。現状ではこの協議会は、あくまでも別団体のため、実質的には事業団の実績であっても、形式的には協議会の実績になると考えられ、予算措置方法について検討されることが望まれる。

さらに、経理事務についても事業団が一括して行うことにより、効率的な事務作業が可能になるとと思われるため、経理業務のあり方に見直しが必要である。

#### (5) 目標管理

事業実績報告書において、利用実績は記載されているが、当初どのくらいの利用を目標としているのかは記載されていない。どの位の稼働率を目標とするのか計画し、稼働率を増加させるインセンティブを確保することが求められる。

事業報告書に目標数値と実績数値の比較表を作成し、その達成状況を記載し、ホームページなどでディスクローズすることが望まれる。外部のチェックを受けることにより、仕事に対する責任感が生まれてくることが期待される。目標数値については、その根拠についてもコメントを付すことも必要と思われる。

また、現状では、当年度の結果が記載されているのみであり、事業の効果が上がっているのかどうかの判断が困難な状況である。このため、目標と実績について過去5年程度の経年比較を行い、著増減があれば、その理由を付すことが求められる。

#### (6) 施設稼働率向上の責務

県と事業団との間で取り交わした「岐阜メモリアルセンターの管理に関する委託契約書」を検討した結果、事業団の責務は、「常に善良な管理者の注意をもってメモリアルセンターの維持管理に努めるものとする」ということ、さらに「メモリアルセンターの設置目的が効果的に達成されるよう努めるものとする」とされている。

事業団は、施設の維持管理を受託しているのみであり、契約書によると、事業団には施設の稼働率向上についての責務がないようにも解釈される。しかし、実態としては、現場施設を管理し、利用者にもっとも接する機会が多い事業団に、施設の稼働率向上についての責務がないとはいえないと判断される。

事業団にも県にも当然に施設の稼働率向上についての責務があると考えられる。委託契約書の中で、例えば「県とともに事業団は設備の稼働率向上に努める」などの文言を入れ、県と事業団が連帯して施設の稼働率向上についての責務があることを明確にすべきである。

[3] 財団法人岐阜県産業文化振興事業団



### [3] 財団法人岐阜県産業文化振興事業団

#### 1. 団体の概要

##### (1) 目的

財団法人岐阜県産業文化振興事業団(以下「事業団」という。)は、岐阜県の「新しい産業の振興」、「文化の振興と創造」及び「地域づくりの研究・支援」のための諸活動を総合的に実施するとともに、岐阜県県民文化ホール未来会館のほか、文化振興等のため県有施設の管理運営を通じて、活力あふれる個性豊かな地域社会の実現と県民文化の振興に寄与することを目的とする。

##### (2) 事業内容

###### ① 新産業振興事業

###### a. オリベプロジェクト推進事業

「オリベ」を県の産業・文化のブランドとして世界に向けて情報発信するとともに、「オリベイズム」を、これからのものづくりや生活、文化に生かしていくため、「オリベプロジェクト」を推進する。

###### b. 世界のデザイン拠点デザインセミナー等の開催

ドムスアカデミー(イタリア・ミラノ)から教授を招き、「デザインセミナー」や「ワークショップ」の開催と「企業訪問指導」を行う。また、海外デザイン機関からデザイナーを招聘し、県内企業と協働で新商品開発を行う。

###### c. 新商品開発支援事業

###### ② 岐阜駅高架下プロジェクト推進事業

岐阜駅高架下アクティブG(注)3階のTAKUMI工房のうち、県関係「9工房」の管理運営を行う。

###### a. ワールドデザインフォーラム構想推進拠点運営事業

###### b. オリベ等情報発信事業

###### c. 花き総合情報発信推進事業

###### d. I A M A S (国際情報科学アカデミー)エキシビジョンルーム運営事業

注：アクティブGとは、「ワールドデザインシティGIFU」の愛称であり、東海道本線岐阜駅高架下に開発された複合商業施設のことである。「ステーション・リゾート」をコンセプトとして、販売者と消費者がともによりよいライフスタイルを追求する新しいタイプのコミュニケーションスペースで

「アート」「ファッション」「健康」「食」をテーマとする四つのゾーンで構成されている。特に「アート」がテーマの「TAKUMI 工房」は、単なる商業施設としての「駅ビル」から脱皮した「生活文化提案型」施設としてアクティブGを象徴するゾーンである。

③ イベント支援事業

市町村等が、地域の歴史・風土・産業・文化等をテーマに開催する地域活性化のためのイベントに対し、「地域イベント振興基金（28億円）」の運用益を財源に助成を行う。

④ 文化団体等支援事業

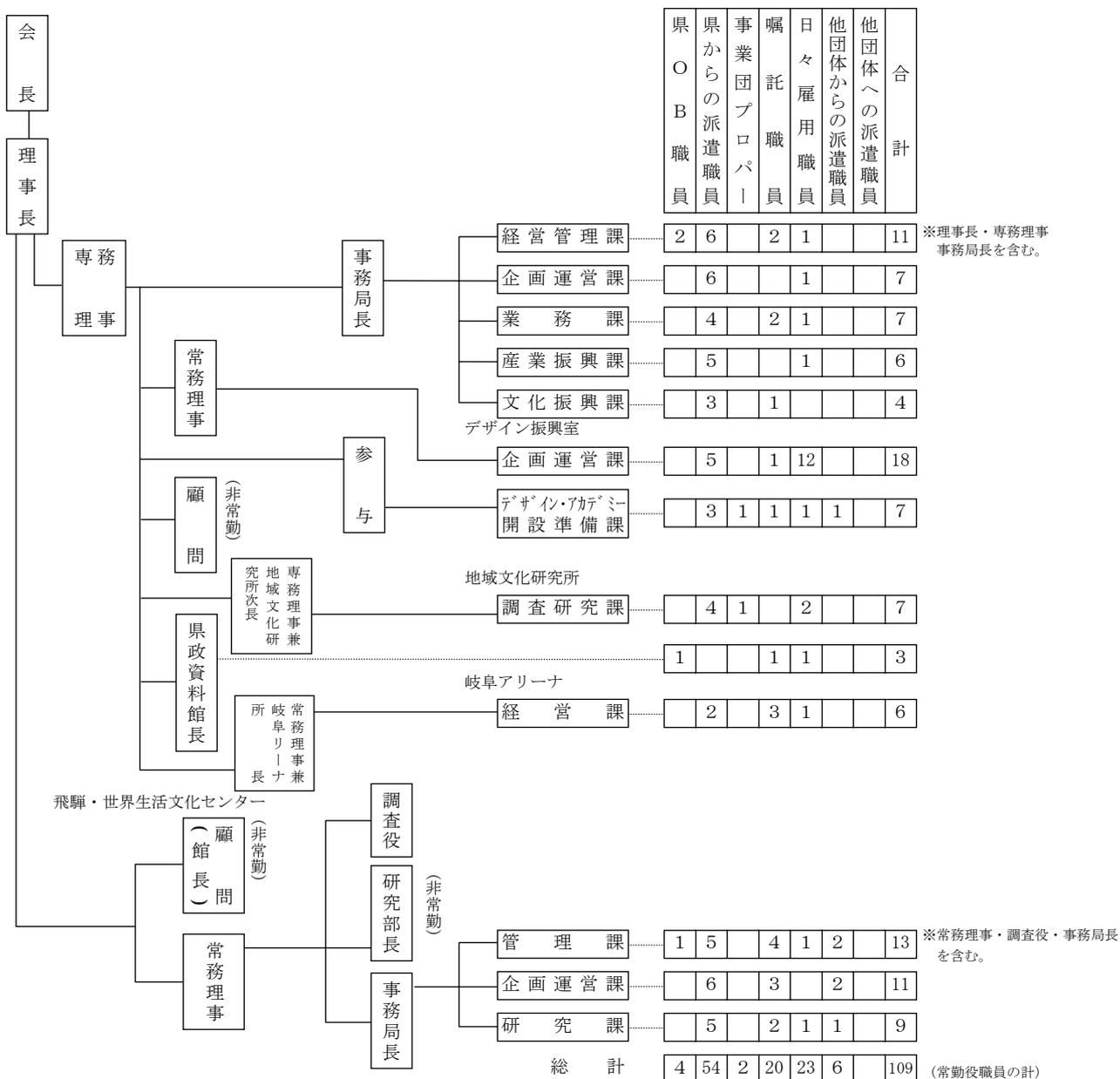
- a. 文化団体等交流事業
- b. 人材育成事業
- c. 文化団体等活動支援事業

⑤ 地域づくりの研究・支援事業

- a. 地域文化研究所の運営事業
- b. 地域活性化の支援事業

⑥ 岐阜県から受託している岐阜県県民文化ホール未来会館、岐阜アリーナ、飛騨・世界生活文化センター、岐阜県政資料館及び旧岐阜県婦人生活会館の管理運営に関する事業

(3) 組織図及び所属別職員数(平成14年3月31日現在)



(役員・顧問等の内訳)

役職名	区分	人員	うち県関係者			県関係外
			県派遣役員	県OB	合計	
理事長		1		1	1	
専務理事		1		1	1	
常務理事		3	3		3	
非常勤理事		14	3		3	11
計		19	6	2	8	11
その他	会長	1		1	1	
	顧問等	3				3
	監事	2	2		2	
計		6	2	1	3	3
合計		25	8	3	11	14

## (4) 貸借対照表及び収支計算書

## 貸借対照表

平成14年3月31日現在

(単位:千円未満切捨)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	365,766	
未収金	33,408	
貯蔵品	460	
流動資産合計		399,635
2 固定資産		
基本財産		
定期預金	5,000	
基本財産合計	5,000	
その他固定資産		
什器備品	6,321	
コンピューターソフト	1	
イベント振興基金	2,800,000	
事業推進積立預金	27,324	
退職給与引当預金	1,871	
繰延資産	829	
その他固定資産合計	2,836,346	
固定資産合計		2,841,346
資産合計		3,240,982
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	388,117	
預り金	3,026	
前受金	1,364	
流動負債合計		392,508
2 固定負債		
退職給与引当金	1,871	
固定負債合計		1,871
負債合計		394,379
III 正味財産の部		
正味財産		2,846,602
(うち基本金)		(5,000)
(うち当期正味財産増加額)		(20,695)
負債及び正味財産合計		3,240,982

## 収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
I 収入の部	
1 基本財産運用収入	3
基本財産利息収入	3
2 基金運用収入	47,200
地域イベント振興基金利息収入	47,200
3 積立金運用収入	3
積立金利息収入	3
4 補助金等収入	1,246,470
県補助金収入	595,464
県受託事業収入	641,750
民間受託事業収入	1,756
民間助成金収入	7,500
5 事業収入	30,512
自主企画事業収入	27,356
岐阜駅高架下プロジェクト推進事業収入	3,155
6 会費収入	6,600
賛助会員会費収入	6,600
7 負担金収入	1,048
参加者負担金収入	1,048
8 雑収入	4,299
受取利息収入	100
雑収入	4,199
9 特定預金取崩収入	—
事業推進積立預金取崩収入	—
退職給与引当金取崩収入	—
当期収入合計(A)	1,336,137
前期繰越収支差額	5,122
収入合計(B)	1,341,260

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
II 支出の部	
1 事業費	1,152,624
広報事業費	991
啓発広報費	991
産業振興事業費	306,842
新産業振興事業費	53,962
岐阜県高架下プロジェクト推進事業費	190,547
ワールドデザインアカデミー推進事業費	37,698
イベント支援事業費	24,634
文化振興事業費	794,720
文化団体等記念事業費	22,245
生活文化活動費	16,715
国際交流活動費	770
施設管理費	550,021
展示事業費	17,733
自主企画事業費	173,929
マルチメディア工房費	13,305
地域振興事業費	50,069
地域文化研究所費	45,961
地域活性化支援事業費	4,108
2 管理費	156,585
未来会館一般管理費	82,981
飛驒センター一般管理費	73,603
3 固定資産取得支出	2,449
什器備品購入支出	1,478
繰延資産取得支出	971
4 特定預金支出	22,934
退職給与引当預金支出	634
事業推進積立預金支出	22,300
5 予備費	—
予備費	—
当期支出合計(C)	1,334,593
当期収支差額(A) - (C)	1,544
次期繰越収支差額(B) - (C)	6,667

## (5) 管理している主な施設

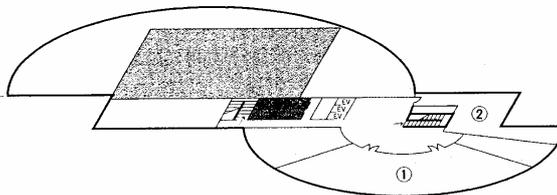
### ① 未来会館

ぎふ中部未来博覧会(1988年)の成功を記念して施設として設立された。地域おこしの拠点として、文化の振興と、夢と活力あふれる県土づくりがコンセプトである。多機能ホール(500人)、大・中・小の会議室、ハイビジョンホール(224席)、レセプションホール(250人)、未来博記念展示室、サロン、庭園などが用意されている。岐阜メモリアルセンターの隣にあり、世界イベント村ぎふの一部を構成している。

#### フロアのご案内

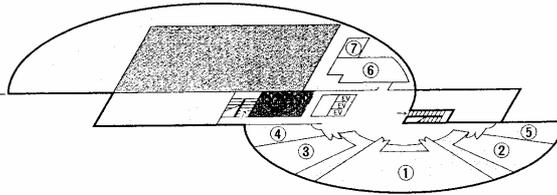
##### 6F

- ①レセプションホール
- ②展望レストラン 味工房みらい亭



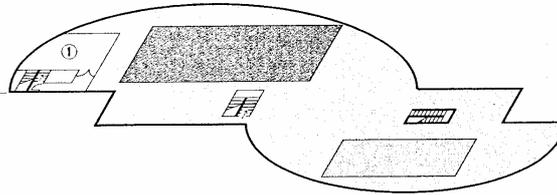
##### 5F

- ①大会議室
- ②ハイビジョン会議室
- ③中会議室
- ④小会議室(1)
- ⑤小会議室(2)
- ⑥和室会議室
- ⑦茶室



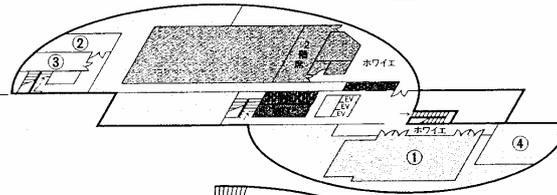
##### 4F

- ①練習室(3)



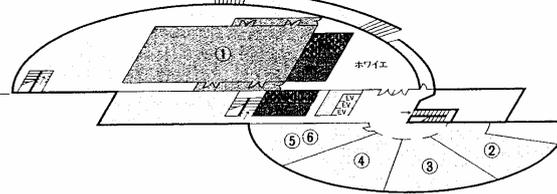
##### 3F

- ①ハイビジョンホール
- ②練習室(1)
- ③練習室(2)
- ④マルチメディア工房



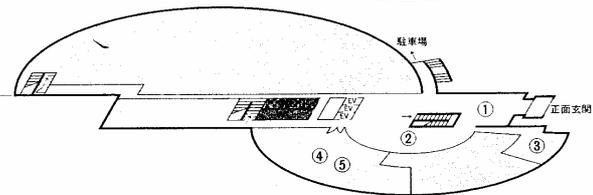
##### 2F

- ①長良川ホール
- ②映像プラザ
- ③未来博記念展示室
- ④企画展示室
- ⑤DEC(地域文化研究所)
- ⑥ニュー・リゾート基地ぎふ情報センター



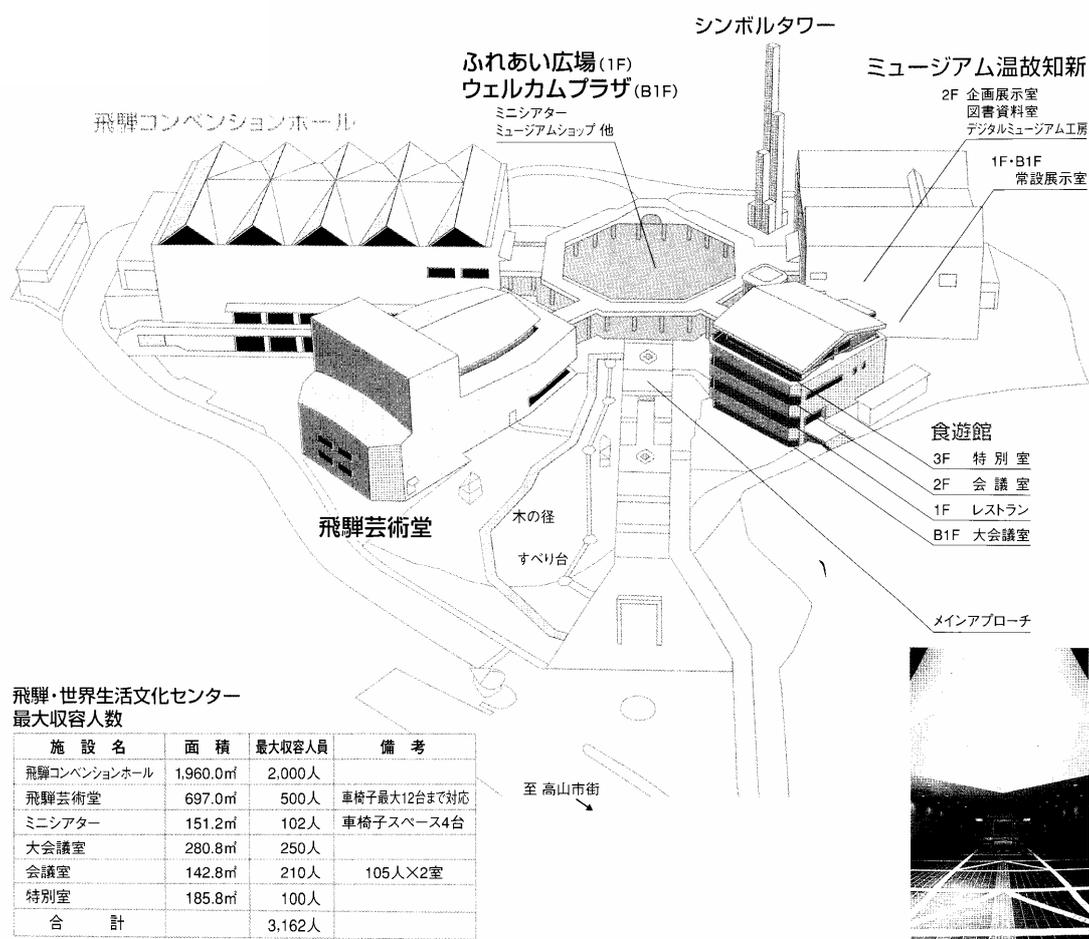
##### 1F

- ①エントランスホール
- ②サロン
- ③喫茶 アベニール
- ④岐阜県産業文化振興事業団
- ⑤岐阜県観光連盟



② 飛騨・世界生活文化センター

平成13年7月に開館した複合多目的施設であり、「飛騨コンベンションホール」「飛騨芸術堂」「食遊館」「ミュージアム温故知新」「企画展示室」「ウェルカムプラザ」などがある。



飛騨・世界生活文化センター  
最大収容人数

施設名	面積	最大収容人員	備考
飛騨コンベンションホール	1,960.0㎡	2,000人	
飛騨芸術堂	697.0㎡	500人	車椅子最大12台まで対応
ミニシアター	151.2㎡	102人	車椅子スペース4台
大会議室	280.8㎡	250人	
会議室	142.8㎡	210人	105人×2室
特別室	185.8㎡	100人	
合計		3,162人	

至 高山市街

飛騨コンベンションホール	企画、展示、各種行事が行える多目的ホール。舞台装置、400インチスクリーン、床暖房システムなどが設置。
飛騨芸術堂	楽器の演奏会、各種映像システム、国際会議にも対応。
食遊館	特別室、会議室などがあり、レセプションホールとしても利用可能。
ミュージアム温故知新	飛騨の伝統的なくらしを展示品などを使用して紹介している。観覧料金は、一般個人で320円。
ウェルカムプラザ	飛騨のパノラマ図、木の時計、ミニシアターがある。

## 2. 実施した監査の概要

### (1) 対象とした事業年度

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

### (2) 監査の視点

主な施設である未来会館、飛騨・世界生活文化センターへ往査するとともに、施設の管理・稼働状況について検証した。自主企画事業については、収支状況に問題がないか検証した。また、アクティブGについても現地視察を行い、施設の説明を受けた。

事業団の運営、管理は、関係法令・諸規程等に準拠して適切に行われているかについて検証した。特に委託については、主な契約ごとに検討し、事務手続に問題がないか調査した。

各種事務事業については、その内容が毎年同じものであり変化が乏しく、その効果が疑問に思われる事業はないか調査した。具体的な監査の視点は、以下のとおりである。

- ① 役員へ直接質問を実施し、また、理事会議事録、運営協議会議事録を閲覧して、事業団の運営、管理が適切になされているか確認する。
- ② 県より収受した補助金収入・委託料収入及びそれに関する支出の諸手続並びに会計処理が適正になされているか。また、その収支報告は適正になされているか検証する。
- ③ 委託費等について、入札関係の資料、見積書、積算資料、契約審査会関係の資料を検証する。
- ④ 過去5年間以上の設備の稼働率を説明できる資料を入手し、施設が有効活用されているか検証する。
- ⑤ 現金・備品の実査を行い、同時に金庫内を調査する。また、現金出納簿を検証し、さらに内部牽制等に問題ないか確認する。
- ⑥ 時間外手当等各種手当について、妥当に承認され、計算されているか検証する。
- ⑦ 役員の出勤状況を確認する。

### 3. 監査の結果

事業団の運営及び管理については、以下の指摘事項を除き、適正に処理されている。

#### (1) 出納関係

- ① 平成14年3月現在、現金実査表が、管理部門の小口現金、賃貸料収入現金ともに、作成されていなかった。現金実査表は、現金の管理資料としては有用であり、金種も明らかにした現金の実査表を作成することが必要である。
- ② オリベインニューヨーク事業において、県職員に現金 1,547千円が仮払金として平成14年3月13日に渡されていたが、これについて以下の事項が検出された。
  - a. 上記の取引に係る会計伝票No. 4036について関係者のすべての承認印が押印されていなかった。
  - b. 県職員からの現金の受領書が入手されていなかった。
  - c. この仮払は、会計仕訳において「仮払金」勘定処理されず、「現金」勘定のままとなっていた。  
なお、他の一般的な仮払処理のときも会計上は「現金」勘定のままとなっていた。正確な会計帳簿を作成するためには、一時的な場合であっても仮払金勘定での処理が必要である。

#### (2) 備品関係

- ① アクティブGの貯蔵品の棚卸表が経理に保存されていない。棚卸表は、在庫の実在性を証明する決算資料であり、経理が最終的に保管することが必要である。
- ② 未来会館の県有備品について、県の作成した「物品品目別一覧表」に記載があるが、平成14年2月の実査の結果、その所在が分からないものが何点か発見されていた。一定期間を区切って所在の調査をし、存在しない物品については、廃棄届等を提出し、県の「物品品目別一覧表」より削除することが必要である。資産の管理を受託しているからには、1年に1回は実査をして、現物の確認をすることが望まれる。なお、事業団の備品についても、1年に1回は、現物の確認をすることが望まれる。

### (3) 人件費関係

#### ① 未来会館

残業時間の申請・承認資料である「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」を閲覧したところ、勤務内容（残業理由）に「アクティブG」、「WDCG（ワールドデザインシティギフ）」と書いてあるのみのもが見られた。「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」により残業時間が集計され、残業代が支払われることになるが、勤務内容が「アクティブG」、「WDCG」だけでは残業内容が適切に把握できないと考えられる。業務内容を記載し、時間外勤務等の必要性、事務執行状況や事務量が把握できるようにすることが必要である。

#### ② 飛騨・世界生活文化センター

「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」について、一部勤務内容が貸館撤収、貸館管理などと記載されて、内容が不明確なものが見受けられた。より詳細な内容の記載が必要である。

### (4) 登記簿

「登記簿に記載されている事項」を検証したところ、「資産の総額」として基本財産（基本金）5,000,000円が登記されていた。正確には正味財産の額2,846,602,868円を登記すべきである。

### (5) 予算執行関係

オリベインニューヨーク事業は、県から委託された新規事業であった（平成13年8月に追加予算30,000千円を申請）。しかし、年度の途中においてこの事業は、県の文化振興課が担当することに変更されたが、予算は事業団で執行されていた。

この変更について、県所轄部署との文書による事業移管の証拠を求めたところ、明確になっていなかった。

今後、事業移管については、県所轄部署と事業団の間で文書等により明確にする必要がある。

## (6) 未来会館の利用状況データ

### ① 入館者数の集計

未来会館の総利用人数の集計方法について、長良川ホール等の貸館を利用した人は、未来博記念展示室、映像プラザなど貸館以外の施設も利用するとの前提で人数が計算されている。

事業団内部において、総利用者の傾向を測定するために使用するデータであるならば問題ないが、実際の利用人数より過大に集計されることから、現状の正しい利用状況を示しているとはいえない。

利用人数はできる限り正しく集計すべきであり、また、事業団の事業評価に利用することが期待されることから、実際の利用者を正確に把握することができるよう改善が求められる。

### ② 各施設の利用状況データの有効活用

現状では、貸会議室、ホールについて、午前、午後、夜間といった区分ごとの利用状況データがシステムで集計されている。

しかし、これらのデータが今後の利用方法の検討資料として十分活用されているとはいえない。会議室やホールの利用状況を分析することは、事業運営上重要なことである。今後、このシステムを有効に活用できるよう改善が求められる。

## 4. 監査の意見

### (1) 委託契約

主な委託契約について内容を検討したところ、以下の事項について改善が求められる。

- ① オリベブランド広告事業及び会館舞台操作管理業務において、設計金額は、過去の実績単価を参考にして決定しているが、過去の実績単価の算定根拠を明確にし、積算時点での相場等を反映できるようにすべきである。
- ② 織部賞授賞式開催業務及びTAKUMI工房家賃・共益費において、設計金額の算定根拠が不明確な点があり、算定根拠を記録に残すべきである。  
また、TAKUMI工房パンフレットでは、算定根拠が担当者メモとして残されていたが、正式な記録として残すべきである。
- ③ NYデザイン2001企画展示委託において、支払先が海外の業者であったため、源泉徴収の必要性の判断に時間を要し、平成13年8月31日履行確認したが、平成14年1月30日に支出が行われている。
- ④ 会館警備業務の設計金額が落札金額と乖離していた。設計金額と落札金額の乖離が大きな場合には、設計金額の算定に問題がなかったか検討を加え、次回の設計金額の算定、予定価格の設定に役立てる必要がある。
- ⑤ 指名競争入札は、概ね5者以上とされているが、会館緑地管理業務及び岐阜アリーナ音響設備保守点検業務では4者となっている。この場合には、その理由を記録に残すべきである。
- ⑥ 入札参加資格者名簿登載者以外の者を指名しようとする場合、その理由を記載することとされているが、会館機械設備保守点検業務においては、記載されていない。
- ⑦ 岐阜アリーナ清掃業務において、積算根拠が「積算物価」等の根拠に基づいていない。
- ⑧ 「キッズパラダイス」公演に係る業務において、仕様書が整備されていない。
- ⑨ 岐阜アリーナ消防設備保守点検業務において、見積書は金額だけでなく、時間・賃率等の内訳を入手し、今後の設計金額の算定に役立てるべきである。

なお、金額が10,000千円以上の委託先の契約金額、契約方法、契約先業者は、以下のとおりである。入札業務自体に問題はなかったが、結果として、すべての契約が5年間同一の業者であり、同一業者に長期間にわたり業務委託することにより業者のサービス向上意欲が阻害されていないか検討することが必要と考えられる。

(単位：千円)

委託事業名	項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
会館清掃・環境衛生管理業務	契約金額	30,450	30,712	31,363	31,768	29,295
	契約方法	指名6者	指名8者	指名8者	指名9者	指名8者
	契約先業者	A社	A社	A社	A社	A社
会館設備管理等業務	契約金額	28,499	27,510	27,783	27,535	26,460
	契約方法	随意1者	指名6者	指名7者	指名8者	指名6者
	契約先業者	A社	A社	A社	A社	A社
会館警備業務	契約金額	19,876	20,073	20,052	23,426	14,700
	契約方法	随意1者	随意1者	指名4者	指名4者	指名5者
	契約先業者	B社	B社	B社	B社	B社
会館機械設備保守点検業務	契約金額	11,623	11,739	11,445	9,135	9,450
	契約方法	随意1者	随意1者	指名4者	指名8者	指名5者
	契約先業者	C社	C社	C社	C社	C社
会館舞台管理操作業務	契約金額	18,194	18,553	18,738	18,900	18,900
	契約方法	随意1者	随意1者	随意1者	指名3者	指名5者
	契約先業者	D社	D社	D社	D社	D社

## (2) ハイビジョンホール鑑賞事業

### (現 状)

映像文化振興事業として、ハイビジョンホールにおいて、「映像鑑賞の日」及び「ハイビジョンシアター」が実施されている。いずれも、ハイビジョン映像の啓蒙、普及を目的とした事業である。

### (問題点)

上記の最近2年間の「映像鑑賞の日」及び「ハイビジョンシアター」の利用者実績は、下表のとおりであり、総席数が224席であることから、低迷していると考えられる。一方、ハイビジョンを維持する費用は、平成13年度で9,326千円となっている。

### (改善案)

未来会館が開設された平成6年当時と比較すると、通信・放送を取り巻く環境は変化している。特にアナログ式のハイビジョンについては廃止される見通しである。ハイビジョン自体も一般の家庭電化製品の販売店で入手可能な段階までになっており、ハイビジョン映像の啓蒙、普及の目的についてその達成度を再度検討する時期にあるのではないかと思われる。

平成12年度「映像鑑賞の日」実績

上映日 (毎月第1・第3月曜日)	午前の部 (人)	午後の部 (人)	計 (人)	主な上映作品 (レンタル分のみ)
4月17日	33	42	75	C62 蒸気機関車
5月1日	15	13	28	小さなペンギンのゆかいなパレード
6月5日	13	24	37	
7月3日	25	20	45	小椋佳ファミリーミュージカル 「ロボ!笑ったね」
9月18日	31	19	50	
10月16日	30	27	57	小椋佳ファミリーミュージカル
11月6日	22	19	41	
11月20日	18	20	38	「フラワー」
12月4日	25	25	50	
2月5日	23	8	31	火山地帯の不思議な鳥
2月19日	10	13	23	神秘の惑星・地球
3月5日	14	20	34	
3月19日	20	20	40	
計	279	270	549	

平成13年度「映像鑑賞の日」実績

上映日 (毎月第1・第3月曜日)	午前の部 (人)	午後の部 (人)	計 (人)	主な上映作品 (レンタル分のみ)
4月16日	13	20	33	動物たちが集う悠々の泉 野生の王国ンゴロンゴロ
4月7日	15	13	28	
6月4日	15	15	30	
6月18日	15	18	33	
7月2日	20	15	35	蘇れゴビ砂漠の恐竜たち まみちゃんの不思議な旅1 まみちゃんの不思議な旅2 蘇る絶滅恐竜たち
7月16日	20	20	40	
8月6日	20	20	40	
8月20日	25	19	44	
9月3日	10	20	30	
9月17日	13	15	28	
10月15日	16	6	22	王朝夢幻 「国宝源氏物語絵巻」
11月5日	21	10	31	
11月19日	10	18	28	
12月3日	10	13	23	知られざるワシントン
12月17日	16	9	25	
12月17日～ 3月18日 (5回)	5	16	21	シュヴァルツバルト黒い森 マナティ物語 奇妙な狩りをする原始のアリ
	10	14	24	
	11	15	26	
	20	17	37	
	13	19	32	
計	298	312	610	

平成12年度ハイビジョンシアター実績

上映日		作品名	上映回数	鑑賞者数(人)
4月8日	(土)	映画「バックドラフト」	1	49
6月3日	(土)	ドラマ「最後の弾丸」	1	40
7月8日	(土)	映画「ドラキュラ」	1	55
9月8日	(土)	オペラ「金鶏」	1	63
9月15日	(金)	映画「ア・フュー・グッドメン」	1	80
10月14日	(土)	ドラマ「白い嘘」	2	76
11月19日	(日)	オペラ「死者の家から」	2	15
12月9日	(土)	宝塚作品「スナイパー」	2	70
1月27日	(土)	オペラ「利口な女ぎつね」	2	50
2月17日	(土)	京劇「赤壁の戦い」	2	60
3月17日	(土)	宝塚作品「ハローワンダフルタイム」	2	160
3月24日	(土)	アニメウルトラマンキッズ	2	80
3月25日	(日)	鉄腕アトム(各4作品)	2	85
計			21	883

※5月、8月は他の催事の都合により中止

平成13年度ハイビジョンシアター実績

上映日		作品名	上映回数	鑑賞者数(人)
4月14日	(土)	オペラ「フィガロの結婚」	1	65
5月12日	(土)	オペラ「サトコ」	1	70
6月23日	(土)	オペラ「ドンジョバンニ」	1	70
8月4日	(土)	映画「E・T」	1	100
8月18日	(土)	記録映画「開戦パールハーバー」	1	40
8月19日	(日)		1	50
8月18日	(土)	人形劇「リア王」	1	20
8月19日	(日)		1	25
9月8日	(日)	映画「レジェンド オブ ドリーム」	1	80
10月13日	(土)	NHK交響楽団第1381回定期公演	1	40
12月22日	(土)	映画「スターゲイト」	1	79
1月12日	(土)	オペラ「椿姫」	1	88
3月9日	(土)	映画「未知との遭遇」	1	114
3月23日	(土)	アニメ特集「おじゃる丸」「ふしぎの国のアリス」	1	185
3月24日	(日)	〃	1	122
計			15	1,148

※7月、11月、2月は他の催事の都合により中止

### (3) マルチメディア工房

未来会館のマルチメディア工房には、手作りでオリジナルのハイビジョン番組を作る趣旨で導入した「ハイビジョン番組制作装置」がある。これは、高画質の映像製作を通じて、マルチメディアに親しんでもらうという事業である。

マルチメディア工房内の機械設備は、平成7年以前に設置されており、技術革新が進んでいく中で、設備の老朽化が著しいと思われる。また、過去2年間の「マルチメディア工房・機器使用実績」を検証した結果、外部の利用者が少なく、施設の有効な利用がなされているとは言い難いと思われる。なお、このマルチメディア工房費は、平成13年度で13,305千円支出されている。

マルチメディア工房は、ソフトピアジャパン、岐阜県立図書館他でも事業内容は異なるものの、「高度情報基地ぎふ」のキーワードを基に事業が展開されており、これらの事業に統合していくか、高画質映像製作事業は民間に委託するように方針転換し、未来会館のマルチメディア工房事業のあり方について再検討が望まれる。

### (4) アクティブGの人材供給

アクティブGは、地域のデザイン性の向上が目的の一つとされている。このような店舗のデザイン等は、人の感性に依存する部分が多いことと考えられるが、現在、県職員が派遣され、アクティブGの企画作業に従事している。今後、例えば異動により短期間で担当者が替わるとなれば、デザインなどのノウハウが蓄積されず、アクティブGの人材供給のあり方について懸念される。

通常、商業志向の店舗デザインや企画ものは、誰でもすぐに良質の成果が出せるものではなく、高度に専門的な知識や感性が求められると考えられるため、今後、業務の引継に注意するとともに継続的に一定水準の人材が確保されるように人材供給について特に配慮が求められる。また、将来課題として店舗のデザイン、企画業務といった商業運営に関しては、民間への全面委託が望ましい。

#### (5) 経営評価への取り組み

平成13年度に作成した経営評価の自主申告書の「成果指標」の項目において、「産業・文化の振興という事業目的の特殊性から、事業実施自体が目的となることがないように、基本的に全ての事業について、県民のニーズを踏まえながら、中長期にわたる具体的な目標としての成果指標を設定していく必要がある。この成果指標を常に意識した経営を行うことで、県民への説明責任を果たしていくことが必要である。」との提言を、所轄部署から受けている。その対応状況を質問したところ、各担当部署から成果指標の対象として検討すべき項目、数値等の提出を受け、現在整理中であるとの回答を得た。

産業・文化の振興という目的は、定量的に把握が難しいことも考えられるが、成果指標がないと何をどこまで達成すればよいのか判断がつかず、結局、事業団の業績が客観的に評価されないことになると思われる。早期に複数の成果指標を立案し、PLAN→DO→CHECK→ACTIONのサイクルを確立するとともに、将来的には、行政コスト計算をして成果報告書を作成することが望まれる。

## (6) 自主企画事業の民間委託

(現 状)

平成13年度の長良川ホール及び飛騨・世界生活文化センターにおける事業団の自主企画の実績は、以下のとおりである。

長良川ホール

(単位：千円)

日付	公演内容	事業費	入場料収入	外部負担	県の負担	入場者数 (想定数)(人)
4/22	中島啓江	5,241	1,209	-	4,032	407 (425)
5/20	柄本明	5,143	1,129	-	4,014	379 (454)
5/27	梁塵秘抄	5,587	431	-	5,156	173 (408)
6/11	ステップ・ソングアウト	6,104	1,459	-	4,645	366 (447)
7/8	溝口肇	6,265	1,564	-	4,701	447 (447)
8/8～12	キッス・パラダイス	13,087	639	685	11,763	17,104 (10,000)
8/16～26	表現スクール	5,000	-	-	5,000	127 (447)
9/29, 30	名作映画をたずねて	550	503	-	47	506 (992)
10/8	ヴァンティーズ	4,512	936	-	3,576	233 (447)
10/28	第6回ジュニア文化祭	1,160	-	750	410	167 (447)
11/18	トリプルピアノ	6,235	1,463	-	4,772	366 (447)
11/24, 25	ぐ〜チョコランタン	21,630	8,725	-	12,905	8,726 (8,726)
12/1	能楽「鏡座」	4,506	1,298	500	2,708	371 (444)
1/17, 25	桜・三田高フアッションショー	838	-	-	838	1,800 (1,800)
2/15, 16	第7回長良寄席	5,855	3,360	-	2,495	960 (968)
3/2, 3	第7回ジュニア文化祭	2,264	-	750	1,514	300 (447)
3/11	春の狂言会	2,068	958	-	1,110	320 (444)
	合計	96,045	23,674	2,685	69,686	32,752 (27,790)

## 飛騨・世界生活文化センター

(単位：千円)

日付	公演内容	事業費	入場料収入	外部負担	県の負担	入場者数 (想定数)(人)
8/3～ 3/17	飛騨地域活性化推進協議会事業 開館記念イベント「ひだの大地から」 (8/3)他	32,448	-	-	32,448	9,103 (10,500)
8/5	開館記念クラシックコンサート	6,861	1,904	-	4,957	476 (500)
8/11～19	子ども体験フェスタ	4,879	61	-	4,818	7,400 (6,000)
9/28	水島一江ストリングスアンサンブルコンサート	2,686	724	-	1,962	908 (1,000)
10/6,7	霧の獅子	4,530	402	-	4,128	232 (500)
12/6	ザ・シューベルト・アンサンブル・オブ・ロンドン	1,347	540	-	807	180 (500)
1/12～14	冬休み子ども映画祭	948	-	-	948	988 (600)
2/2	発酵を生かした製品開発/町作りセミナー	664	-	-	664	103 (100)
3/8～10	飛騨国際マルハンアニメ映像祭	14,429	-	5,500	8,929	7,167 (5,000)
3/17	ファミリーのための「影絵劇」鑑賞会	1,040	-	-	1,040	371 (500)
8/11～ 3/10	飛騨ツクネル工房企画事業	4,485	51	-	4,434	952 (1,000)
	合計	74,317	3,682	5,500	65,135	27,880 (26,200)

## (問題点)

事業団が実施主体として事業を行う場合、公共施設である以上、児童・生徒から高齢者を対象としたより公益性の高い多彩な事業を実施するのは当然であるが、収益性も考慮した事業実施も必要と考える。例えば、入場料収入と事業費の差額が大きい公演が見受けられるが、これは公益性とコストあるいは入場者数との兼ね合いの問題となるが、コストを少しでも縮減し、収益性を向上しようとする仕組みが求められる。

(改善案)

具体的には、事業団は、主として公益性の観点から公演内容を企画立案するとともに、公演運営リスクの民間転嫁の可能性を追求し、共催事業という形で補助金を支出し、補助金に上限を設けることで行政側のリスクを限定することが考えられる。この方法により民間企業は、採算が悪い公演は避けようとするとともに、コスト縮減を図るために入場者数を確保するインセンティブが働くと思われる。

(7) 飛騨・世界生活文化センターの計画と実績との比較

(現 状)

飛騨・世界生活文化センターの設立当初に立案された収支計算書と実際の収支を比較検討したところ、多くの項目において計画を下回っていたが、特に展示の利用実績は、以下のとおり低迷している。資料は、平成13年度入館者数の集計データによる。

常設展示と企画展示の実績

年 月	常設展示		企画展示	
	利用者(人)	収入(千円)	利用者(人)	収入(千円)
平成13年7月(開館)	630	114	502	275
平成13年8月	2,504	469	1,410	791
平成13年9月	2,265	547	202	121
平成13年10月	2,853	642	—	—
平成13年11月	1,661	453	—	—
平成13年12月	468	79	719	419
平成14年1月	225	26	387	228
平成14年2月	539	59	293	170
平成14年3月	890	206	—	—
合 計	12,035	2,599	3,513	2,005

(問題点)

民間企業であるならば、収入が当初の計画を下回る場合には、通常原因分析がなされる場所である。しかし、上記の原因については、開館初年度ということもあり、十分な検証はなされていない。

(改善案)

利用率については、飛騨地域の人口特性から、県庁所在地等の人口集積地とは単純に比較はできないが、少なくとも立案された計画について、どこに問題があったのかを分析し、需要の見込み違いがあれば、今後、どのようにすれば正確に予測することができるのかを検討する必要がある。例えば、マーケティング等を実施して民間ノウハウを取り入れたり、経営状況について専門家のチェックを受けるなどなど慎重な対応が求められる。

(8) 飛騨・世界生活文化センターの展示品

ミュージアム温故知新では、常設展示として四つのコーナーに分かれ、①飛騨の暮らし、②飛騨の匠、③飛騨の祈り、④飛騨のデザインで構成されている。収蔵庫などにある展示用の品について実査をしたところ、平成8年度に取得した外国製の木製美術品がかなりの点数あったが、展示はまだなされていない。

今後の展示予定を質問したところ、開館から1年以上経過しているにもかかわらず、一部を除き具体的な展示計画が作成されていなかった。

早期に当センターの展示品として活用されることが望まれる。なお、飛騨地区は「木の文化」が伝統であり、諸外国の「木の文化」を紹介しようとする目的で購入されたものであったが、飛騨の魅力とそれに関連ある世界の魅力をアピールする良い展示方法が期待される。



[4] 財団法人岐阜県県民ふれあい会館



## [4] 財団法人岐阜県県民ふれあい会館

### 1. 団体の概要

#### (1) 目的

財団法人岐阜県県民ふれあい会館（以下「財団」という。）は、岐阜県県民ふれあい会館及び岐阜県福祉・農業会館の管理運営並びに人と人が交流、連帯しあう中から新たな情報や価値が創造されることを促進する事業の実施を通じて、「世界のふれあい広場岐阜」の具現化を図り、もって「日本一住みよいふるさと岐阜県」づくりに寄与することを目的とする。

#### (2) 事業内容

##### ① 岐阜県県民ふれあい会館の管理運営

###### a. ふれあい交流の場づくり

- ・「ふれあいサマーフェスティバル」（2日間）の開催
- ・サラマンカホールで若手演奏家による「ランチタイムコンサート」（毎月第2火曜日）の開催
- ・2階アトリウムでの県内アマチュアバンドや幼稚園児による「ランチタイムコンサート」（毎月第4火曜日）

###### b. 交通アクセスの整備として、県から受託した「ふれあいバスの運行」を実施

###### c. 施設の快適環境づくり

###### d. 施設の維持及び安全管理

##### ② 福祉・農業会館の管理

##### ③ サラマンカホールの運営

###### a. 自主企画公演の開催

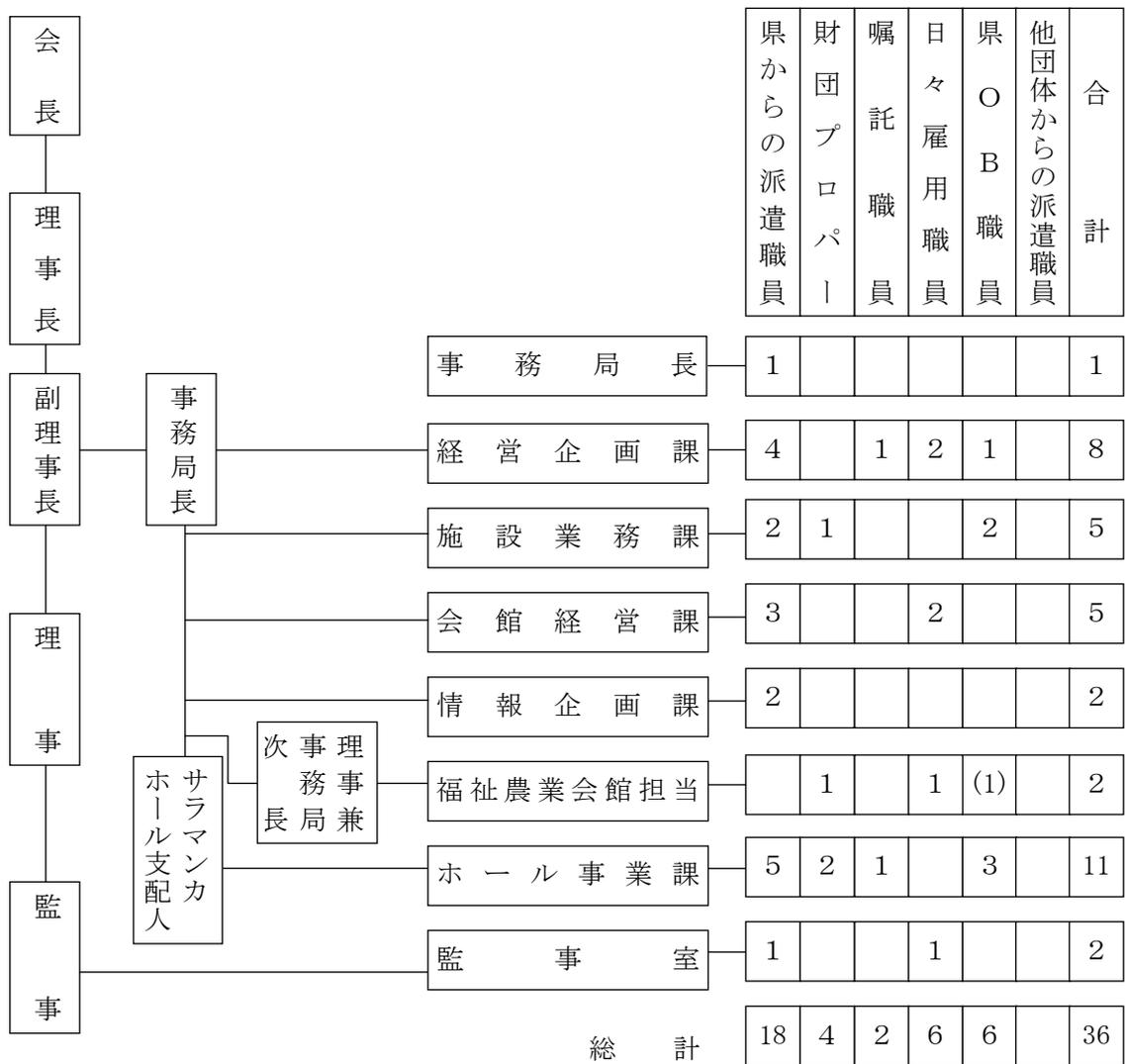
- ・一流演奏家公演を7公演実施し、県民の音楽文化のレベルアップを図る。
- ・普及・育成公演を7公演実施し、県内の音楽愛好家の底辺の拡大と音楽活動の活性化を図る。

###### b. 青少年のためのコンサートの開催

- ・毎月第4土曜日に「サタデークラシック」を実施する。
- ・遠隔地の青少年を対象に「サウンド・オブ・クラシック」を実施する。

- c. 日本モーツァルト音楽コンクールの開催  
国際的に通用する若手音楽家を発掘・育成するため、財団は実行委員会の事務局を務めるとともに、負担金を支出する。
  - d. ぎふ・リスト音楽院マスターコースの開催  
ハンガリーのリスト音楽院から教授を招き、短期集中講座の開講と演奏会を開催し、財団は事務局を務めるとともに、負担金を支出する。
  - e. ぎふ・プラハ音楽アカデミーの開催  
チェコの「プラハ音楽院」と共同して、「公開レッスン」及び「コンサート」を開催し、財団は事務局を務めるとともに、負担金を支出する。
  - f. その他のホール事業  
「音楽アドバイザー」、「ホールアドバイザー」の指導助言を得て特色あるコンサートの企画やホール運営を行うほか、「サラマンカメイト」の募集を行う。
- ④ 情報及び資料の収集並びに提供  
ホームページ及び情報誌「県民ふれあい会館便り」、「コンサートのご案内」、「県民ふれあい会館催物のご案内」の発行等を行う。
- ⑤ 情報環境の整備  
「中間機構ネットワーク協議会」の運営を財団が中心となって行うとともに、以下の二つのシステムの構築を進める。
- a. 中間機構ネットワークの構築
  - b. 県有施設利用予約システムの構築

(5) 組織図及び所属別職員数(平成14年3月31日現在)



注) 福祉農業会館(1)は、常勤役員1でカウント

役職名	役員数	うち関係者		
		県派遣役員	県OB	合計
理事長	1		1	1
業務担当	副理事長	1		1
	常任理事	1	1	1
有給	監事	1		1
計	4	2	2	4
その他	理事	16		
	監事	1		
計	17			
合計	21	2	2	4

## (6) 貸借対照表及び収支計算書

貸借対照表

平成14年3月31日現在

(単位:千円未満切捨)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	101,223	
未収金	959	
前払金	95	
棚卸資産	736	
流動資産合計		103,015
2 固定資産		
基本財産		
定期預金	6,000	
基本財産合計	6,000	
その他固定資産		
什器備品	3,487	
繰延資産	1,217	
退職給与引当預金	3,188	
その他固定資産合計	7,893	
固定資産合計		13,893
資産合計		116,909
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	94,696	
前受金	5,576	
預り金	2,006	
流動負債合計		102,279
2 固定負債		
退職給与引当金	3,188	
固定負債合計		3,188
負債合計		105,467
III 正味財産の部		
正味財産		11,441
(うち基本金)		(6,000)
(うち当期正味財産増加額)		(241)
負債及び正味財産合計		116,909

# 収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
I 収入の部	
1 基本財産運用収入	2
基本財産利息収入	2
2 事業収入	34,283
自主事業収入	33,018
入場料収入	33,018
青少年のためのコンサート事業収入	548
入場料収入	548
付帯事業収入	716
物品販売収入	52
チケット販売手数料収入	347
福祉・農業会館手数料収入	317
3 補助金等収入	763,825
県補助金収入	81,586
人件費補助金収入	79,290
中間機構WAN推進事業補助金収入	2,295
県受託事業収入	665,358
ふれあい会館施設管理受託収入	481,339
福祉・農業会館施設管理受託収入	79,371
ホール運営受託収入	2,709
ホール自主事業受託収入	67,218
日本モーツァルト音楽コンクール受託収入	18,534
ぎふ・リスト音楽院マスターコース受託収入	2,466
ぎふ・プラハアカデミー受託収入	3,870
青少年のためのコンサート受託収入	9,846
民間受託事業収入	14,780
福祉・農業会館施設管理受託収入	14,780
その他事業収入	2,100
ホール自主事業受託収入	2,100
4 雑収入	371
受取利息	261
雑収入	110
5 寄付金収入	2,000
ホール自主事業助成金収入	2,000
6 特定預金取崩収入	468
退職給与引当預金取崩収入	468
当期収入合計(A)	800,952
前期繰越収支差額	—
収入合計(B)	800,952

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
Ⅱ 支出の部	
1 事業費	710,389
ふれあい会館管理施設費	452,519
福祉・農業会館施設費	94,469
ふれあい会館運営費	2,739
ホール管理費	17,688
ホール運営費	2,709
ホール自主事業費	104,684
日本モーツァルト音楽コンクール事業費	18,534
ぎふ・リスト音楽院マスターコース事業費	2,466
ぎふ・プラハ音楽アカデミー事業費	3,870
青少年のためのコンサート事業費	10,394
中間機構WAN推進事業費	311
2 管理費	87,915
人件費	79,096
一般管理費	8,819
3 固定資産取得支出	558
什器備品購入支出	558
4 繰延資産取得支出	1,425
繰延資産取得支出	1,425
5 特定預金支出	662
退職給与引当金預金支出	662
6 予備費	—
予備費	—
当期支出合計(C)	800,952
当期収支差額(A) - (C)	—
次期繰越収支差額(B) - (C)	—

(5) 主な施設の内容

岐阜県 県民ふれあい会館 階別配置図

階	施設内容
14階	展望ラウンジ、展望レセプションルーム、スカイレストラン
13階	県行政関連団体事務室、地方自治サロン
12階	県行政関連団体事務室
11階	県行政関連団体事務室
10階	県行政関連団体事務室、中小企業サロン
9階	県行政関連団体事務室
8階	県行政関連団体事務室
7階	県行政関連団体事務室
6階	県行政関連団体事務室、国際交流サロン、県民ふれあいサロン
5階	県行政関連団体事務室、健康サロン(前岐阜県県民ふれあい会館)
4階	小会議室(401~408)、特別会議室(409)、テレビ会議室(410)
3階	大会議室(302)、中会議室(301)、県民相談室
2階	旅券センター、情報サロン、県民ふれあいギャラリー、売店、銀行、キャッシュコーナー
1階	警備員室、倉庫、防災センター、中央監視室、機械室 他

階	施設内容
9階	研修諸室
8階	研修諸室
7階	研修諸室
6階	研修諸室
5階	研修諸室
4階	研修諸室
3階	研修諸室
2階	研修諸室
1階	研修諸室

階	施設内容
4階	3階書庫、応接室
2階	放送大学
1階	機械室 他

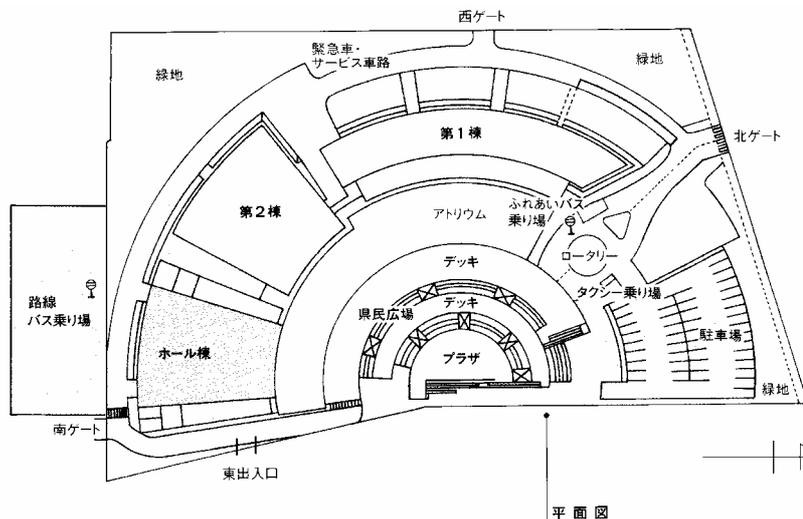
  

階	施設内容
4階	バルコニー
3階	サラマンカホール・ロビー
2階	サラマンカホール・ホワイエ
1階	車庫、エントランスホール

階	施設内容
1階	デッキ(1)、デッキ(2)、デッキ(1)
車路	車路
プラザ	プラザ

平面図



## 2. 実施した監査の概要

### 1. 団体の概要

#### (1) 対象とした事業年度

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

#### (2) 監査の視点

財団は、岐阜県より以下の県有施設の管理運営を受託している。

- ・岐阜県県民ふれあい会館（サラマンカホール含む）
- ・岐阜県福祉・農業会館

上記各施設における委託費は岐阜県県民ふれあい会館（以下「ふれあい会館」という。）で296,011千円、福祉・農業会館で52,209千円、サラマンカホールで14,980千円発生している。また、サラマンカホールの自主事業委託費が82,452千円発生しており、委託費が他の費用と比較して多額となっていることから、委託管理業務が適切になされているかを検討した。

また、財団は、各施設の貸会議室等の管理運営を受託しており、これらの貸館施設が有効に活用されているかを稼働率を中心に検討した。

サラマンカホールについては、自主企画事業を実施し、その事業費は104,684千円となっている。この事業費に対し入場料収入が占める割合は、平成9年度の41.6%から平成13年度は32.6%と減少しているため、自主事業の収支について検討した。

さらに、情報公開の観点から事業ごとの収支が収支計算書に反映されているかについて検討した。具体的な視点としては、以下のとおりである。

- ① 役員へ直接質問を実施し、また、理事会議事録、運営協議会議事録を閲覧して、事業団の運営、管理が適切になされているか確認する。
- ② 委託費等について、入札関係の資料、見積書、積算資料、契約審査会関係の資料を検証する。
- ③ 過去5年間以上の設備の稼働率を説明できる資料を入手し、施設が有効活用されているか検討する。
- ④ 現金・備品の実査を行う。現金出納簿をレビューして、内部牽制等に問題ないか確認する。同時に金庫内を調査する。

### 3. 監査の結果

財団の運営及び管理については、以下の指摘事項を除き、適正に処理されている。

#### (1) 出納関係

- ① 平成14年3月31日現在の現金出納帳を検証した結果、当日夜間に收受したチケット販売収入44千円、会議室使用料199千円及びコピー・FAX代1千円の現金が翌日の収入となっていたが、現金を入金した日に収入計上すべきである。
- ② 平成14年3月31日現在で、県に納付する会議室使用料 463千円の現金が計上されていなかったが、預り金として処理すべきである。

#### (2) 仕訳伝票の承認印

仕訳伝票を閲覧した結果、承認印が省略されていた。これは、調書（収入金調書・支出金調書等）に仕訳が記載されており、当該調書上の仕訳において出納員（事務局長）の承認がなされているためであった。

仕訳自体の承認は、調書への承認で代替できると考えることもできるが、会計システムへの入力の際の原始資料たる仕訳伝票において承認がなされることが望ましい。なお、規程も「仕訳伝票にて承認を得ること」となっている。また、仕訳伝票に入力チェック印を付すことが必要である。

#### (3) 貯蔵品関係

貯蔵品として計上されているサラマンカグッズは、最近販売が滞っており、平成13年度に売却されたものの原価は41千円で、平成13年度末では737千円が在庫となっている。このうち商品価値が著しく下がったと判断されるものについては、早期に処分することが必要である。

棚卸資産明細書より

(単位：円)

品名 取得年月	仕入数	仕入単価	年度首 (数量)	売上 (数量)	年度末 (数量)	年度末残高
Tシャツ H10.7	450枚	1,407	308	19	289	406,623
キーホルダー s8.11 H	1,000個	566	213	8	205	116,030
レターセット H 9.3	500セット	200	42	8	34	6,800
ペーパークラフト H 9.3	1,000個	824	16	0	16	13,184
テレホンカード H10.3	1,000枚	630	322	14	308	194,040
合計			901	49	852	736,677

#### (4) テレビ会議室

ふれあい会館のテレビ会議室は、開館当初はテレビ会議用として利用されたが、現状ではテレビ会議室としての利用はなく、普通の小会議室としての利用のみである。テレビ会議室が本来の目的では利用されない理由は、テレビ会議は当方だけでなく、先方も同様の機器を備えていないと使用できないためである。

今後、機器の更新の必要が生じた場合には、双方向での遠隔会議という目的のために同機器を利用したいという要望がどの程度あるのかを検討する必要がある。

## 4. 監査の意見

### (1) ふれあい会館の機能別原価

#### (現 状)

ふれあい会館の建物は、サラマンカホールのあるホール棟、自治大学・放送大学等のある第2棟、ふれあい会館の事務室及び貸会議室、各団体の事務室のある第1棟に区分されている。しかし、各棟ごとの維持管理費等が把握されていない。例えば、電気代等については財団全体でしか把握されていない。また、清掃代等の維持管理に係る費用も財団全体の費用として集計されている。

#### (問題点)

各棟により機能が異なるため、事業ごとの採算を把握するためには、棟ごとに個別に発生している原価を計算する必要がある。共通経費については適切な按分基準を設定し、原価の把握に努めるべきであると考えられる。現在、ふれあい会館では管理コストの削減に努めており、特に電気代についてはこまめに消灯する等して維持管理費の低減を図っている。しかし、現状の仕組みでは、どの部署でどれだけの節約努力があったのかは評価することはできない。コストの発生とその責任について明確に評価できるシステムの導入が必要と思われる。

#### (改善案)

各棟ごとに必要とされる維持管理費用を会計上区分するため、伝票処理時にどの棟に負担させるのかを決定し、仕訳処理していくことが望まれる。特に、サラマンカホールは音楽ホールとして、特定の機能を果たしているため、音楽ホールとしての維持管理費が明確になると、他の音楽ホールの維持管理費との比較も容易になり、サラマンカホールの運営上、有用な資料になると考えられる。具体的には現在のホール管理費に計上されている舞台操作業務等の他に、サラマンカホールが負担すべき清掃、保守、電気代等を計算し、これらの間接的な費用も合わせたサラマンカホール全体としての維持管理費も算出してみることが望まれる。

(2) 委託契約

委託契約のうち、主なものをサンプルで内容を検証した。検証内容と検証結果は、以下のとおりである。

- ① 設備管理業務において、設計金額は、事務手続上は適正に算定されているが、コストダウンについての検討が十分とはいえない。また、契約保証金納付免除伺書の該当条項が適切でない。
- ② 舞台操作業務において、随意契約1者の理由書が添付されていない。また、仕様書に沿った見積書を徴収すべきである。
- ③ ホール自主事業出演委託において、積算書の作成に当たり交渉記録を残すべきである。
- ④ 観葉植物賃貸借において、会館開設（平成6年）から物価スライドで設計金額を算定している。随意契約1者であり、他県の業者から参考見積を徴収するなどにより市場調査をすべきである。

なお、金額が10,000千円以上の委託先の契約金額、契約方法、契約先業者は、以下のとおりである。入札業務自体に問題はなかったが、結果として、すべての契約が5年間同一の業者であり、同一業者に長期間にわたり業務委託することにより業者のサービス向上意欲が阻害されていないか検討することが必要と考えられる。

(単位：千円)

委託事業名	項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
設備管理業務	契約金額	86,935	86,935	74,498	74,498	81,742
	契約方法	随意1者	随意1者	指名3者	指名3者	指名3者
	契約先業者	A社	A社	A社	A社	A社
清掃業務 (第1棟・ホール棟地)	契約金額	91,103	90,967	90,967	91,299	90,027
	契約方法	指名8者	指名8者	指名7者	指名7者	指名8者
	契約先業者	A社	A社	A社	A社	A社
清掃業務(第2棟)	契約金額	27,185	26,901	26,901	26,901	25,011
	契約方法	指名8者	指名8者	指名7者	指名7者	指名8者
	契約先業者	B社	B社	B社	B社	B社
保安警備業務	契約金額	24,150	23,667	23,667	19,005	19,005
	契約方法	随意1者	随意1者	指名7者	指名9者	指名9者
	契約先業者	C社	C社	C社	C社	C社
設備管理業務 (福祉・農業会館)	契約金額	42,851	42,422	29,505	29,505	29,505
	契約方法	随意1者	随意1者	指名7者	指名8者	指名8者
	契約先業者	B社	B社	B社	B社	B社
舞台操作業務	契約金額	13,654	13,786	13,786	13,786	13,786
	契約方法	随意1者	随意1者	随意1者	随意1者	随意1者
	契約先業者	D社	D社	D社	D社	D社

### (3) パイプオルガンの利用（サラマンカホール）

#### (現 状)

サラマンカホールの運営の基本戦略としては、以下の四つがある。

- ① モーツァルト：ホール基本テーマの一つをモーツァルト音楽とする。
- ② パイプオルガン：オルガン文化の拠点とする。
- ③ スペイン、オーストリア、ハンガリー及びチェコとの交流：音楽を通じて芸術、文化及び産業の交流を図る。
- ④ 21世紀音楽工房岐阜：新しい音楽文化の創造、実践の場とする。

パイプオルガンを通して、スペインのサラマンカ市との交流ができたことから、ホールの名称をサラマンカホールとした。サラマンカホールのパイプオルガンはその製作に3年を費やした手作り品であり、国内では珍しいスペイン様式のパイプオルガンである。

#### (問題点)

パイプオルガンは音楽アカデミー講習会の5日間延べ25人程度の講習で利用されるほか、一般の人が演奏を聞くことができる機会は、年6回の無料のランチタイムコンサート(12時20分から30分間)で演奏される時、また、年1回のスーパーソリスト祭典で演奏される時だけである。パイプオルガンの演奏はサラマンカホール運営の基本戦略の一つであるにもかかわらず、演奏を一般の人が聞く機会は非常に少ないといえる。できるかぎり大勢の人が演奏を聞く機会を増やす方法を検討する必要があると思われる。

#### (改善案)

上記の意見に対し、団体から以下の改善案が提出された。この県民の財産をさらに有効活用されることが望まれる。

- ・平成15年度は、開館10周年に当たるため、パイプオルガンを活用し、夏休みの1週間を「パイプオルガンウィーク」と称し多様な催し物を企画し状況により継続を検討している。
- ・貸館時の式典等にオルガン演奏を加えていただくよう薦めるとともに、個人のオルガン練習を一層呼びかける。
- ・県に収めるホール使用料・パイプオルガン使用料が高額であることがネックでもあり、使用料減免等の政策的配慮が必要と考える。

(4) 貸会議室の利用者データ（ふれあい会館）

過去5年間の貸会議室全体の稼働状況は、以下のとおりである。

区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
開館日数	357日	357日	358日	357日	357日
利用者数	118.7千人	108.5千人	106.6千人	102.4千人	106.7千人
稼働率(%) (利用日数/開館日数)	83.0%	83.7%	84.8%	85.9%	85.2%

貸会議室は大会議室1、中会議室1、小会議室8、特別会議室1、テレビ会議室1の合計12室ある。貸会議室の稼働率について検証したところ、会議室利用年報を作成し、各部屋ごとに利用可能日数に対する利用日数を稼働率として算出し、さらに、午前、午後、夜間と分けて利用件数を算出して、回転率も算出している。また、部屋ごとに使用料徴収実績として、件数、金額も算出している。この結果、稼働率のデータとしては、かなり正確なデータが把握されている。ただし、利用者のデータとして日々1枚ずつの利用表があるが、月間利用者別内訳、年間利用者別内訳は5分類（①一般企業 ②県関係 ③国関係 ④館内団体 ⑤その他団体）しか作成されていない。なお、この5分類の利用者内訳では、以下のとおりであり、一般企業の割合が6割、その他の割合が4割となっている。

<平成13年度会議室利用者状況>

(件数)

月	一般企業	県関係	国関係	館内団体	その他団体	計
4	317	25	-	122	65	529
5	315	28	5	96	98	542
6	427	45	-	75	116	663
7	323	36	-	109	151	619
8	292	36	39	80	71	518
9	396	32	4	63	110	605
10	383	27	13	161	94	678
11	378	42	29	124	99	672
12	306	36	12	77	53	484
1	291	39	4	49	68	451
2	284	57	2	101	108	552
3	392	30	2	105	137	666
計	4,104	433	110	1,162	1,170	6,979
%	58.8	6.2	1.6	16.7	16.7	100.0

<一般企業以外の利用内容（使用許可申請書記載の会議名より推定）>

区	分	県関係	国関係	館内団体	その他団体	計
県民対象会議等 (注2)	件数	394	110	782	1,059	2,345
	%	91.0	100.0	67.3	90.5	81.6
内部会議等・不 明	件数	39	0	380	111	530
	%	9.0	0.0	32.7	9.5	18.4
計	件数	433	110	1,162	1,170	2,875
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注1) 件数は、稼働率の最も高い平成13年6月の件数・割合を算出し、その割合を分類毎の年間件数に掛けて算出した。

(注2) 県民対象会議等での利用例

利用内容	利用内容
海技従事者国家試験	岐阜県水防協会総会
海技免状更新講習会	音楽健康講座
看護師新人教育研修会	小型船舶免許更新講習会
住民基本台帳ネットワークシステム説明会	就職ガイダンス
エコマーク品普及研修会	IT講習会
ぎふ父母・教師の集い	県身体障害者囲碁・将棋大会
運行管理者講習会	森林の仕事説明会
寄せ植え華道講座	ふれあいフォーラム
ぎふ音楽療法研究会	職業生活設計支援セミナー
狩猟免許試験講習会	医学教育セミナー
商工関係職員研修会	市民フォーラム・人々のくらしとパイオ
北方領土総会・講演会	整備主任者研修会
設備導入資金制度説明会	建設リサイクル法対応講習会
安全運転管理者講習会	ひきこもり講座
高齢社会をよくする女性の会岐阜総会	日本アマチュア無線連盟岐阜大会

ふれあい会館は、「さまざまな人と人が交流・連帯・創造し、情報を発信する地域経営戦略の拠点」をコンセプトに、①ふれあい交流、②情報基地、③生涯学習・研修、④文化、⑤行政サービス・相談の五つの機能を果たすことを目的に建設されている。県、公益団体の利用内容を分析した結果、特に県やその他の公共機関が独占的に使用している訳ではなく、広く県民の参加の下に会議室等の利用がなされている。

なお、今回は特に調査した結果、貸会議室の利用内容が把握できたものであり、今後は、利用者別内訳を詳細に作成しておき、さらには、ふれあい会館利用の説明として事業報告書などにより開示されることが望まれる。

(5) サラマンカホールの自主事業の収支

過去5年間のサラマンカホールの稼働状況は、以下のとおりである。

区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
開館日数	357日	357日	358日	357日	357日
公演回数	143回	135回	133回	139回	137回
入場者数 (入場率)	60,843人 (60.1%)	60,610人 (63.4%)	57,787人 (61.4%)	58,458人 (59.4%)	58,050人 (59.8%)
利用日数 (稼働率)	181日 (50.7%)	228日 (63.9%)	205日 (57.3%)	225日 (63.0%)	202日 (56.6%)

平成13年度の自主事業（共催等を含む）は、事業費104,684千円に対して、入場料収入33,019千円、助成金4,447千円、差し引き県費67,218千円となっている（以上、資料源泉は「平成13年度ホール自主事業費公演別経費」）。

さらに、自主公演の事業費は101,203千円であり、入場料収入は33,019千円で、事業費に対する入場料収入比率は32.6%となる。

平成9年度から5年間の推移をみると、自主事業費に対する入場料収入の割合が減少している。自主公演に限定してみると、入場料収入比率は平成9年度は41.4%であったものが、平成10年度は34.6%、平成11年度は38.5%、平成12年度は35.6%、平成13年度は32.6%と減少している。

（以上資料源泉は、サラマンカホール収支等の状況（平成9年度実績から平成14年度見込み））

自主公演の収支比率の推移

（単位：千円）

年度	事業費 a	入場料収入 b (b/a)	助成金等 c (c/a)	県費 d (d/a)	備考
平成9年度	86,287	35,751 (41.4%)	238 (0.3%)	50,298 (58.3%)	16公演（一流公演5本、普及公演11本）
平成10年度	94,150	32,563 (34.6%)	595 (0.6%)	60,992 (64.8%)	16公演（一流公演5本、普及公演11本）
平成11年度	96,921	37,317 (38.5%)	771 (0.8%)	58,833 (60.7%)	17公演（一流公演6本、普及公演11本）
平成12年度	83,845	29,865 (35.6%)	685 (0.8%)	53,295 (63.6%)	15公演（一流公演8本、普及公演7本）
平成13年度	101,203	33,019 (32.6%)	4,447 (4.5%)	63,737 (62.9%)	14公演（一流公演7本、普及公演7本）
平成14年度 見込み	108,078	34,393 (31.8%)	8,500 (7.9%)	65,185 (60.3%)	16公演（一流公演9本、普及公演7本）

次に、平成13年度の公演ごとの収支比率でみると、県費の負担金額が高いものは、以下のとおりである。（以下には、「平成13年度ホール自主事業費公演別経費」の表のうち県費3百万円以上のみ記載している。また、入場率は公演別経費とふれあい会館運営実績から記載している。）

資料源泉：「平成13年度ホール自主事業費公演別経費」

(単位：千円)

公演名	事業費	入場料 収入	入場料収 入比率	県 費 助成金差引前 (助成金差引後)	入場者数 (入場率) 定員708席
ローマ・サンタチェチーリア 国立アカデミー管弦楽団	26,425	5,799	22%	20,625 (20,625)	554人 (76.8%)
東京交響楽団華麗なるオーケ ストラサウンドの世界	10,109	3,042	30%	7,066 (5,066)	726人 (102.5%)
ホールオペラ「メディア」	8,741	1,737	20%	7,003 (4,903)	667人 (94.2%)
アルフレッド・ブレンデル (ピアノ弦楽四重奏)	9,021	3,428	38%	5,592 (5,592)	556人 (78.5%)
ウィーン・シュトラウス	7,575	3,119	41%	4,456 (4,456)	582人 (82.2%)
スーパー・ソリストの祭典	4,435	661	15%	3,773 (3,773)	239人 (33.8%)
ラドゥー・ルプー (ピアノ)	4,793	1,304	27%	3,489 (3,489)	339人 (47.9%)
ミッシェル・マイスキー (チェ ロ)	6,233	3,078	49%	3,155 (3,159)	612人 (86.4%)
その他	20,976	10,647	-	10,329 (10,329)	-
主催事業 (共催含まない) 合 計	98,312	32,819	33%	65,492 (61,392)	-
共催、自主事業共通等	6,372	199	-	6,173 (5,826)	-
平成13年度自主事業公演合計	104,684	33,018	32%	71,665 (67,218)	-

自主事業における入場料収支比率は、平成13年度は32.6%が、平成14年度は31.8%の見込みとなっている。

自主公演を公演別に見てみると、県費の負担額及び負担割合の高い公演は、事業費自体が高く、ホールの収容人員が708席であるため、仮に入場者が100%であってもかなりの県費負担とならざるを得ないのが現状である。

このような状況において、自主事業の目的に沿って、どのような公演を開催していくかを検討し、事業費のバランスを取りながら、経費の節減に努め、県費負担をできるだけ少なくする必要がある。

また、外部資金の導入についても、現在合計6社ほどの企業や団体からそれぞれ特定の公演に対して継続的に助成金や共催という形で支援がされているが、今後さらにより広く外部資金の導入に努める必要がある。さらに、県費負担割合を減少させる方法として、貸ホール事業で民間による公演が開催されるよう、運営面での努力が必要と考えられる。

上記の意見に対し、財団から以下の積極的な改善案が提出されている。

- ・自主事業の年間計画に当たっては、専門家のアドバイスや入場者からのアンケート調査を参考に、バランスの取れた企画内容となるよう心掛けている。さらに、公演ごとに入場者数や収支の目標を掲げ、その達成に努めるとともに、公演終了後、ホール職員全員でその達成度を総括し、次回の企画運営に生かしている。なお、県費負担を軽減するため積極的に外部資金の導入に努めており、平成14年度は5つの団体、企業から2千万円弱の支援を受ける予定である。
- ・サランカホールの有効利用を図るため、貸ホール公演を多く誘致する必要があるが、当ホールの客席数が708席と少なく、興行として成り立つ規模（一般的に1,500席以上といわれている）に遠く及ばないため、現実には採算を度外視した県内企業によるメセナの公演以外あまり多くは期待できない。ただし、当ホールの優れた音響特性に注目して、最近は録音会社によるクラシック音楽のCD録音の場所として使用されるケースが増えており、この分野を含め、多様な有効利用をめざして関係方面に積極的な働きかけを行っている。
- ・平成13年度のホール稼働日は202日で、年間利用可能日315日で割った実質稼働率は64.1%となり、中ホールの全国平均54.1%、中ホールの東海北陸地区平均49.7%をいずれも大きく上回っている。この状況では土、日、祝日のホールはほぼ埋まった状態であるので、さらに利用率を上げるためには平日利用を増やす以外に無い。このため、平成14年度から県内の小中高校が平日に当ホールを使って音楽的行事を行う場合にホール使用料を減免できるという制度を設け、一層の利用促進を図っている。

## 『2』 研究開発型の団体

### [1] 研究開発型

#### 1. 岐阜県の研究

岐阜県では、「研究開発立県」を目指し、県内各地で地域の特性を活かした研究開発拠点づくりを進めており、また、平成8年度に策定した「岐阜県科学技術基本戦略」（平成14年3月改訂）により、岐阜県科学技術振興センターを中心として科学技術の振興施策に積極的に取り組んできた。

「科学技術基本戦略」の基本目標も、「研究開発立県の形成」であり、基本方向として、「活力とゆとりのある質の高い生活の実現」、「地域産業の活性化」、「新産業の創出・育成」を3本柱として、バイオテクノロジー、ロボット等の七つの重点研究分野を産学官連携の下に推進していくとしている。

#### 2. 研究開発機関の検討事項

各地方公共団体は、独自に技術系の研究開発機関を保有しており、産業競争力の強化、雇用の創出、環境問題に取り組んでいる。しかし、県民からは、その具体的な成果や研究内容は分かりにくいものとなっている。したがって、その必要性については地域の要望に込えているものなのか疑問が生ずるところとなっている。

#### 3. 監査対象とした研究機関

研究開発事業の体制、施設の管理、評価制度の導入、地域に対する指導体制等を検証するために、中間機構の中で、研究開発型と考えられる以下の団体を抽出した。これらの団体は、県の中でも研究開発分野を担う団体であったり、また、地域の中小企業等に対して指導、相談業務も行う代表的団体である。

##### (1) 財団法人岐阜県国際バイオ研究所

県は、バイオテクノロジーを活用した「県民福祉の向上」、「独創的地域産業づくり」、研究開発分野での「国際協力の推進」を目指すうえで、今後は、ニューバイオテクノロジーへの取り組みが必要と考えている。団体が扱うテーマは、ニューバイオテクノロジーの中でも、医療・医薬品、機能性食品、環境改善分野である。

(2) 財団法人岐阜県研究開発財団

地域の経済成長を支援する産学官の連携をはじめとする各種の事業を行っており、県内企業と大学等の研究・技術シーズの仲介、ベンチャー企業の育成、テクノプラザ本館(注)の管理運営業務を事業としている。

(注) テクノプラザは、岐阜県科学技術振興センターを中心にVR(バーチャルリアリティ)技術やロボット技術など科学技術に関する各種研究開発機能が集積する研究開発拠点のこと。

[2] 財団法人岐阜県国際バイオ研究所



## [2] 財団法人岐阜県国際バイオ研究所

### 1. 団体の概要

#### (1) 目的

財団法人岐阜県国際バイオ研究所(以下「財団」という。)は、バイオテクノロジーの先端的技術に関する研究開発、研究交流等を推進し、バイオテクノロジーによる医療、健康づくりへの応用、新技術の地域産業への応用、実用化や環境改善技術の確立を通して、地域住民の健康福祉の向上、地域産業の活性化及び環境の改善に寄与することを目的とする。

#### (2) 設立の経緯

岐阜県におけるバイオ研究は1980年以降、牛の受精卵移植、三倍体アマゴ生産等、一定の成果を挙げてきた。しかし、21世紀の中核的技術と目される遺伝子情報操作(ニューバイオテクノロジー)については既存の県内試験研究機関で本格的に取り組まれておらず、県として「県民福祉の向上」「独創的地域産業作り」「研究開発分野での国際協力の推進」を目指すうえで、ニューバイオテクノロジーへの取り組みが不可欠であるとして、研究開発拠点の設置が求められていた。

このような中で、平成4年度に実施した県主催の国際シンポジウムへの参加者からニューバイオテクノロジーに関する研究所の設置の提案があり、平成5年度にバイオテクノロジー研究会、平成6年度にバイオテクノロジー研究開発推進委員会を設置し、研究開発拠点の整備とその組織のあり方、目的・内容等の検討を行った。

さらに、平成7年11月に財団法人応用生化学研究所理事長である八木國夫氏の協力を得て、財団が設立され、平成8年6月からは研究者を採用して本格的な研究に着手した。

#### (3) 事業内容と実績

##### ① 研究事業

##### a. 独自研究

遺伝子解析、操作技術を活用したニューバイオテクノロジー研究のうち、「医療」「環境」分野において三つのテーマを設定し、独自研究を推進する。

##### b. 共同研究

岐阜県のニューバイオテクノロジーの研究開発拠点として、県の試験研究機関が実施するニューバイオ共同研究に参画する。

c. 受託研究

科学技術振興事業団（理事長 川崎雅弘）の行う科学技術特別研究員事業の実施機関として承認を受けた（平成12年12月）ことに伴い、科学技術特別研究員の受入れを行い、研究に従事させる。

d. 研究情報データベース化事業

財団の独自研究が、科学技術振興事業団の行う研究情報データベース化支援事業の平成12年度重点分野「DNA多型情報データベース」の研究課題に採択され、平成13年度より財団において本格的に事業を実施する。

e. 研究成果の特許出願

平成13年度特許出願したものは、以下の2件である。

- ・ 癌治療薬及び癌予防薬(バチカノールC)
- ・ ヒトミトコンドリアDNAを用いた遺伝子検出方法

② 研究交流事業

研究交流セミナーを開催し、財団の独自研究の成果について広く還元し、財団に対する理解の促進を図る。

③ ぎふ生命科学研究推進協議会助成事業

「ぎふ生命科学研究推進協議会」の事務局を平成13年10月から財団に移管し、県内のバイオ関連研究開発・交流拠点としての機能強化を図る。

④ 科学研究費補助金取扱研究機関の指定

平成13年10月12日付けで文部科学大臣指定の科学研究費補助金取扱研究機関となる。

(4) 主な研究成果

平成13年度の主な研究成果は、以下のとおりである。

- ・ 大腸腫瘍(ポリープ)の発生に関する癌抑制遺伝子の発見（平成13年4月）

大腸腫瘍の早期発見に役立つ遺伝子を発見。遺伝子治療と抗癌剤投与の併用により、癌の予防と治療の両面に有効であり、特に早期治療に活用が可能。

- ・ 骨粗しょう症の発症に関与する遺伝子の解明（平成13年4月）

骨密度の高さ（骨の堅さ）と関連する遺伝子要因を発見。この遺伝子を使った遺伝子診断の促進により、食生活の改善などで骨粗しょう症の予防に繋げることが可能。

- ・癌治療薬及び予防薬の開発(平成13年11月)

東南アジアに自生するフタバガキ科の植物から、癌細胞の増殖抑制効果と共に癌細胞を消滅させる効果がある新物質バチカノールCを保健環境研究所との共同研究で発見。今後この物質を利用し、副作用の少ない癌治療・予防を目的とする医薬品・機能性食品の開発を目指す。現在、県内企業が商品化を予定。

このほか、平成13年度までの主な研究成果は、以下のとおりである。

- ・低濃度ヒ素（亜ヒ酸）の抗ガン作用（平成12年10月）

低濃度のヒ素が白血病だけではなく、固形癌に対する抗腫瘍のメカニズムを解明。ヒ素は高濃度では毒性があるものの、低濃度では抗腫瘍効果があることを明確化。

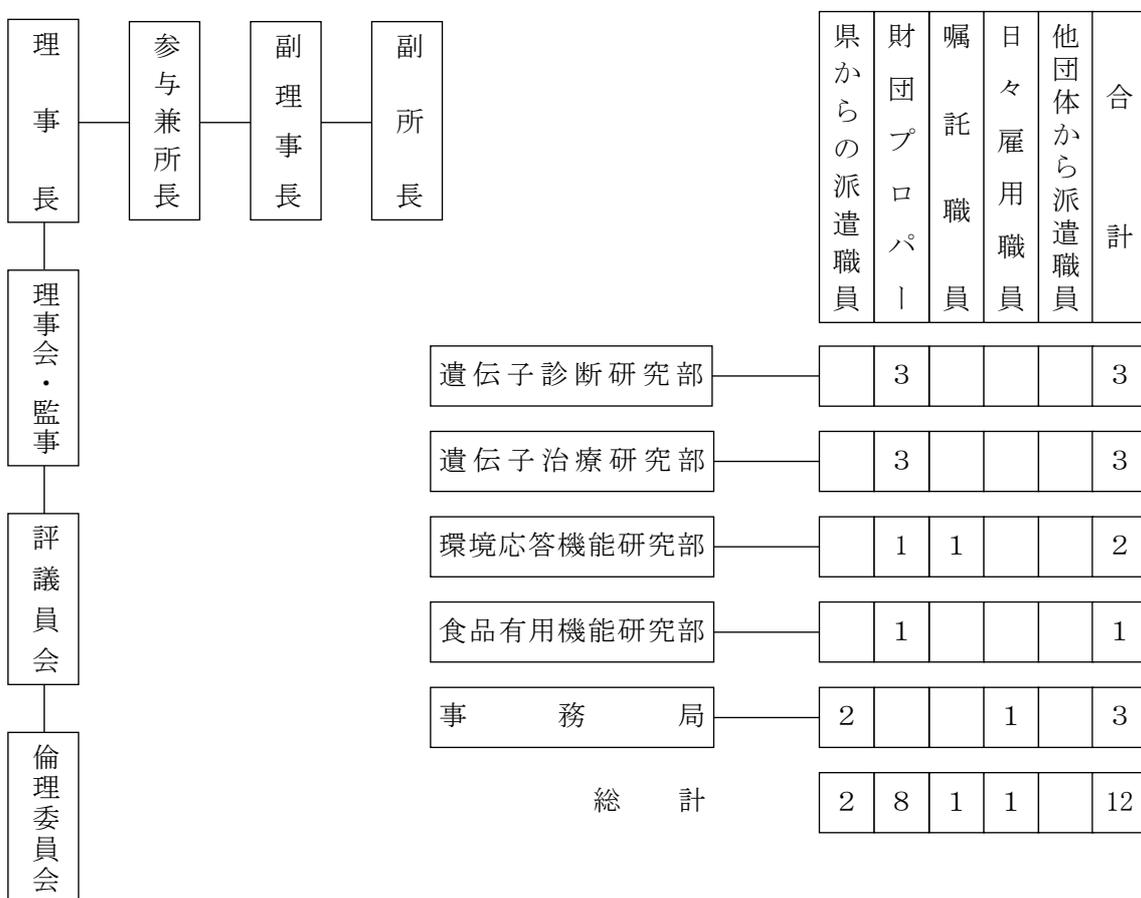
- ・亜ヒ酸、グルタチオン生成阻害剤を含有する癌治療薬特許申請（平成13年3月）

白血病等に対する癌細胞の増殖抑制効果と殺細胞作用が、特に治療困難な急性骨髄白血病に高い治療効果があり、副作用も少ないことを発見。県立病院等での臨床応用を検討中。

- ・アルコール代謝促進剤の特許申請（平成13年3月）

ピルビン酸とシステインと呼ばれるアミノ酸の一種の併用により、アルコール代謝が著しく高まることを発見。急性アルコール中毒や肝機能障害予防に有効。現在、機能食品として県内企業が商品化を予定。

(5) 組織図及び所属別職員数(平成14年3月31日現在)



副所長は環境応答機能研究部長を兼務

役職名	役員数	うち関係者		
		県派遣役員	県OB	合計
理事長	1	1		1
業務担当	常務理事			
	常任理事	1		1
有給	監事			
計	2	2		2
その他	理事	9		3
	監事	2	1	2
計	11	4	1	5
合計	13	6	1	7

県知事が理事長となっている。

## (6) 貸借対照表及び収支計算書

貸借対照表

平成14年3月31日現在

(単位:千円未満切捨)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	16,793		
未収金	494		
仮払金	3		
前払金	125		
流動資産合計		17,417	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	7,500		
基本財産合計	7,500		
その他固定資産			
什器備品	13,647		
繰延資産	727		
退職給与引当預金	4,775		
その他固定資産合計	19,149		
固定資産合計		26,649	
資産合計			44,067
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	16,781		
預り金	635		
流動負債合計		17,416	
2 固定負債			
退職給与引当金	4,775		
固定負債合計		4,775	
負債合計			22,192
III 正味財産の部			
正味財産			21,874
(うち基本金)			(7,500)
(うち当期正味財産増加額)			(1,847)
負債及び正味財産合計			44,067

## 収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
I 収入の部	
管理運営収入	85,211
1 基本財産運用収入	2
基本財産利息収入	2
2 補助金収入	85,201
県費補助金収入	85,201
3 雑収入	7
受取利息	7
事業運営収入	42,146
4 補助金等収入	35,633
県費補助金収入	35,633
5 受託事業収入	6,513
県費受託事業収入	6,000
受託研究収入	513
当期収入合計(A)	127,357
前期繰越収支差額	0
収入合計(B)	127,358

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
Ⅱ 支出の部	
1 管理運営費	82,515
人件費	71,175
理事会費	50
評議員会費	—
倫理委員会費	102
事務局費	3,312
施設管理費	7,875
2 県費補助事業費	26,823
研究事業費	25,741
研究交流事業費	696
情報提供相談事業費	—
ぎふ生命科学研究推進協議会助成事業費	385
3 受託事業費	6,513
県費受託研究事業費	6,000
受託研究費	513
4 固定資産取得支出	9,369
什器備品購入支出	9,369
5 特定預金支出	1,285
退職給与引当預金支出	1,285
6 繰延資産取得支出	851
繰延資産取得支出	851
当期支出合計(C)	127,358
当期収支差額(A) - (C)	△0
次期繰越収支差額(B) - (C)	0

## 2. 実施した監査の概要

### (1) 監査対象年度

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

### (2) 監査の視点

今日、政策評価に関する議論が盛んになされている。国の指針として、「政策評価に関する標準的ガイドライン(平成13年1月15日)」で指摘されているように、①行政の説明責任(アカウンタビリティ)、②効率的で質の高い行政、③国民の視点に立った成果重視の行政への転換が求められている。特に当財団のような研究開発機関は、何を目的として業務を行っているか外部から見えにくい状況にあるといえる。

そこで、まず全般的に事務手続の関係諸規程への準拠性を検討するとともに、財団はバイオテクノロジーの研究開発、応用、実用化や環境改善技術の確立を通して、地域住民の健康福祉の増進、地域産業の活性化及び環境の改善に寄与することを目的としているが、財団が実施している研究テーマ及びその選定方法が県のニーズに適したものであるかを検証対象とした。

また、このような研究開発機関については、客観的な成果指標が求められており、その成果についてどのような評価がなされているかが問題である。したがって、財団が、どのような評価システムを構築されているのか検討してみた。さらに、このようなデータの基礎となるべき費用の集計システムなり、原価計算が適切に構築されているかについても検討した。

一方、個別事項として、財団が民間の財団法人応用生化学研究所の施設を賃借し、事業を遂行しているため、人や固定資産の共有関係が適正なものであるかについて調査した。

### 3. 監査の結果

財団の運営及び管理については、以下の指摘事項を除き、適正に処理されている。

#### (1) 予算関係

設置されていない評議員会関連についての予算が計上されていた。評議員会が開催されない限り、この予算の執行は行われず、評議員会関連予算の計上は不要である。

#### (2) 役員関係

常勤理事（平成13年度は1人）の出勤簿と年次休暇簿、出張予定伺いを照合した結果、年休の日付違い1件、年休の記帳漏れ1件、出張予定伺いのないものが3件検出された。

出勤簿は正確に記帳し、年次休暇簿、出張予定伺いを適正に整備・保管する必要がある。

#### (3) 仕訳伝票の作成及び承認

サンプルベースで個々の取引につき、総勘定元帳と預金通帳を照合したところ、全て一致した。しかし、仕訳伝票が起票されず直接総勘定元帳に、記帳されているのが4件検出された。

全ての取引につき仕訳伝票を起票し、承認を受け、承認済みの伝票に基づき、総勘定元帳に記帳するというルールを徹底する必要がある。なお、パソコンを利用した会計システムによる場合は、証憑等により仕訳を直接パソコンに入力し、その仕訳伝票をアウトプットして、承認を受けることが望ましい。

#### (4) 国からの貸与備品の台帳

国からの貸与備品につき、管理台帳が作成されていない。国からの貸与備品についても財団の固定資産と同様に現物管理は必要であり、貸与備品台帳を作成し、現物と台帳の照合を行うことが望まれる。

#### (5) 共同研究関係

電子メールで共同研究者間相互の権利関係を調整して、論文の発表等をしているが、権利関係に関する契約書を締結していない。権利義務を明確にするためには共同研究者との間で契約書を取り交わしておくべきである。

#### 4. 監査の意見

##### (1) 独自研究事業の内容及び決定方法

財団では、数少ない研究者の努力の結果、医療系バイオ分野での研究実績を積み上げ、一定の成果が挙げられている。

しかし、設立当初、全国的に遅れていた岐阜県の「遺伝子操作を伴うニューバイオ部門」の研究開発に重点を置き、その成果を早急に得て全国的な知名度を高めるために、採用された研究員の専門分野を重視した研究テーマの選定がなされてきたと考えられる。

設立から7年経過し、ある程度の研究基盤が確立されてきており、今後は、財団の主たる目的である地域住民の健康福祉の向上、地域産業の活性化等への貢献をより一層視野に入れた研究テーマを選定し、また、それに必要な研究者の公募等も検討していくべきであると考えます。

##### (2) 独自研究事業単位での事業評価

独自研究事業に対する事業評価が行われていない。財団の限られた経営資源を効率的かつ経済的に配分するためには、各研究事業の成果の測定が必要である。事業評価のための定量的な指標を定めて、少なくとも、年度ごとの事業評価を行うべきである。

指標としては、周辺特許の出願件数や関連論文の発表件数など可能な限り客観的な数値によることが考えられる。

また、人件費をはじめとした原価が個別研究事業ごとに把握されておらず、財団全体でしか把握されていない。費用対効果を正確に把握するために、発生主義会計による適正な期間費用を認識するとともに、合理的な按分基準等を定めて、研究事業ごとの個別原価を把握する仕組みを整備すべきである。

上記の意見に対する財団の見解を記載した。

- |   |
|---|
| <p>① バイオ研究所が行う研究のテーマは、ニューバイオテクノロジーの中でも、医療・医薬品、保健機能食品、環境改善分野であるが、特に、県がコーディネートする地域連携型プロジェクトとして、心筋梗塞のリスク診断方法などの「遺伝子解析による生活習慣病予知診断システム」及びバチカノールCなどの「天然資源からの科学的根拠に基づく健康有用物質（EBBF (Evidence-Based Biofactor)）の開発」に関する研究を2本柱として平成14年度から取り組んでいる。</p> <p>② 研究テーマに沿った研究者の公募については、必要に応じ検討したい。また、公的な研究所として、効率性や経済性は重要な問題であり、基礎研究と応用研究とのバランスを図りながら独自研究を進めたい。</p> <p>③ 平成14年度からは、特許の出願件数や関連論文の発表件数など事業評価のための定量的な指標を定めた。また、事業評価については平成15年度から行うよう検討したい。</p> <p>④ 人件費を含めた個別研究事業ごとの原価の把握については、平成15年度においてパソコンを利用した会計システムの導入を検討しており、その中で整備することを検討したい。</p> |
|---|

(3) 特許権及び特許権許諾収入に関する方針

特許使用許諾収入は発生していないが、今後、発生した場合には、自主事業としての収益が生ずることになる。

収益事業を行うには、寄附行為で所定の事業の見直し、収益事業の区分経理、所轄税務署等への届出等が必要になる。

なお、現時点での特許出願件数は10件である。

(4) 事務用品等の物品購入

市内の業者を利用しており、一律定価の20%引きで購入しているが、納期は必ずしも短期ではない。

既に、一部の中間機構で利用されているように、インターネット通販業者を利用すれば、価格面での経済性及び納期も翌日となり効率的であり、購入時に検討することが望まれる。

(5) 主要簿及び補助簿等の記載

元帳、補助簿、予算整理簿等がすべて手書きで記載されている。金額の集計等を手計算で行うため、元帳及び補助簿の記載、予算整理簿の記載等に時間がかかる。また、集計ミスが発生する可能性もあり、事務作業上、非効率である。また、部門別に収支を把握する場合には、いっそう集計が煩雑となる。

事務作業及び部門別収支の把握を正確かつ効率的に行うために、パソコンを利用した会計システムを導入することを積極的に検討するべきである。

#### (6) 物品の支払関係

平成13年度の物品購入は、4件中3件が同じ業者からであったが、業者の納品の検査日、請求日、支払日は、以下のとおりであり、納品の検査日から請求日までの間隔にかなりばらつきがあった。その理由は業者の請求が遅れることがあるためであった。

	BIGDYEターミネーターサイ クルシーケンスキット①	BIGDYEターミネーターサ イクルシーケンスキット②	SNP s 検出用蛍光測定 装置
納品	5月10日	7月13日	5月28日
検査	5月10日	7月13日	5月28日
請求書の請求日付	5月18日	10月1日	6月1日
支払	5月31日	10月10日	7月2日

通常、業者は毎月、締日、請求日を設定している。定期的に請求、支払がなされると二重支払の虞が生じ、また、実際の納品は納品日より遅れているのではないかと疑義が生じる可能性もある。業者と支払条件を確認し、定期的な支払をするように改善すべきである。

#### (7) 物品購入関係（試薬について）

支出金調書をレビューした結果、研究用試薬の購入において、1か月に5回ほど発注があったが、2社から見積もりを入手してはいるものの常にA社との取引となっている。さらに、A社からの請求は納品から相当遅れていた。合見積もりを行い、1回の発注も160万円未満であり、また、支払は請求後遅滞なくなされているため、購入手続自体に重大な問題はないといえるが、以下の点を検討すべきである。

- ① A社からの請求書は平成13年9月14日に作成されており、支払は9月28日になされているが、納品は4月から7月にかけて行われており、納品から請求及び支払までの期間が長くなっている。支払が遅いのは請求が遅いためであるが、通常、毎月請求がなされるべきと思われる。
- ② 2者随意契約となっているが、常にA社とB社の合見積もりの結果、A社となっている。
- ③ 同じような試薬を購入しているが、購入は1か月に5回ほどある。規程で1回の購入金額が160万円以上の場合は、競争入札とすることになっているが、今回の注文もまとめれば160万円となる可能性もある。このような注文の方法は、競争入札となるのを避けるために、注文を分散しているのではないかと疑念を抱かせる。

(改善案)

- ① 請求書は、定期的に発行させること。
- ② 見積業者を入れ替えるか、あるいは業者の数を増やすことを検討すべきである。
- ③ 1か月に5回も、かつ毎月注文しているが、まとめて注文することができないかを検討すべきである。
- ④ 同じ物を反復して注文するのであるなら、単価購入契約という方法もあるため、購入価格を下げる努力がなされるべきである。

(8) 課題の整理

① 自立性

平成13年度の外部団体経営評価資料によると、「自己収入が少なく補助金依存体質」になっているといえる。県の財政も今後、厳しくなると予想されるので、研究機関であっても、自立性を高めることが要求されている。

財団で、自己財源を増加させる方法として、以下の方法が検討されており、実現あるいは推進が望まれる。

- a. 民間受託事業（民間受託事業は以前にも実績があり、平成14年度も1件予定されている。）及び特許実施料（県内の企業等に特許権を譲渡し、県内産業の活性化を図る。）を増やし直接収入を増加させる。
- b. 共同研究を実施することにより、外部資金を増やし、間接収入を増加させる。

② 効率性

平成13年度の財務分析の結果、管理費比率が適正レベルを超過し、かつ総支出の半分以上を人件費が占めており、事業展開していくうえで柔軟性がないと考えられる。

この原因として、事業規模が比較的小さいため、総支出が少ないこと、また、研究員の人件費を管理費に含めていることが挙げられる。

研究員の人件費は、事業費に含めることが事業別損益の算出等に有効である。今後研究実績等何らかの評価制度を導入することも検討の余地がある。

また、事務職は平成13年度末で、県からの出向が2人、日々雇用が1人であり、出向者に対する給与は県から直接支払われるため、財団の支出には時間外手当のみが含まれている。結果として、実際にどれだけ管理費が発生しているのか判断できない。これらの人件費も財団の収支計算書に受入れ、実態を明確にすることが望まれる。

### ③ 計画性

単年度で各研究事業ごとに計画と実績との比較は行われていない。また、研究事業は長期間を要し、事業の進捗管理をする必要がある。なお、平成14年度から、数値目標ができ、5年後の到達目標、1年後の到達目標があり、以下の内容につき、それぞれ件数が示されている。

具体的な施策	成果（業績）指標	中長期（5年後）到達目標	1年後到達目標
特許の出願	出願件数	年 10 件	年 10 件
特許の実施許諾	許諾件数	年 4 件	年 4 件
外部資金による研究開発	外部資金獲得件数	年 10 件	年 10 件
国際レベルの研究発表	論文採択件数	年 50 件	年 50 件
研究成果の公表	件数	年 10 件	年 10 件
産学官共同研究	課題数	年 4 件	年 4 件

また、同じく平成14年度から、「研究事業の経過・成果と今後の展開・目標」が文章形式で各部ごとに提出されているが、単年度の計画は記載されていない。

## (9) 応用生化学研究所との関係

### ① 研究員

平成13年度までは、文部科学省の研究費を得るために、一部の研究員が発表した研究論文で所属機関として応用生化学研究所と財団を併記していた。ただし、平成13年8月に文部科学省の科学研究費補助金に関する規程が改正されて、財団も独立の研究機関として、研究費が支給されることとなったため、平成14年度からは、研究者の論文等に両研究所の名前を併記することはなくなり、改善されている。

なお、応用生化学研究所理事長が財団の所長を兼任している。

## ② 研究施設の利用

岐阜県がバイオ研究を行うことを決定した際、研究施設を必要とすることになり、当面ということで、応用生化学研究所の研究施設を利用することになった。

管理棟は、応用生化学研究所の建物を賃借しており、研究棟は、応用生化学研究所の施設を共同利用している。管理棟は別棟であるため、区分は明確である。一方、研究棟は応用生化学研究所の施設を共同利用し、一つの実験室を両者で利用しており、机や棚で区別しているが、外部からは、区別されているか分かりにくい。できる限り両者の区分を明確にする工夫が検討されるべきであり、さらに将来的には県等が関与する公益法人としての独立性を明確にするために、施設を物理的に他の場所に移転させることも検討すべきである。

なお、その後平成15年4月1日付けで移転することが平成14年12月に議会で承認された。



[3] 財団法人岐阜県研究開発財団



### [3] 財団法人岐阜県研究開発財団

#### 1. 団体の概要

##### (1) 目的

財団法人岐阜県研究開発財団(以下「財団」という。)は、研究開発に関する情報収集、情報提供、交流、支援、啓蒙普及等を促進することにより、新しい技術の開発、新技術の地域産業への応用、実用化を通して、地域産業の高付加価値化を推進し、もって「研究開発立県」の推進に寄与することを目的とする。

##### (2) 主な事業内容

###### ① 研究開発情報の収集、提供

- a. 情報バンク構築事業
- b. ホームページ管理・運用事業
- c. 情報発信事業(定期的情報誌「TECHNO TIMES」の発行等)

###### ② 研究開発のコーディネート

- a. 産学官共同研究促進事業
- b. つくば・けいはんな技術交流推進事業
- c. 産学技術ゼミナール開催事業
- d. 研究開発推進調査事業

###### ③ 国受託事業

文部科学省から科学技術振興事業団を通じて受託した地域の研究開発の支援事業

###### ④ エンタープライズ岐阜運営事業

新事業創出に関する経営から技術、さらには販路開拓までの総合的な相談体制を整備する。新事業、ベンチャービジネスの創出、育成を総合的に支援するため、新事業支援機関と連携して各種の事業を実施する。

###### ⑤ 岐阜県先端科学技術体験センター(通称サイエンスワールド)の管理運営事業

事業の中心は、サイエンスワールドの管理運営である。サイエンスワールドは、サイエンスショー、ワークショップ(科学実験の体験教室)を通じて、最先端科学技術を気軽に体験できる科学館である。体験を重視したコンセプトで、21世紀を担う青少年に科学のおもしろさ、大切さを感じ取ってもらうことを狙いとしている。

⑥ 岐阜県音楽療法研究所の運営事業

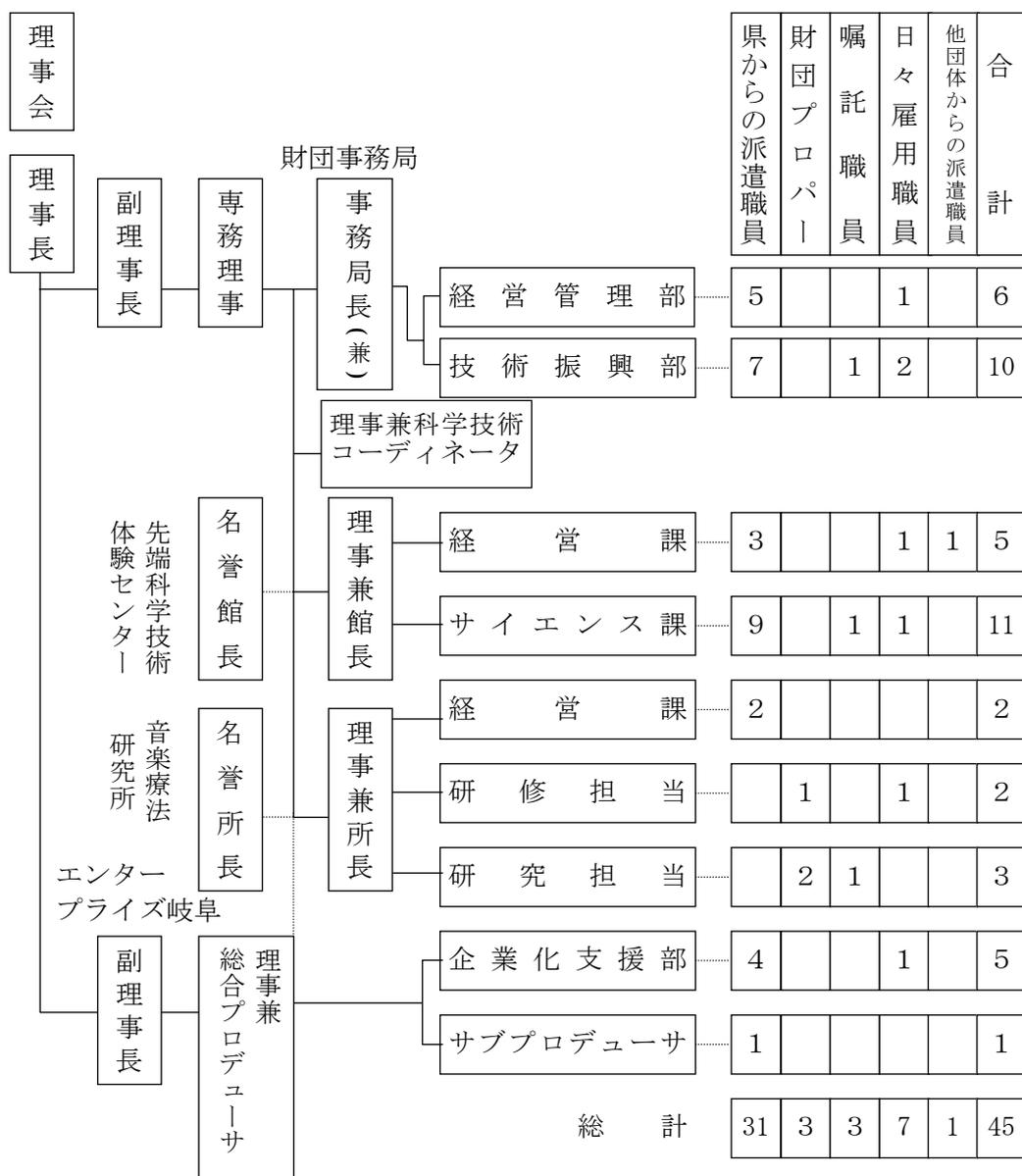
音楽療法とは、音楽を聴いたり、唄ったり、楽器を鳴らしたりする中で、心や身体を刺激し、健康を促進したり、生活をより豊かにしていくことを目的としている。

- a. 音楽療法の研修事業
- b. 岐阜県音楽療法士の認定とその後の研修
- c. 音楽が人に与える影響の基礎研究
- d. 県内外への音楽療法の発信

⑦ 科学技術関連施設の管理運営(テクノプラザ管理運営事業)

- a. テクノプラザ本館及び敷地の維持管理
- b. 貸し出し施設(プラザホールほか)の使用許可事務
- c. 各種団体の視察の受け入れ、施設の設備・機能等のPR
- d. 科学技術図書館の管理運営

(3) 組織図及び所属別職員数(平成14年3月31日現在)



役職名	役員数	うち県関係者		
		県派遣役員	県OB	合計
理事長	1			
副理事長	1		1	1
業務担当	副理事長		1	1
	専務理事		1	1
	常勤理事	4	1	1
有給	監事			
計	8	1	4	5
その他	理事	24	3	2
	監事	2	2	
計	26	5	2	7
合計	34	6	6	12

\* 当財団の役員の範囲は、上記以外に会長（知事）、副会長（副知事）が含まれる。

## (4) 貸借対照表及び収支計算書

貸借対照表

平成14年3月31日現在

(一般会計)

(単位:千円未満切捨)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
1 流動資産		
現金預金	252,157	
未収金	2,623	
立替金	6	
前払費用	86	
貯蔵品	229	
貸倒引当金	△ 2,400	
流動資産合計		252,704
2 固定資産		
基本財産		
定期預金	5,000	
基本財産合計	5,000	
その他固定資産		
什器備品	7,296	
コンピューターソフト	1,625	
繰延資産	884	
退職給与引当預金	3,247	
その他固定資産合計	13,054	
固定資産合計		18,054
資産合計		270,758
<b>II 負債の部</b>		
1 流動負債		
未払金	252,683	
前受金	175	
預り金	2,016	
流動負債合計		254,874
2 固定負債		
退職給与引当金	3,247	
固定負債合計		3,247
負債合計		258,122
<b>III 正味財産の部</b>		
正味財産		12,636
(うち基本金)		(5,000)
(うち当期正味財産増加額)		(3,853)
負債及び正味財産合計		270,758

## 収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(一般会計)

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
I 収入の部	
1 基本財産運用収入	2
基本財産利息収入	2
2 補助金等収入	600,860
県補助金収入	272,903
事務局県補助金収入	82,733
エンタープライズ岐阜事務局県補助金収入	139,719
先端科学技術体験センター県補助金収入	21,443
音楽療法研究所県補助金収入	29,006
県受託事業収入	307,364
テクノプラザ施設管理受託収入	133,616
先端科学技術体験センター施設管理受託収入	146,832
音楽療法研究所事業受託収入	26,915
VRテクノセンター受託事業収入	20,593
テクノプラザ施設管理受託収入	20,593
3 負担金収入	1,409
負担金収入	1,409
先端科学技術体験センター参加負担金収入	1,139
エンタープライズ岐阜事務局負担金収入	270
4 雑収入	1,016
受取利息	186
雑収入	829
事務局雑収入	637
先端科学技術体験センター雑収入	189
音楽療法研究所雑収入	2
当期収入合計(A)	603,289
前期繰越収支差額	—
収入合計(B)	603,289

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
II 支出の部	
1 事業費	461,839
事務局補助事業費	45,709
情報バンク構築事業費	1,411
ホームページ管理・運用事業費	80
情報誌発行事業費	1,720
産学官共同研究促進事業費	39,457
研究開発推進調査費	841
産学技術ゼミナール開催事業費	608
つくば・けいはんな技術交流推進事業費	1,588
事務局受託事業費	154,847
施設維持管理費	122,915
貸出施設運営事業費	1,927
情報システム保守管理事業費	26,768
交流サロン運営事業費	419
科学技術図書館管理運営事業費	2,816
エンタープライズ岐阜事務局補助事業費	103,389
新事業支援施設一体型総合支援事業費	31,827
中小企業等関連産業集積発掘事業費	2,097
中小企業等商品化・新事業可能性調査事業費	48,212
起業家育成講座開設事業費	12,646
新事業創出支援体制連携強化事業費	3,168
地域企業化・新事業資源情報基盤整備事業費	189
中核的支援機関相談窓口開設事業費	3,506
技術交流促進費	765
東海テクノハイランド研究交流会補助事業費	975
先端科学技術体験センター受託事業費	142,180
施設維持管理費	72,571
科学図書館情報システム管理費	5,007
サイエンスショー運営費	9,265
ワークショップ運営費	7,412
プログラム開発費	35,350
広報活動費	2,473
アドバイザー委員会開催費	221
サイエンスコンテナ事業費	568
サイエンスキャンプ事業費	765
市民公開講座開催費	8,543
音楽療法研究所受託事業費	15,712
スーパーバイズ事業費	1,296
機能強化事業費	1,414

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
普及・啓発事業費	2,084
研修事業費	4,963
実践活動支援事業費	3,378
ユタ州交流事業費	—
専門研究事業費	2,573
2 管理費	132,333
事務局管理費	66,715
人件費	28,464
エンタープライズ岐阜事務局人件費	19,501
VSMM事務局人件費	—
理事会費	142
事務局運営費	3,943
エンタープライズ`岐阜事務局運営費	11,076
VSMM事務局運営費	3,587
先端科学技術体験センター管理費	27,457
人件費	21,443
事務局運営費	6,014
音楽療法研究所管理費	38,160
人件費	28,401
事務局運営費	9,758
3 固定資産取得支出	8,512
什器備品購入支出	5,950
コンピューターソフト購入支出	1,525
繰延資産取得支出	1,036
4 特定預金支出	605
退職給与引当預金支出	605
5 予備費	—
予備費	—
当期支出合計(C)	603,289
当期収支差額(A) - (C)	—
次期繰越収支差額(B) - (C)	—

## 2. 実施した監査の概要

### (1) 対象とした事業年度

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

### (2) 監査の視点

財団は、研究開発そのものを直接行っている訳ではなく、中小企業の技術支援や大学との連携、サイエンスワールド、テクノプラザなどの運営施設管理が事業の主体となっている。したがって、設置目的に合致した役割を果たしているかという視点から、ベンチャー企業支援の中心的機能を果たすエンタープライズ岐阜についてその事業内容及び技術系企業への補助事業を検証すること、及びサイエンスワールド、貸し出し施設の稼働状況に問題はないか、さらに全般的な経営体制、固定資産の実査、会計記録の検証に焦点を当て、以下の手続を実施した。

なお、岐阜県各務原市にある財団本部のテクノプラザ、瑞浪市サイエンスワールドに往査している。

- ① 役員へ直接質問を実施し、また、理事会議事録、運営委員会議事録を閲覧して、財団の運営、管理が適切になされているか確認する。
- ② 各種事業において、その内容が毎年同じものであり変化が乏しく、その効果が疑問に思われる事業はないか調査する。
- ③ 過去の設備の稼働率を説明できる資料を入手し、施設が有効活用されているか検討する。
- ④ 委託費等において合理的な理由なく、同一業者への発注が毎年なされていないか確認する。また、入札の競争性に問題がないか検討する。
- ⑤ 現金・備品の実査を行う。現金出納簿をレビューして、内部牽制等に問題ないか確認する。同時に金庫内を調査する。
- ⑥ 時間外手当等各種手当について、妥当に承認され、計算されているか検討する。
- ⑦ 役員の出勤状況を確認する。

### 3. 監査の結果

財団の運営及び管理については、以下の指摘事項を除き、適正に処理されている。

#### (1) 出納関係

- ① 貸館料金の現金実査表が鉛筆で作成され、承認印が押印されていない。改ざん防止の観点から、ボールペン等で作成する必要がある。また、管理者の承認印の押印が求められる。
- ② 支出金調書兼支出金伝票についてすべて「No.」が付されていない。伝票の網羅性を確保するために、例えば、月次分を保管する際に日付順にナンバーを付して、保管しておくことが望まれる。
- ③ 事務職員が少人数であるため、一人の担当者が、出納業務と伝票起票業務とを担当している場合があるが、内部牽制の観点から、これらの業務はそれぞれ別の者が担当することが求められる。

#### (2) 備品関係

サイエンスワールドにおいて、現物と一覧表との照合は3年前に一度実施したのみであり、その後は購入分についての登録のチェックのみ実施している。1年に1回は、リストと現物の照合作業を行うことが望ましいと思われる。また、対象備品の件数が多数あることから、実査の際には県より提供されたリストをそのまま利用するのではなく、より細かい保管場所を記録しておくことが作業の効率化の観点から必要と思われる。

#### (3) 予算執行関係

- ① 東海テクノハイランドの事務局が、岐阜女子大学の事務局にスムーズに移行されなかったことにより、補助金の執行が遅れ1,800千円の予算に対して、975千円の執行となっていた。今後は、事務局の引継ぎに周知な準備がなされる必要がある。
- ② AV会議室のTV会議システムは開業以来2回しか使用されておらず、利用者の見込みがほとんどないと判断される。これに対して、財団は、平成13年8月にTV電話の回線利用を中止し基本料金相当分をカットして月額75,545円を4,200円とし、また、平成14年度には保守契約を打ち切り、年額546,000円の費用を節減している。この点については評価できるものの、2回しか利用されないような設備を設置した県の需要予測の誤りの原因を分析するとともに、今後の使用見込みについて検討すべきである。

(4) 成果指標の検証

財団は、独自に成果指標を作成し、目標を立てて事業を行っている。下記資料の平成13年度について、基礎データ(研究成果一覧、施設利用状況データ、参加者数資料、セミナー開催資料等)と突合した結果、記載は事実に基づいて作成されていた。今後は、最終的な目的の一つであるベンチャー企業の開業数、株式公開数等为目标として加えることが望まれる。

岐阜県研究開発財団事業成果指標一覧表 (H12~H14)

区分		H12	H13	H14	H13/H12	
産学官連携	産学共同研究助成事業	応募数	14	18	20	1.29
		採択数	13	12	-	0.92
		倍率	1	2	-	1.36
		特許出願数	3	7	-	2.33
		同累計	8	15	-	-
		特許取得数	0	1	-	皆増
	地域研究開発促進拠点支援事業 (RSP) (可能性試験委託)	商品化数	1	2	-	2.00
		採択テーマ数	7	6	-	0.86
		特許出願数	1	0	-	皆減
		同累計	7	7	-	-
		特許取得数	0	0	-	-
	RSP技術講演会開催回数	8	9	-	1.13	
	各種テーマ別研究会創出支援数	0	4	10	皆増	
国提案公募型事業への応募 ・橋渡し等	応募数	3	11	10	3.67	
	採択数	0	3	3	皆増	
研究開発の 情報	人材データベース人数 (累計)	504	596 (522)	650 (570)	1.18	
	技術シーズデータベース数 (累計)	18	376 (336)	500 (460)	21.00	
	企業データベース数(累計) (内部用)	0	174	200	皆増	
	設備機器データベース(累計)	547	564	580	1.03	
	メールマガジン(チャオメール)会員数	150	245	300	1.63	
	産学技術ゼミナール開催回数	5	5	5	1.00	
	技術交流会開催回数	3	3	3	1.00	
	科学技術図書館	来館者数	53,633	51,010	53,000	0.95
	貸出冊数	10,269	11,522	12,000	1.12	
ベンチャー 企業	地域企業等発掘事業訪問企業数	101	102	100	1.01	
	起業家育成講座入門編参加者数	302	289	300	0.96	
	同上級編参加者数	53	25	30	0.47	
	ワンストップサービスインストラクター研修会回数	15	12	9	0.80	
	新事業創出アドバイザー事業派遣回数	77	94	100	1.22	
	ベンチャー企業フォーラム出展企業数	18	42	50	2.33	
	ビジネスマッチング回数	46	45	50	0.98	
	総合窓口相談回数	324	330	360	1.02	
サイエンス ワールド	入館者数	61,633	76,727	80,000	1.24	
	学校予約数	129	162	170	1.26	
	一般団体予約数	135	175	180	1.30	
	コンテナ回数	37	38	50	1.03	
	サイエンスワーク開発メニュー数	4	10	5	2.50	
	チャレンジワーク開発メニュー数	-	7	6	皆増	
	ミニワーク開発メニュー数	24	10	10	0.42	
	入館者満足度 (%)	69	-	75	増	
	サイエンスショー	-	74	-	-	
	ミニワーク	-	82	-	-	
音楽療法	GMT認定数	58	59	180	1.02	
	同(累計)	177	236	416	1.33	
	音楽療法講座、普及講演会等開催回数	179	168	281	0.94	
	同参加者数	5,982	5,398	7,004	0.90	
	長良川セミナー参加者数	1,760	629	700	0.36	
ブテ ラザ ノ	テクノプラザ貸館施設利用率 (%)	21.5	22.6	23.2	1.05	
	テクノプラザ団体見学者数	2,982	2,349	2,500	0.79	
	テクノプラザ施設利用者数	14,095	13,777	14,000	0.98	

※H14は事業計画・予算又は目標値

※人材データベース人数及び技術シーズデータベースの数欄の( )は公開可能な数

※12年度長良川セミナーは全日本音楽療法連盟大会を同時共催した。

## 4. 監査の意見

### (1) 現物実査の方法

同じ建物内にある備品などの固定資産を県(科学技術振興センター)と財団が施設のエリアを分けてそれぞれ独自に実査を行っているが、同じ施設内の備品等の管理方法として合理的とは思われない。

施設全体の管理を委託されている財団がまとめて現物の実査をすることを検討してもよいと思われる。

### (2) 委託契約

主な委託契約について内容を検討したところ、以下の事項について改善が求められる。

- ① 設備管理業務、警備業務、清掃・環境衛生管理業務、受付業務において、設計金額、予定価格が前年度実績のままであり、前年度の見積明細等を精査し算定すべきである。
- ② システム保守管理業務及び先端科学技術体験センターの清掃業務、設備運転管理・保守点検業務、受付・案内業務において、積算根拠の基礎資料を残し、積算が適切に行われていることを記録に残すべきである。
- ③ 設備管理業務、システム保守管理業務等において、見積書に日付が入っていない。また、日付がない場合は、受理日印を押すことになっているが、押されていない。
- ④ 警備業務において、見積明細が仕様書の内容に合っていない。
- ⑤ 清掃・環境衛生管理業務において、契約審査会で設計金額が適切かの検討が必要であるが、調書にその金額の記載がなく、予算額が記載されている。

### (3) エンタープライズ岐阜

#### (現 状)

岐阜県では、ベンチャー企業支援システムとして企業の成長段階に合わせたきめ細かいサポート体制が確立されている。これらは、次の頁の表にあるように県農林商工部、県科学技術振興センター、財団法人岐阜県産業経済振興センター、財団法人ソフトピアジャパンなどが統一目標を掲げてそれぞれの業務を担当する仕組みとなっている。

#### (問題点)

平成11年度以前はそれぞれの組織が別々に活動していたとの反省から、平成12年度は、各機関の担当部課長で構成されている「エンタープライズ岐阜調整会議(隔月開催)」や「ワンストップサービスインストラクター研修会」として連携体制が設立された。しかし、会議の議事録、研修会の内容を見ると、講習会と各機関の説明が中心となっており、内容も充実したものとなっていないと思われた。ベンチャー企業支援についてより統一化された具体的な戦略を立案していく必要があると思われる。

#### (改善案)

ベンチャー企業自体が少ないと思われる現在の状況において、各組織が、それぞれ独立して活動することは、望ましいとは思われない。これに対し、財団法人岐阜県産業経済振興センターは既存の中小企業を担当し、また、財団法人ソフトピアジャパンはIT関連を担当しており、さらに各務原のテクノプラザは「もの」作りの会社を支援していくことから役割がそれぞれ異なるとの意見もあったが、実際エンタープライズの活動内容を見ると特にそのような区分がなされている訳ではない。

今後は、各支援機関の連携を強化し、総合力を発揮できる支援体制を整備するとともに、ベンチャー企業のデータベース等の共有化を行うことが期待される。

以下は、岐阜県のベンチャー企業支援体制に関するパンフレットの表であるが、利用者からみれば、どのような観点から考えても複雑な組織体制に映る。

# Venture Support

## エンタープライズ岐阜体制

～アクティブサポート～



#### (4) 財団の独立性

現状の財団の組織実態を見ると、財団事務局はテクノプラザ本館の中にある一方、先端科学技術体験センター、音楽療法研究所は、瑞浪市や県庁の近くにあり全く別の場所にある。エンタープライズ岐阜の事務局はテクノプラザ本館の中にあるものの、独立性を確保した状態で事業を展開していると思われる。

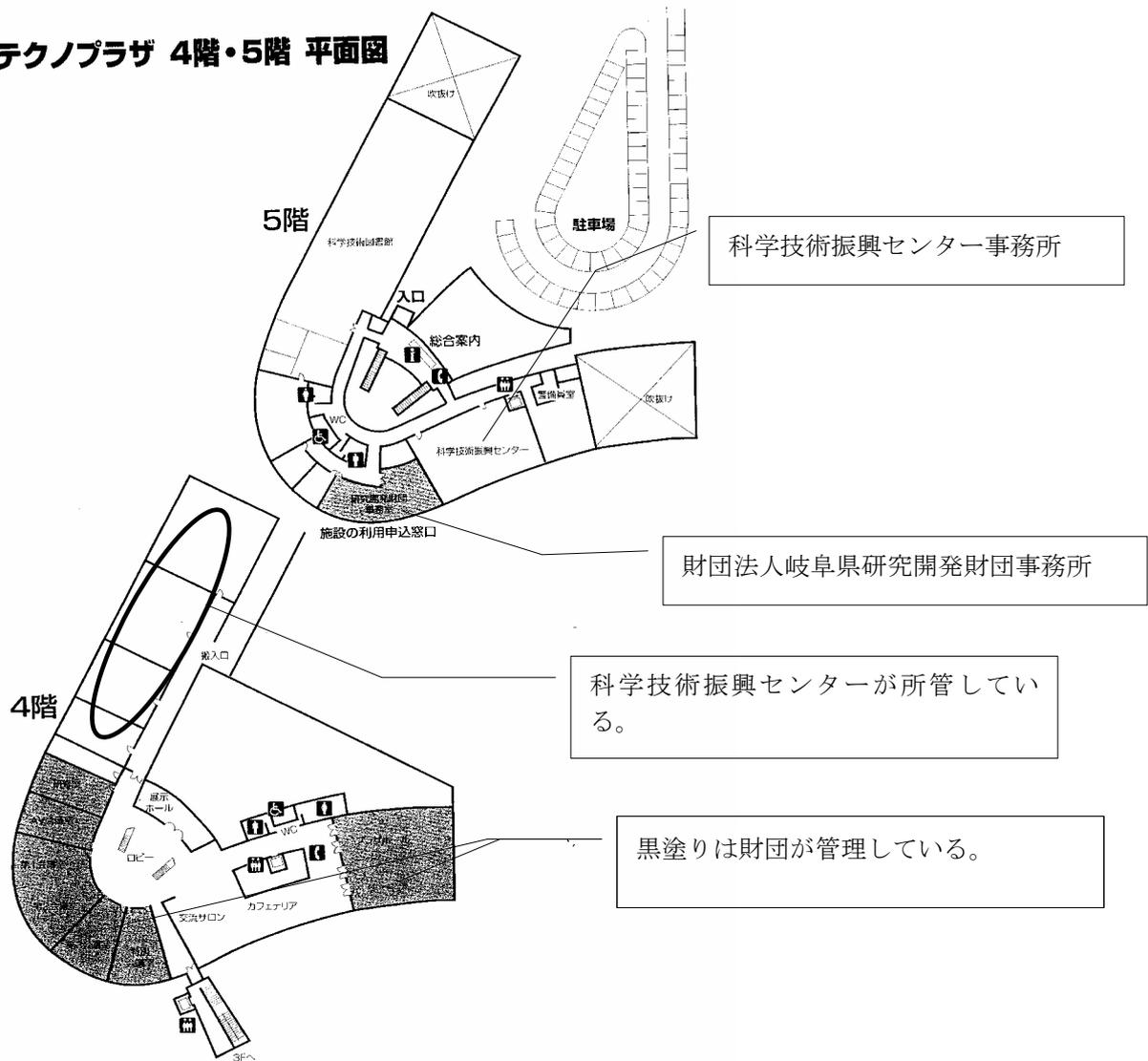
また、次のページの図にあるように科学技術振興センターが県の現地機関として、テクノプラザ本館に約30名程常駐し、財団事務局はそのすぐ隣に位置している。しかも、実際に財団の事務事業を行っているのは、県から派遣された県職員がほとんどである。

このように財団は、多方面に事業を展開している一方、テクノプラザ本館の中においては、県の組織と一体化しているともいえる状況にあると考えられる。すなわち、県の機関である科学技術振興センターが常駐しており、テクノプラザ本館の運営にかかわれる状況下で、財団が施設の維持管理を受託し、研究開発事業の補助を行う合理的な理由が明確ではない。また、同センターが、先端科学技術体験センター、音楽療法研究所等の事業を直接運営しても、特段の支障があるように思われない。

財団形式であると、理事長をはじめ事務局の人件費、光熱費等が必要になり、間接コストの発生が避けられない。今後は、産学官がより協力関係を確保できるよう事業内容を充実させ、エンタープライズ岐阜の機能を向上させるなどして、財団本来の目的を追求し、上記の間接コストを十分に上回る成果を県民に説明できるよう一層の経営の改善が期待される。

財団と科学技術振興センターのテクノプラザ本館の管理区分は以下となっている。黒くなっている部分を財団が管理しており、白い部分を県の科学技術振興センターが管理している(科学技術図書館については貸本業務のみ財団が担当している。)。財団は、県のすぐ隣に位置している。

### テクノプラザ 4階・5階 平面図



## (5) 貸館の状況

### (現 状)

テクノプラザ本館の貸館の状況について、この3年間の推移をみると、下記表のように利用率は、回数ベースで12.2%(平成13年度)と低迷している。しかも、当初は岐阜県の科学技術を振興させ、地域の高度化、新技術、新産業の創出を図るために主に施設内のベンチャー企業に利用してもらうことを想定していたが、管理台帳によると、実際の利用者は、地元などの一般企業の利用が半分以上である。

平成13年度テクノプラザ本館の貸館状況

区分	回数			日数			申込件数	主催者内訳			利用者数
	利用回数	利用可能回数	利用率1 (%)	利用日数	利用可能日数	利用率2 (%)		行政関係	民間	その他	
プラザホール	85	882	9.6	49	294	16.7	49	24	21	4	5,400
特別会議室	48	882	5.4	31	294	10.5	30	14	15	1	397
第1会議室	177	882	20.1	109	294	37.1	109	38	65	6	2,227
第2会議室	104	882	11.8	61	294	20.7	61	25	27	9	1,121
第3会議室	79	882	9.0	46	294	15.6	46	17	28	1	1,253
AV会議室	97	882	11.0	57	294	19.4	57	6	50	1	790
研修室	165	882	18.7	113	294	38.4	113	14	95	4	2,589
合計	755	6,174	12.2	466	2,058	22.6	465	138	301	26	13,777
平成12年度	722	6,174	11.7	442	2,058	21.5	447	131	265	51	14,095
平成11年度	671	6,195	10.8	407	2,065	19.7	412	201	155	56	13,863

利用回数：午前・午後・夜間を各1回でカウント

利用日数：貸し出し利用日数

利用可能回数：上記の条件による回数

利用可能日数：貸し出し利用可能日数

利用率1：利用回数/利用可能回数×100

利用率2：利用日数/利用可能日数×100

### (問題点)

施設の利用率が低いことは、改善されなければならない事項であり、また、本来のベンチャー企業育成のための趣旨に沿った利用がなされなければ、施設の設定目的が達成されているとはいえない。

### (改善案)

料金設定の根拠を調査したところ、主にソフトピア及びふれあい会館を参考にして県により料金が決定されていた。すなわち、一般企業に貸し出す場合も想定して料金設定がなされていると考えられる。しかし、現状の利用内容から判断すると、当初の趣旨からどのような利用がなされるべきかを根拠として、料金を決定することが合理的と判断される。このテクノプラザは、施設内のベンチャー企業などの利用を想定しているのであれば、例えば、施設内ベンチャー企業等について優遇措置を行うなどの検討がなされるべきと考えられる。

(6) サイエンスワールド(先端科学技術体験センター)

(現 状)

サイエンスワールドの利用者の推移は、以下のとおりとなっている。利用者は増加しており、この表から判断すると望ましい成果を上げている。

サイエンスワールド年度別・月別入館者数

年度	平成11年度		平成12年度			平成13年度		
	入館者数	累計	入館者数	累計	前年対比(%)	入館者数	累計	前年対比(%)
4月	-	-	3,937	53,453	-	5,742	116,891	145.8
5月	-	-	7,731	61,184	-	8,783	125,674	113.6
6月	-	-	4,625	65,809	-	4,776	130,450	103.3
7月	4,872	4,872	4,934	70,743	101.3	6,660	137,110	135.0
8月	11,936	16,808	11,964	82,707	100.2	15,571	152,681	130.1
9月	3,954	20,762	4,301	87,008	108.8	5,258	157,939	122.3
10月	8,129	28,891	7,309	94,317	89.9	7,781	165,720	106.5
11月	8,522	37,413	5,041	99,358	59.2	7,887	173,607	156.5
12月	1,576	38,989	1,624	100,982	103.0	2,237	175,844	137.7
1月	2,448	41,437	1,797	102,779	73.4	3,431	179,275	190.9
2月	2,780	44,217	3,431	106,210	123.4	3,477	182,752	101.3
3月	5,299	49,516	4,939	111,149	93.2	5,124	187,876	103.7
計	49,516	49,516	61,633	111,149	124.5	76,727	187,876	124.5

(今後の展望)

サイエンスワールドは、先端科学技術を気軽に体験できる科学館であり、その特徴は、従来の科学博物館にあるような展示物は一切なく、青少年に実験などの体験を重視したコンセプトで学習の場を提供していることである。この点は、施設などハードの面ではなく、むしろ、いかにソフトを重視していかなければならないかを証明するような事例と思われる。県には、美術館、博物館などの施設があるが、ソフト重視の施策が利用率向上の鍵となることを認識し、良い事例として参考にしていくべきであると考え。

## 『3』 役務提供型の団体

### [1] 役務提供型

#### 1. サービス業務の提供

役務提供型の団体は、施設の維持管理や研究開発を目的とした団体とはことなり、主にマンパワーにより医療、介護、保育といった分野を担っている。その事業活動の中心的役割を果たすのは、そこで役務を提供する人である。

#### 2. 役務提供型団体の検討事項

今日、社会福祉事業の重要性が強調されている。福祉事業は、効果が現れるまで時間を要したり、福祉サービスを受ける者の満足度によって評価されるため、その事業に対する評価は一般的に難しいと思われる。さらに公益性の概念が加わるとコストとの兼合を有効に評価することは容易ではない。したがって、評価に客観性を持たせることは単純ではなく、行政サービスとしての目標がないと成果の見えにくい事業となる。また、今後、高齢化社会を迎え、健康、生きがいといった分野は、重要になると予想されるが、これもまた、成果がはっきりしない事業の一つといえる。

#### 3. 監査対象とした団体

中間機構の中において、役務提供型団体として最も代表的な社会福祉法人岐阜県福祉事業団と高齢化社会の到来という視点から財団法人岐阜県健康長寿財団を抽出し監査対象とした。社会福祉法人岐阜県福祉事業団は、独立色が濃く、プロパーの職員が400人以上になる大型の団体であり、老人介護施設、授産施設、障害者施設など15の施設から構成されている。

また、財団法人岐阜県健康長寿財団は、県民の健康づくり・生きがいづくりを目的としており、県からの委託を受けて地域に根ざした事業を展開している。

[2] 社会福祉法人岐阜県福祉事業団



## [2] 社会福祉法人岐阜県福祉事業団

### 1. 団体の概要

#### (1) 目的

社会福祉法人岐阜県福祉事業団(以下「事業団」という。)は、岐阜県をはじめ県内の市町村から社会福祉事業の管理・経営の委託を受けて、社会福祉事業の推進を図り、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的として、岐阜県が90%を出捐して、昭和42年3月に設立された。県民の福祉に対する意識の変化や福祉施設に対する需要が増大する中で、県が従来行ってきた福祉施設の管理運営を、専門性が高く、かつ、柔軟な対応ができる社会福祉法人が行うことが最も効果的であるというものである。

#### (2) 事業内容

平成13年度末現在、事業団は、以下の福祉施設15施設の管理運営を県から受託している(第1種社会福祉事業)。

(平成14年3月31日現在 単位:人)

施設種類	施設名	受託日	所在地	定員数(注)	現員数(注)
特別養護老人ホーム	寿楽苑	昭和43年4月	岐阜市	70	70
	飛驒寿楽苑	昭和48年4月	古川町	120	120
身体障害者療護施設	陽光園	昭和51年4月	美濃市	100	98
	三光園	昭和56年4月	高富町	50	50
	サニーヒルズ みずなみ	平成3年4月	瑞浪市	50	50
身体障害者授産施設	清流園	昭和44年4月	岐阜市	30(+10)	30(+10)
	幸報苑	昭和58年4月	高富町	50	50
知的障害児施設	ひまわりの丘 第一学園	昭和42年4月	関市	100 【暫定89】	71
	ひまわりの丘 第二学園	昭和52年4月	関市	50 【暫定36】	27
知的障害者更生施設	ひまわりの丘 第三学園	昭和48年4月	関市	100(+10)	100(+10)
	ひまわりの丘 第四学園	昭和50年4月	関市	100(+10)	100(+10)
	はなの木苑	昭和46年4月	土岐市	70(+10)	70(+10)
	みどり荘	昭和56年4月	岐阜市	50(+10)	50(+10)
児童養護施設	白鳩学園	昭和42年4月	恵那市	40	38
婦人保護施設	千草寮	昭和45年4月	岐阜市	20	8

(注) 1. 「定員数」及び「現員数」については入所者数であり、( )内に通所者数を外書している。

2. 上記以外に、平成14年4月には、新規開設した身体障害者通所授産施設「第二清流園」を受託している。

上記の第1種社会福祉事業以外に、第2種社会福祉事業について以下の事業を受託しているほか、その他事業として、岐阜県介護実習・普及センターの受託経営を行っている。

受託内容	施設名
児童短期入所事業の受託経営	ひまわりの丘第一学園
	ひまわりの丘第二学園
老人デイサービス事業の受託経営	寿楽苑
	飛驒寿楽苑
老人短期入所事業の受託経営	寿楽苑
	飛驒寿楽苑
老人在宅介護支援センターの受託経営	寿楽苑
	飛驒寿楽苑
身体障害者短期入所事業の受託経営	陽光園
	三光園
	サニーヒルみずなみ
知的障害者居宅介護等事業の受託経営	ひまわりの丘
知的障害者短期入所事業の受託経営	ひまわりの丘第三学園
	ひまわりの丘第四学園
	はなの木苑
	みどり荘
知的障害者地域生活援助事業	岐阜県療育等支援施設事業
	岐阜県知的障害者生活ホーム運営事業
知的障害者相談支援事業	ひまわりの丘

(3) 組織図及び所属別職員数(平成14年3月31日現在)

		派遣職員	県からの ロパー	事業団プ	嘱託職員	臨時職員	派遣職員	他団体への	合計
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">会長 ※1</div> <div style="margin: 0 5px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">副会長 ※2</div> <div style="margin: 0 5px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">理事長 ※3</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="margin-right: 5px;">※4</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">専務理事</div> <div style="margin: 0 5px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">常務理事 ※5</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="margin-right: 5px;">※6</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">理事</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">※7</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">監事</div> </div> </div>	事務局	3	4	1					8
	白鳩学園		12	1	7				20
	寿楽苑		32	1	18				51
	サービス		3	1	4				8
	在宅介護支援センター		1	1	2				4
	飛騨寿楽苑		44	25	22				91
	サービス		3		2				5
	在宅介護支援センター		2						2
	陽光園		51	5	14				70
	三光園		1	30	2	5			38
	サニーヒルズみずなみ			29	2	6			37
	清流園		6	3	3	2			14
	幸報苑		1	15	1	2			19
	ひまわりの丘		3	132		50			185
	ひまわり計		2	24		17			43
	経営部		1	26		8			35
	第一学園			18		4			22
	第二学園			32		11			43
	第三学園			32		10			42
	第四学園		1	30	3	9			43
はなの木苑		1	20	2	6			29	
みどり荘			6		1			7	
千草寮		1	2				1	4	
介護実習・普及センター		11	422	48	151	3		635	
総計	(注4)							(注5)	

役職名	区分	役員数 (注2)	うち県関係者 (注2)			県関係外
			県派遣役員 (注3)	県OB	合計	
業務担当	※3 理事長	1(1)		1(1)	1(1)	
	※4 専務理事	1(1)	1(1)		1(1)	
	※5 常務理事	1(1)		1(1)	1(1)	
計	(注1)	3(3)	1(1)	2(2)	3(3)	
その他	※1 会長	1	1		1	
	※2 副会長	1	1		1	
	※6 理事	7(1)	1		1	6(1)
	※7 監事	2		1	1	1
計		11(1)	3	1	4	7(1)
合計		14(4)	4(1)	3(2)	7(3)	7(1)

(注1) 役員のうち、業務執行を行う地位にある理事長等及び有給の理事等の合計。

(注2) ( ) 内は有給者を指す。

(注3) 県派遣役員には、県職との兼務者(無給)を含む。

(注4) 専務理事(事務局長)と常務理事(ひまわりの丘所長)は県からの派遣職員としても計上。

(注5) 臨時職員には、1日4時間以上かつ週3日以上パート勤務職員を計上。

## (4) 貸借対照表及び収支計算書

貸借対照表

平成14年3月31日現在

(単位:千円未満切捨)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
1 流動資産		
現金預金	729,447	
未収金	233,447	
棚卸資産	661	
立替金	108	
前払金	668	
仮払金	3,259	
流動資産合計		967,592
2 固定資産		
基本財産		
基本財産特定預金	10,000	
基本財産合計	10,000	
その他固定資産		
建物	9,293	
構築物	21,251	
車両運搬具	29,558	
器具及び備品	108,922	
移行時特別積立預金	138,877	
繰延資産(長期前払費用)	742	
その他の固定資産	12,563	
その他固定資産合計	321,209	
固定資産合計		331,209
資産合計		1,298,802
<b>II 負債の部</b>		
1 流動負債		
未払金	330,985	
預り金	64,274	
流動負債合計		395,259
2 固定負債		
長期運営資金借入金	53,430	
固定負債合計		53,430
負債合計		448,689
<b>III 正味財産の部</b>		
正味財産		850,112
(うち基本金)		(10,000)
(うち当期正味財産増加額)		(200,524)
負債及び正味財産合計		1,298,802

# 収支計算書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位:千円未満切捨)

勘定科目	法人合計	本部会計						特別会計				
		事務局	寿楽苑	飛騨寿楽苑	陽光園	ひまわりの丘	その他施設	寿楽園	飛騨寿楽園	ひまわりの丘	その他施設	
経営活動による収支												
収入												
授産事業収入	16,203						16,203					
介護保険収入	1,027,740		345,691	577,765				60,978	43,304			
利用料収入	2,814					2,240	573					
措置費収入	2,630,361				410,176	974,597	1,245,587					
私的契約利用料収入	48				48							
委託事業収入	125,444		7,523	3,784	1,292	31,613	34,518	5,050	3,829			37,832
経常経費補助金収入	456,908	111,542	145	1,236	23,426	162,535	144,447			8,259		5,316
寄附金収入	4,633		283	717	360	1,372	1,899					
雑収入	92,930	1,088	12,602	865	7,621	44,656	25,944		7			144
受取利息配当金収入	1,239	91	50	321	43	68	656	4				2
経理区分間繰入金収入	6,957								6,957			
経常収入計	4,365,281	112,722	366,295	584,690	442,968	1,217,086	1,469,830	66,033	54,099	8,259		43,294
支出												
授産事業原価支出	16,203						16,203					
人件費支出	3,173,931	104,161	238,048	372,667	349,695	931,199	1,088,782	35,365	32,853			21,158
事務費支出	270,867	7,856	28,526	30,581	20,822	63,158	84,097	4,806	1,532	8,259		21,226
事業費支出	658,360		53,533	88,017	68,803	201,278	241,517	2,722	2,488			
借入金利息支出	1,338		1,338									
経理区分間繰入支出	6,957			6,957								
経常支出計	4,127,660	112,018	321,446	498,223	439,321	1,195,636	1,430,601	42,894	36,874	8,259		42,384
経常活動資金収支差額	237,620	703	44,848	86,467	3,647	21,450	39,229	23,139	17,225			909
施設整備等による収支												
施設整備等収入計	16,619		2,186	241		322	13,870					
施設整備等支出計	55,841	848	2,667	3,495	2,963	12,951	32,004					909
施設整備等資金収支差額	△ 39,222	△ 848	△ 481	△ 3,254	△ 2,963	△ 12,629	△ 18,134					△ 909
財務活動による収支												
財務収入計												
財務支出計	112,160	15,795	16,570	79,085		386	323					
財務活動資金収支差額	△ 112,160	△ 15,795	△ 16,570	△ 79,085		△ 386	△ 323					
予備費												
当期資金収支差額合計	86,238	△ 15,939	27,797	4,127	683	8,434	20,771	23,139	17,225			
前期末支払資金残高	486,095	16,524	117,415	120,160	13,409	27,112	170,427	17,838	3,206			
当期末支払資金残高	572,333	585	145,212	124,287	14,092	35,546	191,198	40,977	20,431			

#### (5) 福祉サービスを巡る環境の変化

少子高齢化社会の到来や社会福祉に対する意識の変化などを背景に福祉を取り巻く環境の変化に対応し社会福祉の基礎構造も抜本的に改革されつつあり、「サービスの利用者と提供者との対等な関係（利用者本位のサービス）」を原点として、従来の措置制度を「利用者の選択による契約」へと移行させており、福祉分野に競争原理が導入されることにより、福祉施設及びサービスのあり方が根本から変わりつつある。

平成12年4月1日から介護保険制度がスタートしており、また、平成15年度からは、知的障害者施設及び身体障害者施設における支援費支給制度の導入など、措置から契約へと制度の改正が行われる。このような環境の中で、県立の福祉施設においても、経営の合理化や効率性を高め、かつ、民間の福祉施設に対しても指導的役割を果たすという課題に直面している。

本格的な峻別と淘汰が始まるこのような競争時代の福祉施設の経営においては、さらに利用者本位のサービスを徹底して「選ばれる施設」を目指すと同時に、安定した経営基盤を築くため、県からの財政支援に極力依存しない「自立的経営」を目指して、変革していく必要がある。

なお、情報開示についても、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する財産目録、貸借対照表及び収支計算書の作成に際しての基準として、平成12年2月に、「社会福祉法人会計基準」が新たに定められており、平成12年4月1日開始事業年度から適用されている。

#### (6) 事業団の経営改革への取り組み

事業団は、経営環境が厳しさを増す中で、「自立的経営」及び「選ばれる施設」をキーワードに、その具現化のために平成13年6月、「経営改革プラン」を策定しており、すでに平成14年4月1日から実行年度となっている。

これは、来るべき本格的競争を前に、自立的経営を目指して何を如何に実行すべきか、選ばれる施設になるためには何をなすべきか、という観点から施設経営の抜本的な改革を行い、民間施設と同様のコスト意識や経営感覚を施設経営へ導入することを意図するものである。自立的経営に向けてクリアすべき主要な課題を「特定課題」として認識し、当該「特定課題」に対する具体的な改革プログラムを、「行動計画（アクションプログラム）」として明示している。その中では、県から受託する各施設単位での経営はもとより、事業団の組織、職制及び給与体系等にまで踏み込んだ見直しが行われており、また、各見直しに伴うシミュレーションの実施及び改善案が、さらには、県の福祉政策の中で今後事業団が担うべき役割の分析や県に対する政策提言及び改善要望までが明示されており、綿密な分析に裏付けされた詳細かつ具体的な行動計画となっている。

同プランによって、中・長期的な施設経営を視野に入れた詳細かつ具体的な行動計画が明示されていることは、将来の事業団のあるべき目標像とともに、あるべき具体的な事業団経営が明示されていることを意味している。矢継ぎ早に行われる昨今の社会福祉制度の基礎構造改革がその直接的な契機ではあるが、このような行動計画を踏まえた経営が行われていることは特筆すべき点である。

これまで県からの財政支援の拠り所とされてきた「46通知(注)1.」の位置づけが、平成14年8月に、従来の社会福祉事業法を背景とした行政指導から、地方自治体の自治事務に対する「技術的助言」へと変わった（「46通知の見直し(注)2.」）ことにより、今後は県からの財政支援についても、設置者である県と受託者である事業団との間で協議して実行されることになる。「自立的経営」を目指すこの経営改革は、その先にある「自立経営」に向けての重要なステップであり、近い将来、その実現を果たすことが究極の目標とされている。

(注) 1. 46通知：

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準（昭和46年7月16日付け 厚生省社会局長・児童家庭局長 通知）」

2. 46通知の見直し：

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準の取扱いについて（平成14年8月21日付け 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 通知）」

## 2. 実施した監査の概要

### (1) 対象とした事業年度

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

### (2) 監査の視点

措置から契約へと制度改正が行われ、福祉分野に競争原理が導入されることにより、今後は県の施設であっても経営の合理化や効率性を高めて利用者からの選好度を高めて行かねばならない。また、施設の利用者にアピールする情報公開が必要である。

そこで、事業団の事業遂行が、効率的かつ経済的に運営されているか、財務活動が会計諸規程に従って適正に処理されているか、また、財務情報等の情報公開は適切に行われているかについて、以下の視点から監査を実施した。なお、本部事務局のほか、第一種社会福祉事業としての福祉施設である寿楽苑、飛騨寿楽苑、陽光園、ひまわりの丘第一学園及びひまわりの丘第二学園へ往査を実施している。

- ① 管理運営をはじめとする事務手続は、関係法令・諸規程等に基づいて適正に行われているか。
- ② 事務事業の委託費等について、公正な競争による適正な価格形成が行われているか。
- ③ 会計処理は妥当か。
- ④ 資産の管理は適切になされているか。

### 3. 監査の結果

事業団の運営及び管理については、以下の指摘事項を除き、適正に処理されている。

#### (1) 予算執行

会計単位としての「ひまわりの丘」には、第一種社会福祉事業としての4施設が設置されている。知的障害児施設である「ひまわりの丘第一学園」及び「ひまわりの丘第二学園」並びに知的障害者更生施設の「ひまわりの丘第三学園」及び「ひまわりの丘第四学園」であり、それぞれの施設ごとに区分経理されている。

各施設に計上されている収支については、措置収入や人件費等それぞれの施設単位でその発生額を個別・直接的に把握できるものと、ひまわりの丘全体で共通・間接的に発生する経費等で一定の按分基準によって各施設単位に按分計上されるものがある。

これらの経費の各施設単位での経理処理において、以下の事項が検出された。

#### ① 共通経費の再配分

実際発生額を4施設に按分した共通経費について、各施設単位で予算を超過する虞がある場合には、既に按分計上した共通経費を再度按分計算して振替訂正し、予算額に整合させる処理が行われている。本部事務局への報告については、会計単位としての「ひまわりの丘」の合計ベースで問題ないが、措置費や委託費収入に関する報告は、収支計算を行う単位である各施設別にその収入・支出を適切に把握して行う必要がある。

#### ② 各施設単位間の予算付替

各施設単位相互間で予算の付替が行われているが、それぞれの施設が独立した予算のもとで業務執行が行われるべきである。

収支予算は、事業年度の事業計画を具体的に資金の収入及び支出として計数化し、資金の裏づけを明らかにしたものであり、事業団の事業運営上は、理事会の承認が必要であり、理事は収支予算の範囲内においてのみ、支出の執行権限が付与されているものであり、予算管理意識の向上を図る必要がある。

## (2) 寄付金収入

### ① 寄付物品の評価（寿楽苑、陽光園、ひまわりの丘）

福祉器具や大量の食品等を寄付される場合があるが、寄付された物品の評価額について、その根拠資料が明確でないものがあつた。現物寄付の場合、会計上は、公正な評価額をもって評価する必要があり、恣意性が入る可能性をなくす必要がある。評価が客観的に公正と認められる評価額に基づいたことを明らかにするために、評価額の根拠資料を秩序整然と保管しておくことが必要である。

なお、現物寄付という特殊性から、寄贈者や購入先等に金額を確認することが困難な場合もあると考えられるが、評価額の情報の入手手段として、インターネットによる検索も活用すべきである。

### ② 寄付物品収受の手続（飛騨寿楽苑、ひまわりの丘）

寄付物品を収受する場合には、寄贈者から寄付物品申込書を受けて、寄付物品等記帳簿に記載しなければならないが、寄付物品等記帳簿と寄付物品申込書を照合した結果、寄付物品申込書がない事例や寄付物品等記帳簿への記載漏れの事例が見受けられた。

寄付物品申込書及び寄付物品等記帳簿への記帳の方法を再検討し、それぞれ秩序整然と適時に記帳されるようにする必要がある。なお、寄付物品等記帳簿については、その整備を適切に行うと同時に、月次で総勘定元帳の「寄付金収入」勘定の残高との整合性を確認する作業を月次決算業務に組み入れることが望ましい。

## (3) 補正予算請求

飛騨寿楽苑の「その他の仮払金」勘定を検証した結果、年度末残高はゼロであるが、年度中には多い時で、16百万円前後にまで残高が増加している。これは、支払時に経費処理をすると予算に対して支出超過となるため、暫定的に「その他の仮払金」処理し、補正予算が確定した後、当該仮払金の清算処理をしていることによるものである。

しかし、予算化された事業計画は当該予算に基づいて事業執行されるべきものであり、月次で清算可能な仮払金はすべて清算し、正確な支出経費の額を把握する必要がある。それと同時に支出予算超過の虞ある場合には当該金額を把握して、補正予算請求等の措置を行うべきである（なお、当該処理は本部事務局においても同様に行われている）。

#### (4) 出納関係

##### ① 出納管理 その1 (寿楽苑、飛騨寿楽苑、陽光園、ひまわりの丘)

現金出納帳及び金種表、又は、そのいずれかが作成されていない事例があった。

資金の出納業務においては不正発生の危険度が高く、また、資金の収支は日常頻繁に行われていることから誤謬が発生する可能性も高いため、十分な管理が必要とされる。このため、日々の現金の入出金については、出納帳を作成して出納記録を残しておくことが望まれる。また、月次で行われる現金実査に際しては、単に手許現金在高を数えるだけでなく、金種毎の在高数量を整理しておく必要がある。現金実査に際して、金種表を作成して現金出納帳残高との照合を行うことが望ましい。

##### ② 出納管理 その2 (ひまわりの丘)

ひまわりの丘第三学園及び同第四学園においては、自立的な生活を求める利用者のために授産的な取り組みを主とした作業活動が行われている。来所者への当該作業製品の売上代金については、現場に1週間保管された後、出納担当者に渡されて銀行口座へ入金されているが、作業現場においては現金出納帳及び金種表が作成されていない。

この場合、現金の総勘定元帳が現金出納帳の代わりとして利用されているが、現場で1週間保管された現金は、1週間に1度しか伝票入力されない結果、合計記帳となり、日々の出納業務の実態が把握されない。

1週間現金を保管する条件として、現場で現金出納帳の記帳と日々の金種表の作成を義務付け、現金管理を徹底することが、内部牽制の観点から必要である。

##### ③ つり銭の必要性 (寿楽苑、飛騨寿楽苑、陽光園、ひまわりの丘)

金庫内等につり銭用現金が準備されているが、当該現金は、事業上必要なつり銭を職員等個人が自ら準備しているものである。

不正防止の観点から、現金を極力保有しない旨の指導があったため、当該指導を遵守している結果、必要な額のつり銭を個人が立替準備しているものであるが、事業上必要である以上、施設としてつり銭を準備保有するのが望ましい。

ただし、必要以上の現金保有を禁止し、保有すべき金額を予め定額として設定することが必要である。

なお、当該現金についても、現金出納帳及び金種表を作成して管理すべきである。

④ 手許現金の網羅的計上（寿楽苑）

年度末日に入金済みの現金が、未収入金として計上されていた。これは、収入計上が、現金收受時ではなく銀行への預入時を基準として行われているため、3月31日当日の現金収入は4月1日の預け入れとなることに起因している。

手許現金を現金として計上することなく、預け入れるべき預金口座への未入金であるとして未収入金計上されており、取引の実態を表していない。会計取引は経済的事実を反映して認識され、総勘定元帳に記帳されるべきものである。年度末日に保有する手許現金については、網羅的に「現金」勘定に計上すべきである。

⑤ 預金残高の正確性（飛騨寿楽苑）

平成14年2月度の預金残高について、総勘定元帳残高と個別の預金通帳の残高が一致していない。具体的には、3口座あるすべての預金、移行時特別積立預金、中期国債ファンドのすべての帳簿残高合計と、四つの預金口座通帳残高、中期国債ファンドの各残高の合計とは一致しているが、個別の口座ごとには一致していないものである。

総勘定元帳の残高と個別の通帳の残高とは、月次で照合を行い、残高の一致を確認すべきである。

(5) 期間帰属の誤り（寿楽苑、飛騨寿楽苑）

平成13年度分として未収入金に計上すべき介護報酬（本人負担分）の一部が平成14年度分として処理されており、収入の期間帰属が誤っているものがあつた。

年度末決算時に未収入金として計上すべきものが網羅されるように、未収入金計上すべき対象項目を事前にリストアップしておくことが必要である。

#### (6) 議事録の整備

第2回理事会（書面表決によっている）について、議事録が作成されていない。理事会は、事業団の業務執行のために各理事が意思統一を図り、円滑な事務執行が行われることを目的として事業団の定款の規定により設けられたものであり、その議案は、定足数以上の理事が出席し、多数決によって決められる。

理事会議事録は開催の都度作成し、理事会での決議や報告を明らかにする必要がある。そして、秩序整然と適時に保存し、重要事項の意思決定過程等について、当該理事会の議事録を通して確認できるようにしなければならない。

#### (7) 勤怠管理に関する内部牽制

寿楽苑において出勤簿の閲覧をしたところ、出張印（誤）と休日印（正）の押し間違いと思われるものが見受けられた。また、陽光園の出勤簿の閲覧したところ、公休取得のところ、その旨が未記載の欄があった。鉛筆書きで公休と表示しているところもあった。福祉施設は役務提供業でもあり、規則等ルール化されたものについては、厳格に遵守することがデイケアのサービス向上に直結すると考えられ、自己責任での記入捺印を徹底すべきである。

内部牽制上は、「本人の訂正漏れ、記入漏れ」を防止するために「管理者の承認」が必要である。当施設においても、「所属長の査閲」と「給与事務担当の査閲」とがルール化され、内部牽制組織が構築されているが、「承認」及び「査閲」という牽制は機能していない。牽制制度は組織構築とその適切な運用とによりはじめて機能するものであり「承認」及び「査閲」の徹底を図ることが必要である。

## 4. 監査の意見

### (1) 業務委託契約、単価契約

往査施設ごとに主要な委託契約を任意に抽出して、その内容及び契約締結の過程等について文書証拠の検討、担当者からの聴取等を実施した。

#### ① 公正な競争による適正な価格形成

寿楽苑、陽光園及びひまわりの丘における平成13年度の設計金額は、平成12年度の実際の契約金額を準用しており、この結果、平成13年度の契約金額は、平成12年度の契約金額とほとんど同一となっている。また、見積もりを入手する業者は、例年ほぼ同一であり、公正な競争が確保され、その結果として適正な価格形成が行われているのか疑問である。なお、平成14年度の業務委託契約については、平成13年度と比較してほぼすべてにわたり、施設にとって有利な金額での契約が行われている。

平成14年度の契約を勘案すると、アクションプログラムの実行に伴い、改善されているといえるが、積算能力の向上を図るとともに、業者選定の方針を明確にしてコストダウンを積極的に図ることが必要であり、特定の者に集中することを避けるとともに、効率性、経済性を重視して公正な競争による適正な価格が形成されるようにする必要がある。

#### ② 契約審査会設置要綱の規定

寿楽苑及び陽光園の「岐阜県立寿楽苑（陽光園）物品購入等契約審査会設置要綱」第2条（審査事項）では、審査内容については規定しているが、審査対象（本部事務局作成の雛型によれば、「原則として100万円を超える契約について」とされている）についての規定がない。

審査対象が不明確では、審査手続に恣意性が入り易くなり、内部統制上望ましくない。

ただし、契約審査会の実態としては、契約金額にかかわらず網羅的に審査対象とされており、運用上は、金額的重要性の低い取引についても審査対象とされている点で、むしろ望ましいといえる。

設置要綱の記載文言を実態に整合するように見直すべきである。

③ 契約における経済性の追求

業務委託契約等については、各施設が独自に業者を選定し契約締結を行っており、同じ購入品や業務委託であっても、施設によって購入価格や契約価格が相違している場合が多い。大量購入により購入単価をディスカウントできる可能性もあり、施設単位での購入ではなく、共同購入や本部事務局での一括契約等による購入方法を検討すべきである。

一例として、施設のロケーションが近接している陽光園（美濃市）とひまわりの丘（関市）とで、主食の白米について購入単価を比較すると、以下のとおりである。

<白米単価契約の施設別比較>

			ひまわりの丘	陽光園	備考
平成13年度	上期	品名	はつしも100%	はつしも100%	12年度米 4月～10月
		予定購入数量	17,500kg	4,700kg	
	落札業者	A社	B社		
	落札額	289円/kg	310円/kg		
平成14年度	下期	品名	はつしも100%	はつしも100%	13年度米 11月～3月
		予定購入数量	12,500kg	3,300kg	
	落札業者	A社	B社		
	落札額	287円/kg	310円/kg		
平成14年度	上期	品名	はつしも100%	はつしも100%	13年度米 4月～10月
		予定購入数量	17,500kg	4,700kg	
	落札業者	A社	B社		
	落札額	286円/kg	310円/kg		
平成14年度	下期	品名	はつしも100%	はつしも100%	14年度米 11月～3月
		予定購入数量	12,500kg	3,300kg	
	落札業者	—	—		
	落札額	—	—		

4施設を抱えるひまわりの丘では、半期ごとの購入量が陽光園の約4倍であり、当該購入量に応じて価格メリットを享受していると思われる。また、年を追うごとに購入価格も逡減しており、効率経営に向けた努力の結果であると思われる。

例えば、陽光園がひまわりの丘と共同購入を行い、上記のA社の単価で購入した場合には、年間で174,600円（上期98,700円、下期75,900円）の支出削減が可能となる。このように共同購入によるスケールメリットが生じ得る事例としては、この他に洗濯用洗剤等が考えられる。

本部事務局で、各施設間の情報を入手して比較検討し、各施設にとって最も有利な契約ができるように情報提供することが有用であると考えられる。現状では、各施設の自立的経営を重視して、その裁量に委ねているが、本部事務局においては、各施設の実態を十分把握して、経費の節減等合理化についての指導をすべきであり、共同購入や本部での一括購入の可能性を検討すべきであると考えられる。

## (2) 雑収入勘定の利用

事業団全体での「雑収入」勘定の計上額が92,930千円となっている（計上は、各会計単位）。収入取引で会計規則上明示されていない内容のものについては、すべて「雑収入」勘定に計上していることによるものである。

このように、雑収入に計上したその他項目については、取引自体に重要性がある場合でも、当該取引内容を適切に把握することができず、結果として、決算書類の有用性が損なわれる可能性がある。決算書類には必要な会計事実を明瞭に表示することが求められており、明瞭性を確保するための工夫が求められる。

雑収入の計上額については、その内容を吟味すると同時に、一定の金額基準を設けて、当該金額を超えるものについては、別掲して表示するか注記する等により対応することが望まれる。

### (3) 情報公開

事業内容に関する情報については、外部向けに施設案内パンフレットが作成されているが、福祉サービスという特殊性もあり、各施設単位で独自に広報誌を作成している。また、財務情報については、県への決算報告と同時に理事会資料を本部事務局に備え置いて縦覧に供されている。しかし、事業団としてのホームページの開設や決算書類のホームページでの公開は行われていない。

一部の施設ではインターネットを利用し、かなり凝ったホームページが開設されてタイムリーな更新も行われており、その積極的な利用が行われている。また、事業団としては導入を検討中であり、年度内に財務情報も含めてホームページを開設して公開する方向とされている。事業団はその目的とする福祉事業を経済的、効率的に遂行することが社会的責任であり、事業報告書及び決算書類をホームページ上で公開することにより、事業内容及び財務の状況を県民に提供し、その執行の妥当性について広く県民の意見を聞く必要があると考えられる。

競争時代に入る福祉施設の経営においては、さらに利用者本位のサービスを徹底して、「選ばれる施設」を目指すことが重要であり、積極的な情報発信を行い、ブランド力及び認知度を高めて利用契約を獲得していく必要がある。それには、福祉サービスの特殊性を考慮して、マス・マーケットよりもワン・トゥー・ワン（一対一の対個人）を強く意識して、インターネット等を利用して情報発信を行う必要がある。

#### (4) 支援費支給制度への対応

陽光園においては、中・長期事業計画は特に策定されておらず、年度ごとの事業計画に基づいて施設経営が行われているが、他の身体障害者療護施設に比較して入居待機者が圧倒的に少ないという問題を抱えている。同施設は、県下初の身体障害者療護施設として昭和51年5月に開園したものであり、施設の利用スタイル等基本的な設計思想そのものが旧世代に属している。すなわち、最近の施設設計においては、利用者のプライバシーを重視して全室個室という施設が当然であるという風潮にあるが、同施設では6人部屋や病院スタイルの居室配置など改修等可能な部分を除いては前近代的な施設実態のままであり、この点が、入居希望者には魅力に乏しいと映る主因であると考えられる。さらに、ロケーションについても、当時の措置制度の趣旨そのままに人里離れた山の中腹に位置するというイメージがあり、平成15年度以降、最新設備を備えた民間の療護施設と競争していくための対策を早急に立案する必要がある。

事業団が運営受託する身体障害者療護施設である三光園やサニーヒルズみずなみ、さらには、民間の療護施設も対象に、ベンチマーク手法で評価することにより、現状のままとした場合の同施設の将来性について、県サイドを含めて共通の認識を持つ必要があると考える。評価のための視点としては、以下のものが考えられる。

- ・マーケットの状況（地域の競合関係、特性、評判）
- ・経営戦略や将来ビジョン（具体的な中長期戦略、経営理念）
- ・収支構造（入所者数増加の可能性）
- ・組織・施設・サービス水準、スタッフの質 など

今後、岐阜県障害者プランに基づき身体障害者療護施設の整備が行われることになっているが、同施設の市街地への新築移転など抜本的な見直しは困難であるとしても、現状の6人部屋から2～4人部屋への改善及び入所定員の見直し等を優先的に実施し、利用者にとって魅力ある施設と変身させることが必要であると考えられる。県立の福祉施設においては、今後自立的運営や経営の合理化、効率性の追求が求められ、かつ、民間の福祉施設に対してもイメージリーダーとして指導的役割を果たすという課題が課せられており、定員割れ防止など相応の対策を講じてその重責を果たしていくべきであると考えられる。

なお、以下に、事業団が県から運営受託している身体障害者療護施設

について、「年代別入所者数」、「入所者年齢」及び「入所期間」を付記する。事業団の施設は、総じて、開園時からの入所者が大半であるため高齢者が多く、若年層が相対的に少ないという状況であり、入居希望者への魅力に欠けるという現状を端的に表していると思われる。

(参考資料)

<年代別入所者数>

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
陽光園	—	4	7	21	41	26	1	100
三光園	—	2	9	8	20	11	—	50
サニーヒルズ <sup>®</sup>	—	8	13	6	16	7	—	50
全国平均	0.4	7	13	22	33	22	3	100

<入所者年齢>

	最高	最低	平均
陽光園	70	26	51.9
三光園	66	25	50.9
サニーヒルズ <sup>®</sup>	66	23	44.8
全国平均	—	—	50.4

<入所期間>

	5年未満	5～9年	10～14年	15～19年	20年以上	計	最長	最短	平均
陽光園	17	20	12	10	41	100	26.03	0.06	15.1
三光園	13	11	4	22	—	50	19.00	0.03	11.9
サニーヒルズ <sup>®</sup>	11	39	—	—	—	50	9.01	0.07	7.5

(5) 固定資産の管理

往査対象とした施設においては、現物管理を目的としたリース資産台帳が作成されていない。リース資産も現物管理し、保有資産と同様に台帳を整備し、定期的に現物実査を実施する必要がある。また、リース資産台帳を作成すべきである。

なお、県の建物付帯設備（工事費に含まれている備品であり、県の備品台帳には記載されない）についての管理台帳が作成されていない場合もあり、同様に台帳作成及び実際の管理が必要である。

(6) 管理資料の整備・保管

飛騨寿楽苑において出勤簿の提出を求めたところ、平成13年度の出勤簿がファイルされておらず単票用紙のままの状態でも保管されていた。日常業務に忙殺されているとはいえ、事業年度終了後約5か月が経過している時点においても、管理資料の整備・保管が十分な状況ではなかった。資料等は秩序整然と適時にファイルされることが必要である。



[3] 財団法人岐阜県健康長寿財団



### [3] 財団法人岐阜県健康長寿財団

#### 1. 団体の概要

##### (1) 目的

財団法人岐阜県健康長寿財団(以下「財団」という。)は、岐阜県民の総合的な健康づくりを促進するとともに、生きがいのある長寿社会づくりを促進するために必要な事業を行うことにより、県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

##### (2) 主な事業内容

###### ① 情報収集・提供事業

- a. すこやか通信員事業
- b. ラジオ番組放送事業
- c. 総合健康いきがい情報センター事業
- d. いきがい長寿ネットワーク推進事業
- e. 長寿社会対策啓発事業
- f. 高齢者健康増進啓発普及事業
- g. 南飛騨CAM(補完・代替医療)国際会議開催事業
- h. 東西総合医療海外調査事業

###### ② 健康福祉総合フェア開催事業

- a. いきいき健康フェア開催事業、健康関連産業総合展示会事業、いきいき福祉フェア事業
- b. 健康長寿シンポジウム開催事業

###### ③ 健康産業育成事業

- a. 健康関連産業振興育成事業

###### ④ 健康づくり・いきがいつくり実践及び指導者育成事業

- a. 健康増進車による健康・体力チェック事業
- b. ウォークラリー表彰事業
- c. 健康運動指導者研修事業
- d. 運動指導講師派遣事業
- e. シルバー大学講座運営事業
- f. シニアリーダー地域貢献セミナー開催事業
- g. 全国健康福祉祭派遣事業
- h. 岐阜県健康福祉祭開催事業

- ⑤ 新しい健康づくり事業
  - a. 健康剤の集積・開発事業
  - b. 健康増進のための調査・研究事業
  - c. 補完・代替療法を活用した健康法実践支援事業
  - d. 健康法実践リーダー養成講座推進事業
  - e. 健康法実践リーダー職域養成事業
  - f. 健康法実践リーダー特別研修事業
  - g. 健康法地域講師活用事業
  
- ⑥ 新しいいきがいつくり事業
  - a. シルバーNPO活動支援事業
  - b. サラリーマンOBいきがい活動支援事業
  - c. 生涯青春推進事業
  - d. 仲間づくり支援事業
  
- ⑦ 南飛騨国際健康保養地関連事業
  - a. 南飛騨国際健康保養地ソフト推進事業
  
- ⑧ 結核及び対がん支部事業
  
- ⑨ 収益事業
  - a. 書籍販売事業
  - b. 競輪選手健康診断事業
  
- ⑩ 東西総合医療情報センター事業
  
- ⑪ 高齢者総合相談センター事業
  
- ⑫ 老人障害予防センター事業
  
- ⑬ 複十字シール募金特別会計事業



## (4) 貸借対照表及び収支計算書

貸借対照表

平成14年3月31日現在

(単位:千円未満切捨)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
1 流動資産		
現金預金	60,198	
未収金	7,385	
貯蔵品	834	
流動資産合計		68,417
2 固定資産		
基本財産		
定期預金	40,000	
普通預金	47,500	
基本財産合計	87,500	
その他固定資産		
土地	113,945	
車両運搬具	330	
什器備品	7,188	
コンピューターソフト	261	
退職給与引当預金	24,439	
がん征圧基金積立預金	24,359	
繰延資産	779	
保証金	600	
その他固定資産合計	171,904	
固定資産合計		259,404
資産合計		327,821
<b>II 負債の部</b>		
1 流動負債		
未払金	52,386	
前受金	555	
流動負債合計		52,941
2 固定負債		
退職給与引当金	24,439	
固定負債合計		24,439
負債合計		77,381
<b>III 正味財産の部</b>		
正味財産		250,440
(うち基本金)		(87,500)
(うち当期正味財産増加額)		(485)
負債及び正味財産合計		327,821

# 収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
I 収入の部	
1 基本財産運用収入	138
基本財産利息収入	138
2 資金運用収入	52
がん征圧基金利息収入	52
3 財産運用収入	720
財産貸付収入	720
4 会費収入	4,672
個人会員	76
法人会員	1,412
市町村会員	3,184
5 事業収入	2,066
書籍販売収入	983
検診受託収入	1,082
6 補助金等収入	261,390
県補助金収入	109,531
公衆衛生対策事業補助金収入	82,164
南飛騨国際健康保養地整備補助金収入	20,730
中間機構WAN推進事業補助金収入	3,187
高齢福祉課補助金収入	3,449
民間助成金収入	4,098
対がん協会助成金収入	369
長寿社会開発センター助成金収入	3,500
健康・体力づくり事業財団助成金収入	229
受託事業収入	147,759
東西総合医療情報センター運営受託事業収入	7,777
健康法実践リーダー養成受託事業収入	55,380
高齢者総合相談センター運営受託事業収入	26,613
老人障害予防センター運営受託事業収入	11,476
長寿社会対策啓発受託事業収入	1,087
いきがい長寿推進受託事業収入	34,262
障害青春推進受託事業収入	8,271
高齢者健康増進啓発普及受託事業収入	2,890
7 寄付金収入	1,000
がん征圧基金寄付金収入	1,000

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
8 負担金収入	3,492
健康増進車利用負担金収入	315
健康福祉総合フェア出展料	1,977
シルバー大学入学金・授業料	1,200
9 特定預金取崩収入	11,171
全社協退職積立金取崩収入	7,796
県共済会退職積立金取崩収入	1,374
がん征圧基金積立預金取崩収入	2,000
10 雑収入	9,996
受取利息	25
全社協退職積立金取崩差益	4,620
県共済会退職積立金取崩差益	1,230
雑収入	4,120
当期収入合計(A)	294,699
前期繰越収支差額	15,010
収入合計(B)	309,709

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
II 支出の部	
1 事業費	238,790
情報収集・提供事業費	30,312
健康福祉総合フェア開設費	26,349
健康産業育成事業費	100
健康づくり・いきがづくり実践及び指導者 育成事業費	26,846
新しい健康づくり事業費	70,396
新しいいきがづくり事業費	14,483
南飛騨国際健康保養地関連事業費	20,730
結核支部事業費	310
対がん支部事業費	1,936
収益事業費	1,739
東西総合医療情報センター事業費	7,493
高齢者総合相談センター事業費	26,613
老人障害予防センター事業費	11,476
2 管理費	35,306
事務局運営費	35,306
3 固定資産取得支出	2,618
什器備品購入支出	2,618
4 敷金保証金支出	600
保証金支出	600
5 特定預金支出	16,839
がん征圧基金積立預金支出	1,000
退職給与引当預金支出	15,839
6 繰延資産取得支出	913
繰延資産取得支出	913
7 予備費	—
予備費	—
当期支出合計(C)	295,068
当期収支差額(A) - (C)	△369
次期繰越収支差額(B) - (C)	14,641

## 2. 実施した監査の概要

### (1) 対象とした事業年度

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

### (2) 監査の視点

事業内容を見ると事業の数が非常に多いことが分かる。しかし、事業予算全体は240百万円、平均の事業費は17百万円となっており、それほど規模は大きくない。そこで、各課ごとに個別に事業内容の説明を受けるとともにその支出内容について稟議書、証憑突合、各種資料の閲覧を行った。特に委託費や補助金、負担金の事務手続が、適正になされているか検討した。なお、全体の3分の1を占める新しい健康づくり事業の「実践リーダー養成事業」については詳細な調査を実施することとした。監査対象とした部署は、以下のとおりである。

- ・ 経営管理課
- ・ 企画情報課
- ・ 健康推進課
- ・ いきがい推進課
- ・ 高齢者総合相談センター

また、財団は何回もの統合を経て現在にいたっており、その組織体制の合理化効果が出ているのかに着目した。

- ① 役員へ直接質問を実施し、また、理事会議事録、運営委員会議事録を閲覧して、財団の運営、管理が適切になされているか確認する。
- ② 各種事業において、その内容が毎年同じものであり変化が乏しく、その効果が疑問に思われる事業はないか調査する。
- ③ 委託料等において合理的な理由なく、同一業者への発注が毎年なされていないか確認する。また、入札の競争性に問題がないか検討する。
- ④ 決算書類は適正に作成されているか検討する。
- ⑤ 現金・備品の実査を行う。現金出納簿をレビューし、内部牽制等に問題がないか確認する。同時に金庫内を調査する。

### 3. 監査の結果

財団の運営及び管理については、以下の指摘事項を除き、適正に処理されている。

#### (1) 全般的管理体制

理事会は6回開催され、そのうち会議形式が2回で、残り4回は「書面表決」であったが、全部につき理事会議事録が作成されていた。しかし、会議形式の理事会に書面表決書及び委任状は提出されているが、本人が出席していないケースが多い。2回の会議形式の理事会への出席理事は、現員33人のうち第1回理事会は17人、第2回理事会は19人であった。

現在、理事は各種関係団体の代表者が就任しているが、本人が出席できない場合は代理人が出席して、財団の業務執行状況を確認し、さらに情報交換等を行うべきと考えられる。

#### (2) 会費収入の減少

以下のとおり、自主財源の一つである個人会費収入が毎年減少している。自主財源確保のため、会費収入の増加に努めることが求められる。

(単位：千円)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度(注)	平成13年度
会費収入	5,267	5,291	5,088	4,720	4,572
個人会員	1,578	1,640	1,487	80	76
法人会員	1,088	1,050	1,000	1,473	1,412
市町村会員	2,601	2,601	2,601	3,162	3,184

(注) 従来、対がん協会会費から引き継いだものを個人会員とし、健康づくり推進協議会協賛金から引き継いだものを法人会員としていたが、財団統合時(平成12年度)に、両者の区分でなく、単純に個人で納入されるものを個人会員、法人として加入しているものを法人会員としたため、個人会員収入が大幅に減少し、法人会員収入が増加する結果となっている。

### (3) ガイドブック

財団が作成した「健康リゾートふれあい街道ガイドブック」の販売状況は、以下のとおりである。

平成9年度に、5,000冊作成（販売価格550円）

(単位：冊)

	一般書店	広報センター	財団使用	販売合計
平成9年度	907	132	247	1,286
平成10年度	0	60	27	87
平成11年度	0	27	9	36
平成12年度	1	6	44	51
平成13年度	0	40	46	86
合計	908	265	373	1,546

残数は、3,454冊（5,000－1,546）、帳簿価額は834,141円

作成後すでに5年以上経過しており、また、販売実績もほとんどないことから資産としての価値はほとんどないと考えられる。評価損を計上するか、さらには書籍自体の処分も検討すべきであると考えられる。

### (4) 備品関係

有形固定資産の減価償却に当たり、単純に耐用年数等を用いて均等償却している場合と、償却率を簿価に乗じて計算している場合とが混在している。

統一的な基準で減価償却を行うことが必要である。

### (5) 決算書類

平成13年度の決算書類に、以下の修正事項が検出された。

一般会計収支計算書の「新しいいきがづくり事業」

(単位：円)

科目		予算現額	決算額	差異
通信費	誤	1,344,000	785,514	558,486
	正	1,334,000	785,514	548,486

複十字シール募金収支計算書の「募金費用」

(単位：円)

科目		予算現額	決算額	差異
賃借料	誤	31,000	0	記入もれ
	正	31,000	0	31,000

上記については、修正計算書を作成して、理事会にて再度承認の手続きを得ることが必要である。

(6) 経理の人員

経理における業務内容は、以下のとおりである。

部署名	職名	業務内容
経営管理課	主査	いきがい事業の支払い事務に関すること
〃	主任	健康づくり事業の支払い事務に関すること

財団は過去に統合をしていることから、経理事務も過去の財団ごとに分けて実施されていると考えられる。しかし、当該財団の規模から考えるとそれぞれ部門の業務に限定して事務を行うことは合理的と思われない。また、統合の趣旨から考えても経理事務の合理化が達成されていないともいえる。業務の統一化を図り、効率化する必要があると思われる。

(7) 契約関係

健康法実践リーダー養成事業の入札に当たり、封かんした入札書を受け、開札されていたが、封筒が保管されていなかった。なお、このほかに封印されていないものがあるなど不適切な処理が見受けられ、入札手続を厳格に実施するよう改善すべきである。

(8) 組織と予算との関係

現状では、財団の組織と予算との関係は、以下のとおり、非常に複雑になっている。これは過去に財団が統合をしてきたことが原因と思われるが、事業をより効率的に実施するために早急に組織と予算の整理を行う必要がある。

(単位：千円)

No	事業名	部署名	事業内容	予算金額
1	情報収集・提供事業	企画情報課	すこやか通信員事業	1,427
		企画情報課	ラジオ番組放送事業	7,396
		健康推進課	がん予防普及啓発事業	1,408
		企画情報課	総合健康いきがい情報センター事業	458
		いきがい推進課	いきがい長寿ネットワーク推進事業	2,745
		いきがい推進課	長寿社会対策啓発事業	1,087
		企画情報課	パンフレット作成費	379
		いきがい推進課	高齢者健康増進啓発普及事業	2,890
		健康推進課	相補・代替医療国際シンポジウム開催事業	12,518
		東西総合医療情報センター	東西総合医療海外調査事業	—
2	健康福祉総合フェア開催事業	健康推進課	いきいき健康フェア開催事業	4,357
		健康推進課	健康関連産業総合展示会事業	11,259
		いきがい推進課	いきいき福祉総合フェア開催事業	9,209

No	事業名	部署名	事業内容	予算金額
		いきがい推進課	健康長寿シンポジウム開催事業	1,522
3	健康産業育成事業	企画情報課	健康関連産業振興育成事業	100
4	健康づくり・いきがいづくり実践事業及び指導者育成事業	健康推進課	健康増進車による健康・体力チェック事業	2,352
		健康推進課	ウォークラリー表彰事業	78
		健康推進課	運動指導講師派遣事業	192
		健康推進課	健康運動指導者研修事業	269
		健康推進課	地域における健康・体力づくり指導者研修事業	229
		いきがい推進課	シルバー大学講座運営事業	7,814
		いきがい推進課	シニアリーダー地域貢献セミナー開催事業	849
		いきがい推進課	シニアリーダー海外研修団派遣事業	637
		いきがい推進課	全国健康福祉祭派遣事業	7,423
		いきがい推進課	岐阜県健康福祉祭開催事業	6,995
5	新しい健康づくり事業	企画情報課	健康剤の集積・開発事業	709
		健康推進課	補完・代替療法を活用した健康法研究事業	1,191
		健康推進課	健康増進のための調査・研究事業	591
		健康推進課	健康法実践リーダー養成講座推進事業	6,599
		健康推進課	健康法実践リーダー養成事業	55,380
		企画情報課	健康法実践リーダー職域養成事業	2,012
		企画情報課	健康法実践リーダー特別研修事業	3,357
		企画情報課	健康法地域講師活用事業	554
6	新しいいきがづくり事業	いきがい推進課	シルバーNPO活動支援活動	1,289
		いきがい推進課	サラリーマン0Bいきがい活動支援事業	2,500
		いきがい推進課	生涯青春推進事業	8,271
		いきがい推進課	仲間づくり支援事業人件費	1,941
		いきがい推進課	仲間づくり支援事業	482
7	南飛騨国際健康保養地関連事業	企画情報課	総合健康学習センタープログラム開発事業	14,999
		企画情報課	高地健康体験プログラム開発事業	5,730
8	結核支部事業	健康推進課	結核予防会議	310
9	対がん支部事業	健康推進課	(財)日本がん協会	1,936
10	収益事業（自主事業）	健康推進課	書籍斡旋事業	668
		健康推進課	日本自転車振興会 健康診断	1,071
11	東西総合医療情報センター事業（総合庁舎）	東西総合医療情報センター	東西センター人件費	5,152
		東西総合医療情報センター	東西センター運営費	2,340
12	高齢者総合相談センター事業	いきがい推進課	相談センター人件費	20,332
		いきがい推進課	非常勤相談員	1,065
		いきがい推進課	相談センター運営費	5,215
13	老人障害予防センター事業（古川）	老人障害予防センター	老人障害人件費	1,843
		老人障害予防センター	老人障害運営費	9,633

#### 4. 監査の意見

##### (1) シルバー大学講座

###### (現 状)

シルバー大学講座は、人生80年時代といわれる高齢化社会に対応して、高齢者の生きがいと健康づくりを支援するとともに、新しいライフスタイルを提言するため、地域のリーダーを養成することを目的として設置されているものである。

###### (問題点)

定員は以下のとおりであり、広域行政を担う県のリーダーを養成すると考えると、少ない人数と思われる。

学校名	岐阜校	大垣校	恵那校
定 員	100人	70人	70人

###### (改善案)

今後の高齢化社会に向けて、生きがいや仲間づくりの視点からさらに定員の増加や積極的な参加に向けたPR活動が必要と思われる。

##### (2) 財団保有の土地

岐阜市藪田南4丁目2番5の土地(簿価：30,547千円)については、利用されていない。また、時価が下落しており、将来、減損処理の対象になる可能性がある。

また、岐阜市須賀1丁目5番2の土地(簿価：83,397千円)についても、駐車場用地として利用しているが、同様に時価が下落しており、将来、減損処理の対象になる可能性がある。

### (3) 健康法実践リーダー養成講座推進事業

#### 〈 事業概要 〉

県の「県民健康増進運動」の一環として、リーダーシップの発揮できる各種団体(老人クラブ等10団体)の構成員及び南飛騨地域地元住民を対象に健康法実践リーダー養成講座(「組織活用研修」)を実施している。平成11年度より開始されているものであるが、費用は全額県負担で事業費は55,380千円である。

このほかにも一般企業を対象とした「職域研修」及び講座修了者を対象とした「特別研修」がある。「職域研修」は交通費と宿泊代が自己負担となっているが、「特別研修」は全額県の負担となっている。

対象	老人クラブ、婦人会、自治会、PTA母親委員会、農協女性部、銀行、生命保険会社他
カリキュラム	好循環の保持、医食同源の励行、活性酸素の除去、心身一如の実践他
班行動	禅昌寺坐禅体験、そば打ち体験、香づくり体験、ストーンペインティング、太極拳他
開催日程	南飛騨地域(下呂温泉等)2泊3日、バス送迎
費用負担	研修費用、バス送迎費用、宿泊費用(夕食含む。)、昼食費用は主催者側(ただし、職域研修については旅費、宿泊は自己負担)

#### ① 目標計画

当初当該事業の目標人数は平成14年度までに10,000人とされていた。しかし、この目標は2年経過した時点で達成されない見込みとなり、修正されている。平成12年度終了時点での実績及び計画変更内容は、以下のとおりである。

(単位：円)

	平成11年度	平成12年度	合 計	平成13年度	平成14年度	合 計
養成予定計画①	1,762	2,522	4,284	-	-	
養成実績②	1,480	1,917	3,397	3,302	3,301	10,000
過不足 ②-①	△282	△605	△887	-	-	

(単位：円)

	平成11年度 (実績)	平成12年度 (実績)	平成13年度 (計画)	平成14年度 (計画)	平成15年度 (計画)	合 計
修正後の養成計画	1,480	1,917	2,540	2,440	2,440	10,817

平成13年度の実績を調査した結果、研修の修了者は1,791人となっている。また、上記数値には県職員の研修目的の参加分(各部局の予算)が含まれており、平成11年度97人、平成12年度68人、平成13年度67人が参加している。

② 当事業の企画委員会資料

企画委員会は、県医師会会長、ファッションデザイナー、健康局長、当財団理事長等で構成され、この事業の企画等を検討する委員会である。

この委員会で、以下の事項が判明した。

	平成12年度報告書に記載された平成12度の目標人数	平成13年度報告書に記載された平成12年度の目標人数	差
組織活用研修	1,940人	1,940人	－
職域研修	300人	200人	△100人
特別研修	200人	300人	100人

	平成13年度報告書に記載された平成13度の目標人数	平成14年度報告書に記載された平成13年度の目標人数	差
組織活用研修	2,160人	2,390人(2,190人+200人)	230人
職域研修	200人	200人	－
特別研修	180人	150人	△30人

ここで問題点として取り上げたいのは、委員会への報告資料が正確に作成されていないことである。各委員は、本業と兼任してこの企画委員会に出席しており、詳細な前年度の目標数値を正確に記憶しているとは考えられず、報告書の記載が正確であるものとして判断を行っていることから、この数値が不一致であること自体問題である。

③ アンケートの結果

平成13年度に実施したアンケートの結果は、以下のとおりである。

- a. 平成11年度及び12年度の修了者のうち、特別研修を希望した者に対して行ったハガキによるアンケート

	回答数	回答数/回答総数
○修了者数	3,397	
○アンケート実施者数	1,726	
○回答総数	1,286	
○質問3 今後の活動の意向(複数回答)		
ア 自分自身が健康法の指導者となり、地域や組織(自身の所属する団体等)の中で活動していきたい。	254	19.7%
イ 指導者としては活動できないが、(講師を呼んで)健康法の講習会を開くなど、地域において健康づくりのお世話などをしていきたい。	494	38.4%
ウ 指導者としてではなく、自分自身や家族のために健康づくりに関する研修等を受講していきたい。	689	53.5%
エ 積極的に活動していく気はない。	40	3.1%

b. 平成13年度健康法実践リーダー養成講座アンケート

	回答数	回答数/回答総数
○修了者数	1,791	
○回答総数	1,295	
○質問7 今後の活動の意向(複数回答)		
ア 地域(組織)の中で指導者として活動していきたい。	160	12.3%
イ 自分自身や家族地域を対象に健康法を実践していきたい。	717	55.3%
ウ 指導はできないが、健康に関する講習会等を地域で開いたり、地域の人に役立つことをしていきたい。	316	24.3%
エ 指導者としてはまだ自信がないので活動できないが、このような研修の機会があれば、また参加してもっと勉強したい。	640	49.4%
オ 積極的に活動していく気はない。	25	1.9%

アンケート内容からすると健康法実践リーダーとは、健康法を習得した指導者のように見受けられるが、ここでいうリーダーとは、健康法実践リーダー養成講座を受講した人自らが健康づくりを実践するだけでなく、所属する団体の人々に対し、健康づくりの重要性及び必要性を認識していただくよう働きかけたり、地域で健康づくりを推進するための仲間やグループを組織し、活動する人と解釈される。

そうであれば、このアンケートの中の「指導者」といった表現は誤解を招きやすいため、質問内容を「今後、所属団体において、健康づくり活動を行っていきたい」などに変更すべきである。

また、健康法実践リーダー養成講座の受講者が、所属団体や地域で行った健康づくりに関する活動内容の報告を求めるなど、評価体制を検討すべきである。

『4』 その他の団体

[1] 社団法人岐阜県農畜産公社



## [1] 社団法人岐阜県農畜産公社

### 1. 団体の概要

#### (1) 目的

社団法人岐阜県農畜産公社（以下「公社」という。）は、岐阜県における農業の生産性向上並びに経営の安定に対する支援及び農業の啓発普及を推進し、もって農業の健全な発展に寄与することを目的として設立された公益法人である。その前身は、旧社団法人岐阜県畜産開発公社及び旧財団法人岐阜県農業公社であり、岐阜県の行財政改革の一環として組織の統合及び経営の合理化を図るために、平成11年4月、両者が統合されたものである。

#### (2) 主な事業内容

##### ① 優良家畜育成事業

東濃牧場及び飛騨牧場を管理運営し、乳用牛・和牛の改良・増殖を行うとともに、県内畜産農家に優良な育成牛を譲渡する。

- a. 乳用雌牛の育成事業（初妊牛供給）
- b. 肉用牛の哺育・育成事業
- c. 受託育成事業

##### ② 畜産の新技术実用化事業

###### 受精卵供給事業

和牛の改良と増頭に寄与するため、飛騨牧場において優良な和牛繁殖雌牛から受精卵を採取して、県内の畜産農家へ供給する。その成果として、畜産農家の経営の安定と飛騨牛のブランド化が図られる。

##### ③ 畜産生産基盤開発事業

畜産農家の経営を安定的に発展させるため、県・市町村と連携し、公社が事業主体となって畜産生産基盤と畜産環境の整備を実施する。

④ 農地保有合理化促進事業

農家経営の規模拡大や農地の集団化を図るために、市町村農業委員会の斡旋等により、離農・規模縮小農家から農用地（農業振興地域の農用地区域内の農地：1団地おおむね10アール以上）を買い入れ、又は借り入れて、農業規模を拡大したい農家に売り渡し、又は貸し付ける。

⑤ 農作業受委託促進特別事業

基幹的農作業の受委託を促進するために、中核的農業者等が規模縮小農家等から農作業を受託した場合に、公社が受託料の3年分相当額以内（認定農業者は5年分相当額以内）の額を無利子で前貸しする。なお、認定農業者とは、「農業経営基盤強化促進法」第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。

⑥ 土地利用型大規模経営促進事業

制度資金等を借りて公社が所有する農地を取得した認定農業者に対して、規模拡大の初期段階での投資負担を軽減するために、一定期間、助成金を交付する。

⑦ 青年農業者等就農支援事業

次代の農業を担う意欲と能力のある青年農業者や中高年齢者等の農業の担い手を確保するため、就農相談や情報の提供、就農支援資金の貸し付けを行う。

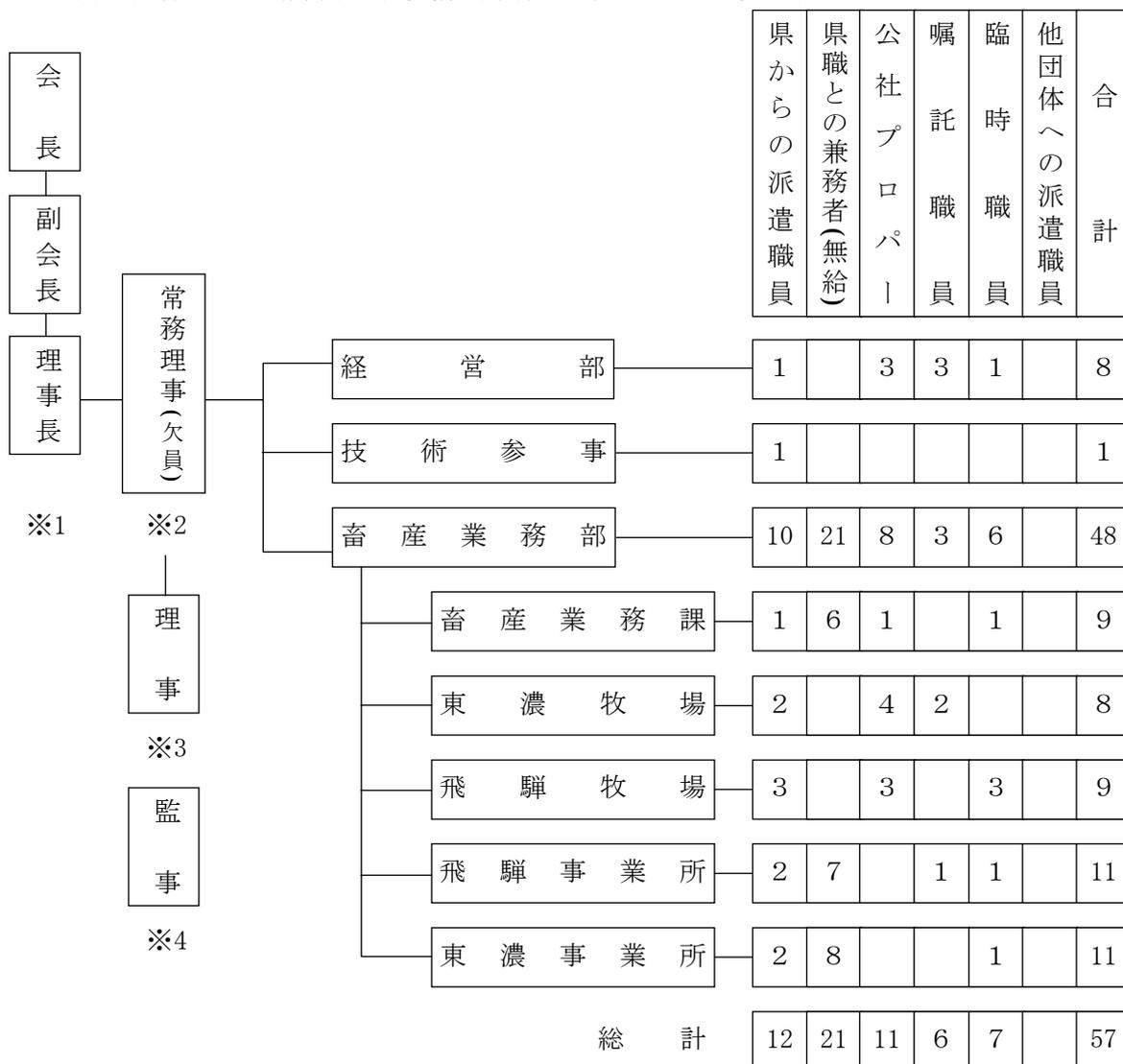
⑧ 牧場利用高度化事業

牧場の有する雄大な景観や広大な緑資源を活用し、自然環境や家畜とのふれあいを通じて県民の畜産事業に対する関心を深める。東濃牧場においては「酪農教育ファーム」としての牧場体験、「東濃まきば館」や「ふれあい広場」を利用したバーベキュー・アイスクリームづくりなどの加工実習を開催して、牧場を広く県民に開放している。

⑨ 農業の啓発・普及事業

アクティブGでの朝市の開催や農業フェスティバル等各種農業催事への積極的な参加により、農業に対する啓発、理解の深化及び知識の普及を図る。

(3) 組織図及び所属別職員数(平成14年3月31日現在)



補 職 名	役員数 (注2)	うち県関係者(注2)		
		県派遣役員	県OB	合計
※1 理事長	1(1)		1(1)	1(1)
業務担当 有給	※2 常務理事			
	※4 監事			
計(注1)	1(1)		1(1)	1(1)
その他	※3 理事	15	3(注3)	3
	※4 監事	3		1
計	18	3	1	4
合計	19(1)	3	2(1)	5(1)

(注1) 役員のうち、公社の業務執行を行う地位にある理事長、業務担当理事及び有給の監事の合計である。

(注2) ( )は有給者を指す。

(注3) 理事となっている知事、副知事、農林水産局長の3名を計上

## (4) 貸借対照表及び収支計算書

## 貸借対照表

平成14年3月31日現在

(単位:千円未満切捨)

科 目	合 計	1 優良家畜育成事業 及び畜産の新技术 実用化事業	2 畜産振興対策 運営基盤強化 基金特別会計	3 畜産生産基盤開発事業				4 牧場利用高 度化事業	5 農地保有合理化 事業	6 青年農業者等 就農支援事業
				(1)畜産基盤再編 総合整備事業	(2)飛騨牧場整備 事業	(3)東濃牧場整備 事業	(4)資源リサイクル 畜産環境整備事業			
I 資産の部										
流動資産	1,491,073	225,201	-	203,398	19,608	68,301	103,153	586	722,409	148,413
固定資産	889,036	423,452	130,000	12,008	-	-	-	187	322,177	1,210
資産合計	2,380,109	648,653	130,000	215,406	19,608	68,301	103,153	774	1,044,587	149,624
II 負債の部										
流動負債	713,047	310,743	-	203,398	19,608	68,301	103,153	934	6,665	243
固定負債	1,024,644	27,315	130,000	-	-	-	-	-	719,644	147,684
負債合計	1,737,691	338,059	130,000	203,398	19,608	68,301	103,153	934	726,309	147,927
III 正味財産の部										
正味財産	642,417	310,594	-	12,008	-	-	-	△ 159	318,278	1,696
うち基本財産	585,000	275,000	-	-	-	-	-	-	310,000	-
負債及び正味財産合計	2,380,109	648,653	130,000	215,406	19,608	68,301	103,153	774	1,044,587	149,624

# 収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位:千円未満切捨)

科 目	合 計	1 優良畜産事業及び畜産の技術利用事業	2 畜産振興対策運営基金強化基金特別会計	3 畜産生産基盤開発事業				4 牧場利用高度化事業	5 農地保有合理化事業	6 青年農業者等就農支援事業	内部取引消去
				(1)畜産基盤再編 総合整備事業	(2)飛騨牧場整備 事業	(3)東濃牧場整備 事業	(4)資源リサイクル 畜産環境整備事業				
収入の部											
基本財産運用収入	12,502	7,056	-	-	-	-	-	-	5,445	-	
運営基金運用収入	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-	
事業収入	1,267,756	198,008	-	489,971	168,491	111,167	176,904	7,561	115,653	-	
資金収入	4,798	-	-	-	-	-	-	-	-	4,798	
補助金等収入	202,418	152,240	-	-	-	-	-	-	35,847	14,331	
借入金収入	1,088,967	430,000	-	-	-	-	-	-	658,967	-	
雑収入	7,786	7,345	-	5	2	1	2	19	326	84	
特定預金取崩収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基本財産取崩収入	130,000	130,000	-	-	-	-	-	-	-	-	
繰入金収入	-	638	130,000	-	-	-	-	-	-	-	△ 130,638
当期収入合計	2,714,250	925,287	130,020	489,976	168,493	111,168	176,906	7,580	816,239	19,213	△ 130,638
前期繰越収支差額	114,451	57,431	0	0	0	0	0	△ 727	1,980	55,766	-
収入合計	2,828,701	982,720	130,020	489,976	168,493	111,168	176,906	6,853	818,220	74,980	△ 130,638
支出の部											
事業費	1,902,697	141,061	-	489,425	167,972	111,106	176,218	7,201	795,380	14,331	
管理費	85,146	71,225	-	-	-	-	-	-	13,920	-	
借入金支出	5,100	0	-	-	-	-	-	-	-	5,100	
固定資産取得支出	5,791	4,318	-	241	397	-	564	-	269	-	
繰延資産取得支出	580	0	-	-	-	-	-	-	580	-	
借入金返済支出	430,000	430,000	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定預金支出	1,880	1,880	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営基盤強化基金 造成支出	130,000	0	130,000	-	-	-	-	-	-	-	
基本財産返済支出	130,000	130,000	-	-	-	-	-	-	-	-	
繰入金支出	-	130,000	20	309	123	61	123	-	-	-	△ 130,638
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期支出合計	2,691,197	908,486	130,020	489,976	168,493	111,168	176,906	7,201	810,151	19,431	△ 130,638
当期収支差額	23,053	16,802	-	-	-	-	-	379	6,088	△ 217	-
次期繰越収支差額	137,504	74,234	-	-	-	-	-	△ 347	8,068	55,549	-

## 2. 実施した監査の概要

### (1) 対象とした事業年度

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

### (2) 監査の視点

岐阜県は、海拔0メートルの水郷地帯から3,000メートルの山岳地帯に至る広範な地域で、日本の縮図ともいえる変化に富んだ自然条件を有しており、岐阜県の農畜産業は、この自然条件と大消費地に近い立地条件を生かして多種多様な農産物や畜産物が年間を通じて生産されている。

このように農畜産業は依然として岐阜県の基幹産業の一つであるといえるが、食料自給率の低下をはじめとする農業情勢の変化、営農意欲の減退や高齢化の進展等農畜産業を巡る環境は相当厳しい状況となっている。公社は、農畜産業の生産性向上並びに経営の安定に対する支援及び農畜産業の啓発普及を推進し、もって農畜産業の健全な発展に寄与することを目的とし、公社自らが経営の合理化や効率性の追求を図り、県の農畜産政策の推進を積極的に県民にアピールして行かねばならない。

そこで、公社の事業遂行に関して、如何に効率的かつ経済的に運営されているか、財務活動が会計諸規程に従って適正に処理されているか、また、財務情報等の情報公開は適切に行われているかについて、以下の視点から監査を実施した。

- ① 管理運営をはじめとする事務手続は、関係法令・諸規程等に基づいて適正に行われているか。
- ② 会計処理は妥当か。
- ③ 資産の管理は適切に行われているか。

なお、本部事務局以外に、飛騨牧場へ往査を実施している。

### 3. 監査の結果

公社の運営及び管理については、以下の指摘事項を除き、適正に処理されている。

#### (1) 受精卵の評価

棚卸資産である畜産の新技术実用化事業における和牛受精卵は個別原価法により評価されることとなっている。しかし、飛驒牧場で行われている同事業は、優良家畜育成事業と明確に事業区分されていないため、採卵、培養及び凍結保存に要する製造費用は概算で算出されており原価計算は行われておらず、1個当たりの原価の把握ができていない。

売却を目的として生産するこれらの受精卵については、公社受精卵評価委員会によって決定された品質の等級区分に基づき予定売価によって評価が行われており、実際の年度末評価はこの予定売価に基づいて行われている。

しかし、受精卵の評価は、売価ではなく原価によるべきであり、原価計算を行って実際の製造原価を把握することが必要である。

上記のとおり、一般農家向けの販売の受精卵は公社受精卵評価委員会の品質評価によって決定された区分に基づき販売価格で評価され、東濃牧場へ供給の受精卵は概算で算出した製造原価によって評価されており、評価方法が相違しているため、改善が求められる。

#### (2) 固定資産の計上漏れ

飛驒牧場での固定資産実査の結果、ラウンドベラー（昭和60年6月に購入）が固定資産台帳に計上されていなかった。これは、当該資産の取得時に100%補助金助成があったことから、いったんは圧縮記帳をして残高をゼロとしたものの、その後、圧縮記帳を取り消したためであり、計上漏れとなった金額は、229千円（＝取得価額4,580千円×残存価額割合5%：償却済である。）である。

固定資産台帳は現物資産の管理台帳であり、管理対象となる現物資産と整合している必要がある。したがって、ラウンドベラーについては機械装置区分に簿価229千円として計上されるべきである。なお、固定資産台帳は固定資産科目の補助簿であり、定期的に総勘定元帳の該当科目の残高と照合することにより、その実効性を確保される必要がある。

(3) 農作業受委託促進特別事業における貸付金延滞分の処理

農作業受委託促進特別事業は、農作業の受託により経営規模の拡大や事業コストの低減等を図る中核的農業者等に対して、受託料の5年分相当額以内の資金を無利子で貸し付ける事業であり、平成13年度は下表のように12,000千円（対計画比24.0%）の貸し付けを1件実施している。

<農作業受委託前払資金の貸し付け実績>

区 分	当初計画	実績	対計画比	備 考
受託料前払件数 (件)	6	1	16.7%	中津川市 3年分の作業料金前貸し
受託料前払対象面積 ( $\text{ヘクタール}$ )	30.0	4.2	14.0%	
受託料前払額 (千円)	50,000	12,000	24.0%	

なお、貸借対照表において、貸付金12,000千円のうち返済期限に返済されなかった4,000千円相当分が未収金として計上されている。同時に、当該貸付金の原資である金融機関からの借入金のうち4,000千円（中核的農業者から返済された都度、随時返済する分）も返済されないため未払金に計上されている。このように、未収金及び未払金への計上されているにもかかわらず貸付金及び借入金については振替減額させていないため、貸借対照表上、資産及び負債が4,000千円ずつ過大となっている。

金銭債権及び金銭債務について返済期限の到来したものを、貸付金及び借入金からそれぞれ未収金及び未払金に振替を行う処理は、管理会計上の意義は認められる。しかし、金銭消費貸借契約に基づく貸付金及び借入金については、未収金及び未払金とは性質が異なるため、返済期限の到来後も本来の勘定を使用すべきであり、実務的にも当該処理が一般的である。

したがって、未収金及び未払金の各4,000千円については、計上不要である。

(4) 借入金の表示

農地保有合理化促進事業における借入金551,000千円が、貸借対照表において長期借入金として表示されている。しかし、当該借入金は、県からの同額の借入金を年度末直前に償還する必要があることによるつなぎ資金としての数日間の借り入れであり、短期借入金として表示すべきである。

(5) 退職給与引当金の計上不足

退職給与引当金の計上基準は、「一般職員の年度末自己都合要支給額に相当する金額の40%を計上」するとされており、平成13年度末現在、退職給与引当金は27,315千円計上されている。

しかし、退職手当に関する支給規程は整備され、各年度末の自己都合要支給額は把握できることから、職員の勤続年数に応じて年度末での当該金額を退職給与引当金に計上する必要がある。

平成13年度末現在での自己都合要支給額の100%は60,937千円であり、33,621千円が計上不足となっている。

(6) 価格変動等準備引当金残高の妥当性

価格変動等準備引当金（貸借対照表上は「価格変動等準備引当額」として表示されている。）の計上基準は、「累積最高限度額は、棚卸用地計上額の10%とし、年設定は、2%以内を計上」するとされており、農地保有合理化促進事業として、11,425千円が計上されている。

『「農畜産公社会計規程」第39条（引当金）』によると、同引当金については「公社の経営の健全を期するため、（棚卸用地について）毎年度引当金損失計上することができる。」とされている。

しかし、価格変動等準備引当金（価格変動準備金）は、租税特別措置法に基づいて時限立法で設けられた政策的な準備金であり、昭和61年度の税制改正によって既に制度が廃止されており、現在は、生命保険会社等特定の業種に限って認められているのみである。

同引当金は、負債性引当金でなく、その全額を取り崩して正味財産への振替を行う必要がある。

なお、価格変動等準備引当額は現在、当該規定どおりには計上されていない。

(7) 支払利息の計上漏れ

優良家畜育成事業における平成13年度分の支払利息（平成13年4月1日から平成14年3月31日までの借り入れ期間に係る）1,500千円について、発生基準によって認識されていない結果、平成14年度分として認識されているが、平成13年度において未払利息に計上することが望ましい。

年度中において現金基準で認識されるもので、年度末決算時に発生基準によって認識する必要のあるものが網羅されるように留意する必要がある、その手段として、対象項目を事前にリストアップしておくことが有用である。

(8) 決算書類の作成

公益法人は、公益事業を通じて積極的に不特定多数の者に対する利益の実現を図ることを目的として運営され、公益事業を通じて社会的責任を果たす役割を持っており、自らの業務及び財務の状況とその執行の妥当性について関係資料を通じて公開する必要がある。

決算書類については、公益法人の財務の状況に関する情報公開の要であり、記載誤り等がないように事前に網羅的なレビュー及びチェックが実施されるべきであるが、「中科目の入繰による誤使用」、「誤植」及び「会計方針の記載漏れ（一部の棚卸資産に関する評価基準及び評価方法）」が見られた。

## 4. 監査の意見

### (1) 長期保有農地の早期処分

農地保有合理化促進事業は、国の事業規程例に基づいて公社が定める「農地保有合理化事業実施規程」第11条に「売渡価格は、原則として取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額」と定められていることから、農地の取得価格に当該農地の取得に要した借入金の支払利息を経費として加えた額を簿価として処理しており、長期保有農地（取得後5年以内に売渡ができていない農地）についても同様の処理が行われている。なお、当該処理は国の事業規程例に基づいたものであるため、他の都道府県においても同様に行われていると思われる。

現有する長期保有農地は、昭和63年から平成6年の間に取得した10件（総面積33,485㎡）451,985千円であり、この取得価格に支払利息99,870千円を加えて、現在の簿価は551,855千円となっている。これに対して公社が試算する推定時価は383,609千円であり、取得価格に対して84.8%、簿価に対して69.5%となっている。このうち時価が取得価格より50%以上下落しているものは5件あり、これらの合計額で見ると取得価格の38.7%、簿価の32.2%となっている。

公社は様々な売却処分のための努力を重ねている。数年前に同様の農地を公共事業用地や公共事業の代替農地として処分した経験から、長期保有農地が所在する地域ごとに県、県の現地機関、市町村及び公社で構成する「公社長期保有農地有効活用検討会」を設置する等により農地以外の地域農業施設あるいは地域社会等へ貢献する土地利用の方向性等が検討されている。こうした努力の結果、平成14年度内に1件の売却が予定されている。また、処分先を広く求めるため、国及び県の代替地情報システムへも当該農地のデータベース登録が行われている。

今後とも、長期保有農地の早期処分を図ることも必要であるが、この問題の本質は、土地の価格変動リスクを想定していない同事業制度のスキーム自体によるものであるともいえるため、県と協議して事業制度そのものの見直しを国等に積極的に働きかける必要があると考える。

### (2) 資金状況

平成13年度末現在、借入金合計1,150,064千円は総資産に対して50%を占めている。平成11年度末及び平成12年度末の総資産に対する借入金比率はそれぞれ48%及び58%で推移しており、財務安全性の観点か

らすると高率となっている。

借入金の内訳は、農地保有合理化事業に伴う農地買入資金としての借入金702,380千円、青年就業者等就農支援事業に伴う転貸資金としての借入金147,684千円となっている。このほかに、優良家畜育成事業の借入金300,000千円があり、同事業はこれまでは累積赤字の結果、正味財産が基本金を割り込む状況となっていたが、平成13年度においては解消されている。

現状における農地買入資金約5億5千万円は県からの借入金に依存せざるを得ないが、長期保有農地の処分を促進して借入金の返済を図りつつ、県からの借り入れが継続されるようにすべきであると思われる。

### (3) 情報公開

平成13年度に「農畜産公社の情報公開に関する要綱」を整備して、公社に対する理解を深める努力が行われており、対外的なPR用のパンフレットが作成されているほか、個別の実施事業ごとのパンフレットも作成されている。

Web上には、ホームページ（平成14年1月に外注により作成）が開設されており、パンフレットをベースにした事業内容の紹介、定款、事業計画及び財務情報等が公開されている。しかし、当該公開情報の内容自体は平成12年度のものであり、現在に至ってもその更新が行われておらず、また、その内容には「誤植」や「項目と内容の不一致」等がある。納品検収時における検収手続が不十分であると思われるため、検収手続を徹底することや適時に適切な情報公開を行うよう心掛けることが望まれる。

なお、ホームページ作成関係の費用が「委託費」に計上されている。会計規程において明示されていないが、情報公開を目的とした支出であり「広告宣伝費」に計上するのが相当である。

また、飛驒牧場の県民への開放について、過年度において利用者による遭難事故が発生したことから、現在は牧場の入口を閉鎖することによりその利用を制限しているが、まずは、近隣の小中学生に限定する等の方法によってでも見学や遠足等に開放すべきではないかと考える。特に、麦島牧区は風光明媚なロケーションに位置するものであり、牧場の有する雄大な景観や広大な緑資源を活用することは、公社の行っている事業を県民に広く紹介する絶好の手段であると考えられる。事故発生時には管理責任が生じかねないとはいうものの、上記趣旨を踏まえて検討されることが望ましい。

(4) G I F Uシルクブランド製品の扱い

平成4年に公社の前身である農業公社へ岐阜県から譲渡された形となっているG I F Uシルクブランド製品は、公社で、当該シルク製品の販売代金が管理され、県で便宜上、製品（在庫）の現物管理等が行われている。

当該シルク製品の扱いに関して公社の業務という意識は希薄であり、会計上は手数料のみを雑収入に計上するに留めている。

従って、当該シルク製品については、早急に県と協議して、その扱いを明確にし、G I F Uシルクのブランド化に向けて、所定の手続きを実施する必要があると考える。

(5) 農地保有合理化促進事業

当該事業は、農業経営の規模の拡大や農地の集団化等農地保有の合理化を促進するために、規模縮小農家等から農用地の買い入れや借り入れを行い規模拡大農家に売り渡しや貸し付けを行う事業である。

公社は、昭和47年度の事業開始以来、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法で定められた農地保有合理化事業の実施主体）として、同事業を推進している。なお、同法第4条第2項で定める農地保有合理化事業のうち実施事業は「農地売買等事業」のみであり、「農地信託等事業」、「農業生産法人育成事業」及び「研修事業」等については、現在実施されていない。

（農地売買等事業の実績）

平成13年度においては、1.6億円（対計画比13.3%）の農用地等を93,234千円で買い入れるとともに、14.6億円（対計画比94.2%）の農用地等を91,514千円で売り渡している。また、借り入れ及び貸し付けについては、新規実績はなく、継続分（33.3億円）のみの実施に留まっている。

これらの実績は、以下のとおりである。

< 売買事業 >

区 分		当初計画	実 績	対計画比 (%)	備 考	
買 い 入 れ	一 般	件数 (件)	15	7	46.6	関ヶ原町、 関市、 丹生川村、 清見村、国府町
		面積 (㎡)	4.0	1.3	32.5	
		金額 (千円)	200,000	64,234	32.1	
		協力費 (千円)	4,000	1,284	32.1	
	担い手 育成	件数 (件)	10	3	30.0	関市、宮川村
		面積 (㎡)	5.0	0.3	6.0	
		金額 (千円)	200,000	29,000	14.5	
		協力費 (千円)	4,000	580	14.5	
	事業関連	件数 (件)	5	—	—	
		面積 (㎡)	3.0	—	—	
		金額 (千円)	50,000	—	—	
		協力費 (千円)	1,000	—	—	
	合 計	件数 (件)	30	10	33.3	
		面積 (㎡)	12.0	1.6	13.3	
		金額 (千円)	450,000	93,234	20.7	
		協力費 (千円)	9,000	1,864	20.7	
売 り 渡 し	一 般	件数 (件)	10	—	—	
		面積 (㎡)	1.9	—	—	
		金額 (千円)	235,751	—	—	
		協力費 (千円)	11,917	—	—	
	事業関連	件数 (件)	13	3	23.1	久々野町
		面積 (㎡)	12.0	11.4	95.0	
		金額 (千円)	65,609	35,609	54.3	
		協力費 (千円)	1,298	712	54.3	
	緊急加速 事業	件数 (件)	9	16	177.8	揖斐川町、 恵那市、高山 市、 宮川村、国府町
		面積 (㎡)	1.6	3.2	200.0	
		金額 (千円)	101,302	55,905	55.2	
		協力費 (千円)	2,025	1,118	55.2	
	合 計	件数 (件)	32	19	59.4	
		面積 (㎡)	15.5	14.6	94.2	
		金額 (千円)	402,662	91,514	22.7	
		協力費 (千円)	15,240	1,830	12.0	

- (注) 一般タイプ : 離農農家や規模縮小農家から農用地等を買入れ、規模拡大農家に売り渡しを行う。買い受け農家等に利息の一部負担がある。
- 担い手育成タイプ : 離農農家や規模縮小農家等から農用地等を買入れ、認定農業者等担い手農業者に売り渡しを行う。国・県が全額利子助成を行うため、買い受け農家に利息の負担はない。
- 事業関連タイプ : 農用地開発事業等の国が実施する補助事業に関連する農用地等について売買を行う。国・県が全額利子助成を行うため、買い受け農家に利息の負担はない。
- 緊急加速事業 : 担い手への農用地の利用集積を緊急に加速させるため、ガット・ワルグアイ・ラウンド<sup>®</sup> 関連対策として、平成10年度から売買を実施している。国・県が全額利子助成するため、買い受け農家に利息の負担はない。平成12年度限りで新規買入れは終了しており、買入れ農地の売り渡しを残すのみとなっている。

< 賃借事業（新規） >

区 分		当初計画	実績	対計画比 (%)	備 考 (継続実施)	
前 払	借り入れ	件数 (件)	10	—	—	82
		面積 (㊦)	4.8	—	—	14.0
		小作料 (千円)	2,814	—	—	1,168
	貸し付け	件数 (件)	5	—	—	18
		面積 (㊦)	4.8	—	—	14.0
		小作料 (千円)	469	—	—	1,168
年 払	借り入れ	件数 (件)	1	—	—	14
		面積 (㊦)	1.1	—	—	19.3
		小作料 (千円)	85	—	—	770
	貸し付け	件数 (件)	1	—	—	13
		面積 (㊦)	1.1	—	—	19.3
		小作料 (千円)	85	—	—	770

(注) 前払：賃借による農地の流動化を一層促進するため、3～10年分の小作料の合計額を土地所有者に前払いする。国・県が全額利子助成するため、借受農家に利息の負担はない。

年払：毎年分の小作料を転借人から受け入れ、土地所有者に支払う。

農用地の売買については、農地法及び農業経営基盤強化促進法により、売渡先が農業を営む者に制限されていることから、一般の土地取引と比較した場合、流動性が極端に低い。このため、農地保有合理化事業によって、農用地の利用集積とその流動化が図られているのであるが、近年は、実績が計画を下回る年度が少なくない。

なお、「(1) 長期保有農地の早期処分」に記載した長期保有農地を除き、保有農用地については、平成14年9月現在、既に売渡済みであるか売渡が予定されており、公社に追加損失が生じる可能性は低いと考えられる。しかし、農業情勢の変化や営農意欲の減退、高齢化の進展等農業を巡る環境は依然として厳しい状況にある。

現在、県下の農業振興地域においては15の農業協同組合と1村の市町村合理化法人があり、平成12年度には、岐阜県農地保有合理化法人連絡会議も組織されて各合理化法人の密接な連携による事業調整が図られつつある。したがって、地域の実態をより反映した農地の流動化を促進するためには、市町村段階での農地保有合理化法人の条件や環境が整った地域においては、農地保有合理化促進事業を市町村合理化法人へ段階的に移行する方策を検討する必要がある。

(6) 青年農業者等就農支援事業の有効性

当該事業は、新たに就農しようとする青年及び中高年齢者の就農を促進し、次代の農業を担う意欲と能力のある青年農業者及びその他農業の担い手を確保するため、就農相談や情報の提供、就農支援資金の貸し付けを行うものである。

平成13年度は、3人の就農希望者に対して、合計5,100千円の新規貸し付けを行うとともに、東京都区、大阪市及び名古屋市等において就農希望者に対する相談活動を実施している。

<就農支援資金の貸し付け実績>

区 分	予算額 (千円)	決算額 (千円)	増減額 (千円)
就農研修資金貸付金支出	42,200	5,100	37,100
就農準備資金貸付金支出	17,800	-	17,800
合計	60,000	5,100	54,907

このように、当該事業に係る貸し付け事業については、貸し付け事業自体が低迷しているため、事業主体である公社内に資金が滞留している結果となっている（平成13年度末現在：就農支援資金貸付金92,621千円、県からの長期借入金147,684千円、定期預金50,835千円）。したがって、新規就農者あるいは就農間もない農業者が利用しやすい資金制度となるように、内容の充実を図ることや技術支援と一体化させた資金貸し付けを行うこと等支援体制の整備を推進し、新たな資金需要を喚起する必要があると考える。

なお、当該事業に関して返済が滞っている貸付金はない。

(7) 牧場利用高度化事業の年度末在庫

東濃まきば館で提供される焼肉グリルや土産物等について、年度末時点の在庫が棚卸資産として計上されていない。冬期で利用者が少ないため在庫は僅少であるとのことであるが、3月の売上月報を検証した結果、31日においては、「食事」や「軽食」、「喫茶」、「酒類」、「牛乳乳製品」、「飲物」、「農家生産品」、「牧場生産品」等の各区分の売上の総合計で50千円が計上されており、年度末在庫が僅少であるとは思えない。

PRの浸透により利用者が増加している現状からすると、食材や土産物グッズ等について棚卸実施要領を定めて棚卸を行い、年度末には原材料や商品等の資産計上を行う必要があると思われる。

(8) 収益事業のみなし寄付金

東濃牧場での牧場利用高度化事業は唯一の収益事業であり、法人税の申告、納税が行われているが、当該法人税の申告計算において、法人税法上のみなし寄付金（注）の適用が行われていない。

特別会計の収益事業については、一般会計の公益事業に対する寄付金処理を行うことにより、課税所得の計算上、寄付金支出前所得金額の20%相当額が損金算入可能となるため、のみなし寄付金の適用の可否を検討することが望ましい。

（注）のみなし寄付金：

公益法人等が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄付金の額とみなされる（法人税法第37条第4項）。

(9) 雑収入勘定の利用方法

雑収入は、公社全体で7,786千円が計上されている。雑収入の内容を検討したところ、5,206千円は、「優良家畜育成事業及び畜産の新技术実用化事業」の子牛生産拡大奨励金であり、BSE発生による価格下落を補填する目的での肉用子牛価格安定基金協会等からの補助金収入である（なお、当年度は雑収入の計上額が大きいため、収支計算書に雑収入の内訳を注記して開示している）。

その他項目について、すべて雑収入に計上した場合には、取引内容自体に重要性がある場合でも、当該取引内容を適切に把握することができず、結果として、決算書類の有用性が損なわれてしまう可能性がある。決算書類の作成については、「財政及び活動の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること」が求められており、明瞭性を確保するための工夫が求められる。

今後も、雑収入の計上額についてはその内容を吟味すると同時に、一定の金額基準を設けて、当該金額を超えるものについては、別掲して表示するか注記する等により対応することが望まれる。

また、自衛防疫技術料 568千円が雑収入に計上されているが、毎年度発生する経常的な収入であり、雑収入ではなく、その収入内容を表示する科目をもって計上することが望ましい。

#### (10) 優良家畜育成事業

飛驒牧場等で行われている近隣畜産農家からの夏期受託放牧の受託料について、『「業務方法書」第15条』によれば、繁殖雌牛の受託育成料は、「牧場の運営費を勘案して、毎年度理事長が別に定める」とされているが、『「家畜育成事業実施要領」第4条第2項』においては、「1日1頭315円（税込）」の定額とされており、両者の規定が整合していない。

規程間での整合性を図ることが必要であるが、毎年度、理事長が定めている訳ではないという実態からすると、『「業務方法書」第15条』の規定において「毎年度」を削除するのが望ましい。

なお、当該規程によると、受託育成料は「牧場の運営費を勘案して」決定するとされているが、実際には原価計算が行われておらず、客観的に「牧場の運営費を勘案している」とは思われぬ。この点について、飛驒牧場長に質問したところ、実際には受託料の全国的な平均相場から概ね逸脱することなく定められているとのことである。

#### (11) 現金管理

飛驒牧場及び東濃牧場では、堆肥の販売や牧場利用高度化事業に伴う現金収入が発生する。売上の報告は月1回行われており、月次での報告時に未収金勘定に計上され、牧場から送金された時点で未収金の消込が行われる。また、年度末決算時においては、未収計上でなく現金の計上を行うことにより、手許現金の網羅的な計上が行われている。

資金の出納業務においては不正発生の危険度が高く、また、資金の収支は日常頻繁に行われていることから誤謬が発生する可能性も高いため、適切な管理が必要となる。このため、日々の現金の入出金については、出納帳を作成して出納記録を残しておくこと、また、日次で行われる現金実査に際しては、現金在高を数えて、金種毎の在高数量を整理して金種表を作成しておくことが必要となる。

これらの収入現金についても、内部牽制上の管理の重要性が認識されており、「農畜産公社会計規程」や「事務収入に係る現金の収納における手持現金取扱要領」等が定められ、出納管理が行われている。しかし、牧場に対する本部事務局の内部牽制については、各牧場から現金出納帳を入手しているが、金種表については入手されていない。

両牧場では、日次で現金出納帳の残高を金種表と照合することが必要であり、本部事務局においても、現金出納帳を入手すると同時に月末時点での金種表を入手することによって、月に一度は現金出納帳と金種表との残高の照合を行うことが望まれる。

#### (12) 仮払金の誤処理

畜産生産基盤開発事業の畜産基盤再編総合整備事業における委託事業の工事代金前払金について、本来2,400千円であるところが24,000千円として誤って支払が行われている（仮払処理されている）事例が見られた。当該誤払いの直接的な原因は、支出金伝票の金額欄において一桁多く誤って記載されていたことによるものである（過払分は、後日回収されている）。

支払に際しては支出金調書を作成して証憑を添付して稟議回付されることにより、所属長及び支払事務担当のチェックと、出納業務に関する内部牽制組織が構築されているが、これらのチェックは機能していない。少人数で多くの業務を行っていることも要因ではあるが、今後は、「担当者の記載誤り」を予防するために稟議回付による「管理者の承認」を徹底すべきである。

#### (13) 出納業務の内部牽制

内部牽制上は分離すべき「出納業務（現金の取り扱い、ファームバンキングによる振込等）の担当者」と「会計伝票の起票・入力担当者」について、同一人物が両業務を担当している。これらの業務は、別々の担当者によってなされることが望ましい。なお、支出する際には、担当者が支出金伝票を起票し、各上長及び出納役の承認を受けた後、担当者による支払処理が行われている。

#### (14) 事務局における事業所への内部牽制

東濃まきば館での牧場利用高度化事業の売上代金の管理口座として、東濃牧場長名義の預金が設けられている。同口座に対する本部事務局の内部牽制としては、ファックスで通帳のコピーを入手することにより照合作業が行われている。

しかし、コピーやファックスの利用は改ざんの余地があるため、現物によるチェックを実施すべきである。

(15) 固定資産の管理

現物管理を目的としたリース資産台帳が作成されていない。資産管理の観点からは、リース資産についても現物管理を行う必要があり、保有資産と同様に管理台帳を整備して、定期的に現物実査を行う必要がある。

また、県の建物附帯設備（工事費に含まれている備品であり、県の備品台帳には記載されていない）についても管理台帳の作成と実際の資産管理が必要である。

(16) 総勘定元帳のファイル方法

総勘定元帳が、月次に出力した単位で月ごとに一括してファイルされている。

主要簿としての総勘定元帳は、取引内容を確認することにその主要な意義があり、検索を容易にするために整理保存が行われるべきである。検索は通常は科目単位で行われ、したがって、ファイルは月別ではなく、まず勘定科目別に区分して行い、次に勘定科目内での月別ファイルを行うこととすべきである。

[2] 財団法人岐阜県文化財保護センター



## [2] 財団法人岐阜県文化財保護センター

### 1. 団体の概要

#### (1) 目的

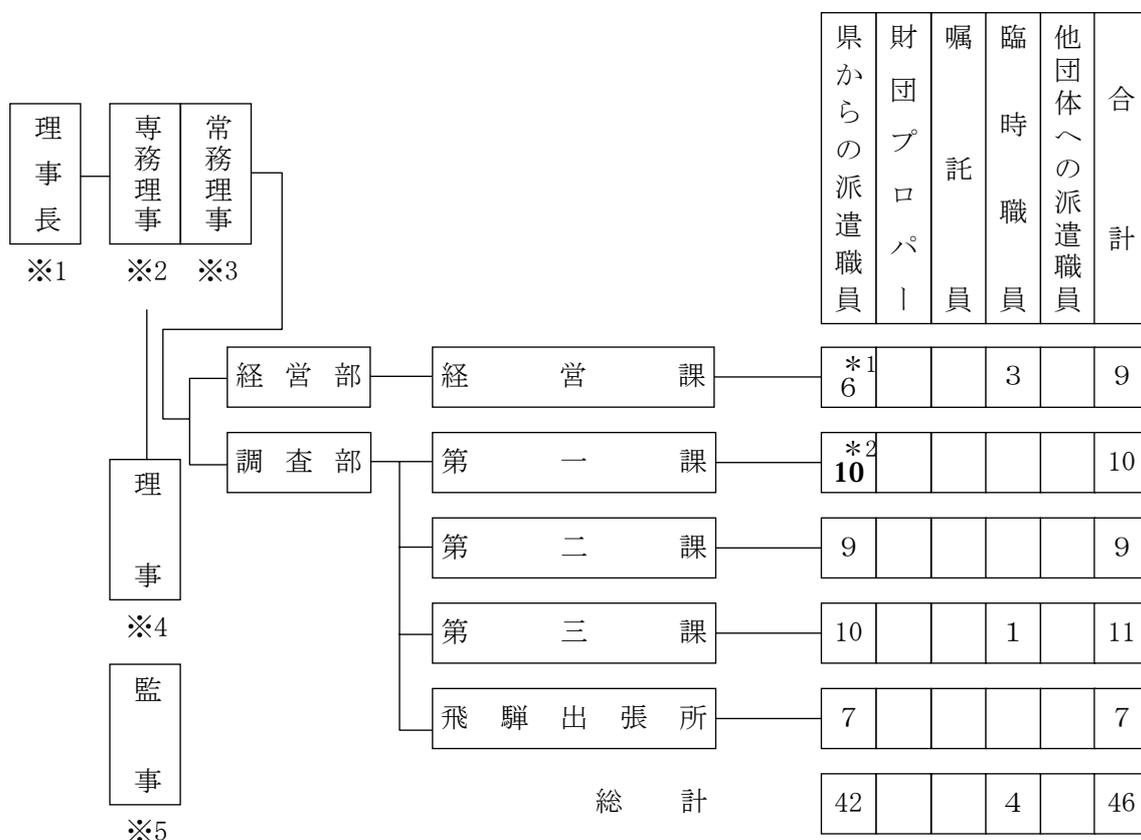
財団法人岐阜県文化財保護センター（以下「財団」という。）は、岐阜県内の埋蔵文化財の調査及び研究、出土遺物の適切な保存及び活用、埋蔵文化財保護思想の普及並びに未指定文化財の保存対策事業を行い、もって本県文化の振興に寄与することを目的として、岐阜県が 100% 出捐して、平成 3 年 4 月に設立された。

当時は、東海北陸自動車道や徳山ダム等の大規模公共工事があり、これに伴い発掘調査の事業量が拡大傾向にあった。このため、従来、岐阜県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）によって行われていた同事業を財団に移管するとともに、文化財保護思想の教育・普及を図ることを目的として設立されたものである。

#### (2) 主な事業内容

- ① 埋蔵文化財の調査及び研究  
（試掘確認調査、本発掘調査、整理作業、報告書作成）
- ② 埋蔵文化財調査技術の指導及び研修  
（市町村職員への指導、発掘調査基礎講座の援助）
- ③ 出土品の保存処理、収蔵及び展示  
（金属・木製品の保存処理、出土遺物の保管、県博物館等での展示、出土遺物の貸し出し）
- ④ 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行  
（全国からの調査報告書の収蔵・活用、調査資料(図面・写真等)の保存、年報の作成、速報展の開催、小・中・高校生などの見学・体験の受け入れ、ホームページの開設）
- ⑤ 埋蔵文化財の保護思想の普及  
（発掘現場での現地説明会の開催、タイムスリップ探検隊（親子発掘体験）の開催、発掘調査報告会の開催）

(3) 組織図及び所属別職員数(平成14年3月31日現在)



(注1) 役員のうち、公社の業務執行を行う地位にある理事長、業務担当理事、及び有給の監事の合計である。

(注2) 県派遣役員には、県職との兼務者(無給)を含む。

※1 経営課には、常務理事兼経営部長(1)を含む。  
 ※2 調査部第一課には、調査部長(1)・調査次長(1)を含む。

## (4) 貸借対照表及び収支計算書

貸借対照表

平成14年3月31日現在

(単位:千円未満切捨)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	159,100		
前払金	113		
立替金	4		
未収金	347,783		
流動資産合計		507,001	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	5,000		
基本財産合計	5,000		
その他固定資産			
什器備品	1,496		
繰延資産	882		
電話加入権	1,362		
その他固定資産合計	3,741		
固定資産合計		8,741	
資産合計			515,742
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	499,221		
預り金	2,485		
流動負債合計		501,707	
負債合計			501,707
III 正味財産の部			
正味財産			14,035
(うち基本金)			(5,000)
(うち当期正味財産増加額)			(2,502)
負債及び正味財産合計			515,742

## 収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
I 収入の部	
1 基本財産運用収入	1
基本財産利息収入	1
2 補助金等収入	1,440,551
県補助金収入	15,481
県受託収入	1,425,070
発掘調査受託収入	1,424,284
水資源開発公団分	225,059
日本道路公団分	150,174
国土交通省分	937,154
県土地開発公社分	48,002
県建設事務所分	51,037
県農山村整備事業所分	12,858
遺物管理活用受託収入	786
3 雑収入	1,062
受取利息	143
雑収入	918
当期収入合計(A)	1,441,614
前期繰越収支差額	4,297
収入合計(B)	1,445,912

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
II 支出の部	
1 事業費	1,336,604
人件費	298,959
調査事業費	1,021,377
県遺物管理活用事業費	786
振興事業費	15,481
2 管理費	102,051
人件費	68,946
理事会費	42
事務局運営費	33,062
3 固定資産取得支出	929
什器備品購入支出	929
4 繰延資産取得支出	1,033
繰延資産取得支出	1,033
5 予備費	—
予備費	—
当期支出合計(C)	1,440,619
当期収支差額(A) - (C)	995
次期繰越収支差額(B) - (C)	5,293

(5) 埋蔵文化財保護業務の意義と役割分担

我が国の歴史や文化の変遷を正しく理解するとともに、将来の文化の向上や発展のために国民的財産として後世に継承すべき歴史的、芸術的、学術的に価値の高いものは、文化財として文化財保護法によって規定されているが、そのうち、土地に埋蔵されている文化財については、「埋蔵文化財」として位置付けられている。具体的には、地中に埋没している住居跡などの遺構や土器、装飾品等の遺物をいう。

埋蔵文化財に対するわれわれ現代人の使命は、国民的財産として適切に保存して後世に継承していくことであり、その保存保護については、文化財保護法をはじめとする国の施策や方針に沿って行われている。県においても、文化庁並びに県教育委員会の通知等に基づいて、埋蔵文化財に関する実際的な取り扱いが行われている。

埋蔵文化財保護業務については、県教育委員会（主管は社会教育文化課文化室）及び市町村教育委員会が開発事業者との調整や法令に基づく事務手続を実施するとともに、重要遺跡の保存及び史跡の指定手続を行っている。

国、公団、公社及び県の開発事業に伴う発掘調査については、県と開発事業者との契約に基づき、財団が県から業務を受託して実施している。また、発掘調査が終了した遺跡や出土品の保存処理、整理及び保管については財団が、出土品の貸し出しについては県教育委員会が、それぞれ行っている。

さらに、市町村への技術的指導及び研修については、県教育委員会及び財団がそれぞれ必要に応じて行い、また、施設の管理については、財団が行っている。

これらの関係は、以下のとおりである。

業務内容	県教育委員会	財団
開発事業者との調整	○	
法令に基づく事務手続	○	○ (委託契約に関するもの)
重要遺跡の保存・史跡指定手続	○	
発掘調査		○
出土品（保存処理）		○
出土品（整理・保管）		○
出土品（貸し出し）	○	
市町村への技術指導・研修	○	○
財団施設の管理		○

#### (6) 財団の取り組み

財団の業務は、埋蔵文化財が所在する地域又は地区において公共開発を遂行しようとする国や公団等からの受託事業がほとんどである。これらは、公共事業計画策定段階又は公共事業遂行の中途において依頼を受けて行う埋蔵文化財についての発掘調査であり、発掘調査の事業量は必然的に公共開発の状況により左右される。したがって、当該事業量が安定性に乏しいことから、事業量に応じて組織及び人員が適正となるよう、毎年度、県においてその見直しが行われているが、財団においても、県からの受託事業、補助金の範囲で適正な事業執行が行われるように努めている。なお、効率的な発掘調査の実施とともに、必要経費の削減を目的に、平成12年度からは、発掘作業の土工部門から一次整理及び測量部門までをほぼ全面的に外部委託へと移行している。

## 2. 実施した監査の概要

### (1) 対象とした事業年度

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

### (2) 監査の視点

財団の業務は、埋蔵文化財が所在する地域において事業を遂行しようとする行政又は公団及び公社から依頼を受けて実施する発掘調査である。この場合、開発事業者と県との間で締結される委託契約に基づいて発掘調査が行われるとはいうものの、事業遂行に関しては、発掘調査報告書や保管されている調査記録・出土遺物等の他に成果物が残存しないという性格がある。

そこで、財団の事業が効率的かつ経済的に運営されているか、また、財務活動が会計諸規程に従って適正に処理されているかについて、以下の視点から監査を実施した。

- ① 管理運営をはじめとする事務手続は、関係法令・諸規程等に基づいて適正に行われているか。
- ② 経済環境の変化に伴い、事業本来の目的や実施主体としての意義が依然として有効であるか。
- ③ 事務事業の委託費等について、公正な競争による適正な価格形成が行われているか。
- ④ 会計処理は適正か。
- ⑤ 資産の管理は適切に行われているか。

### 3. 監査の結果

財団の運営及び管理については、以下の指摘事項を除き、適正に処理されている。

#### (1) 理事会の運営

理事会は監査対象年度に7回開催されており、そのうち「書面表決による臨時理事会」が5回開催されている。

理事会は寄附行為の規定に従って開催され成立しているが、「書面表決による臨時理事会」の一部について、各理事から入手した表決書の日付が臨時理事会の開催日より後日となっているものがある。

理事会を開催するためには、出席できない理事から表決書を事前に入手することが必要である。

#### (2) 登記事項

登記事項のうち「資産の総額」について、基本財産（基本金）5,000,000円が登記されていた。正確には正味財産の額14,035,326円を登記すべきである。

#### (3) 予算管理

##### ① 予算の流用等の承認

予算の流用及び予備費の充用が「平成13年度予算流用及び予備費の充用について（伺い）」によって年度末に一括して処理されており、その都度必要な流用及び充用の決裁が行われていない。

理事長の決裁を事前に受けてはいるものの、各事業について予算を超過するような支出が予定される場合には、「予算の流用」あるいは「予備費の充用」についての決裁を個別に受けるべきである。

##### ② 補正予算の承認

平成14年3月20日に理事会で「補正予算の承認」が行われているが、毎月作成される「予算管理月報」によると、それ以前の平成13年10月に既に当初予算額からの変更が行われている。すなわち、事業実施計画について理事長の決裁を事前に受けてはいるものの、当該変更に関する理事会は後日開催された形となっており、事後承認となっている。適時に理事会を開催し、補正予算の承認を受けるべきである。

#### (4) 修繕料と工事請負費の区別

整理棟の屋根の防水塗装工事に関する支出1,509千円が、「調査事業費」の「工事請負費」に計上されているが、「修繕料」に計上すべきである。

「歳出予算の各節の解説等について（昭和46年4月15日 出納事務局長 出納長通達）」によると、それぞれの勘定科目の利用については、以下のとおり定められている。

##### <工事請負費>

1. 工事請負費とは、土地工作物の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で、工事請負契約によるものをいう。
2. （省略）…修繕料との区別については、工作物そのものの位置や形状等を変更するか否かによって区別すべきであり、従って小修繕等を中小企業者が請け負って実施した場合においては、工事請負費からの支出とはならない。

##### <修繕料>

修繕料は、既購入品の物品等の一部を直すという役務の提供に対する対価である。

#### (5) 債務負担行為に該当するリース契約

平成13年度に決裁されたリース契約について、以下の事例が検出された。財団で利用する給与計算システムに係るリース契約であり、銀行系リース会社との間で締結されているものである。当該リース契約には、別紙とされた覚書により、以下の特約が付されている。

- ① （単年度の）契約期間満了後においても引き続き物件の引渡し日から通算して48か月間継続して契約を締結するように努める。
- ② 上記①にかかわらず契約を継続して締結しない場合には、（財団はリース会社に対して）48か月（既経過月分は遡減）の賃借料に相当する解約金を支払うものとする。

単年度が原則であるはずが、単年度の賃貸借契約を実質的に拘束する覚書があり、当該覚書によって、賃貸借契約による物品利用は通算48か月間の賃借を強いられることになる。すなわち、賃貸借契約書と契約継続を拘束する覚書とが別紙とされるだけであり、経済実態としては、解約不可能な取引と考えられる。

すなわち、当該取引は中途解約不能のファイナンスリース取引であり、債務負担行為に該当すると考えられ、当初の契約締結年度に債務負担行為として措置されるべきものである。

## 4. 監査の意見

### (1) 情報公開に関する手法の見直し

埋蔵文化財保護思想の普及を目的として、発掘調査や報告書作成の他、現地説明会、速報展、報告会、センターだより「きずな」の発行、ホームページの開設など発掘調査の成果を広く情報発信する施策が採られており、ホームページについてはタイムリーに更新もされている。

しかし、情報が固有のユーザーに偏る傾向があり、今後はマス・マーケットを意識した情報発信の拡充充実が必要であると考えます。また、財団の整理所には、地道な作業の集大成ともいえるべき完形・復元品5万点をはじめとする膨大な数の出土収蔵品や貴重な資料が整理保管されており、これらを広く一般に情報公開することも必要である。さらに、この収蔵品の公開こそが埋蔵文化財保護思想を普及させるための原点であるといえる。現在、岐阜県博物館に出土品の一部が常設展示されているが、これらの拡充、資料の展示や公開を中心とした普及・活用や調査・研究をさらに積極的に進めていくことが重要である。

また、公益法人は、公益事業を通じて不特定多数の者に対する利益の実現を図ることを目的として運営され、公益を通じて社会的責任を積極的に果たす役割を担っている。したがって、自らのアカウンタビリティを果たすためには、その業務及び財務の状況と、その執行の妥当性について関係資料を通じて公開する必要があり、決算書類についてもすでに開設されているホームページ上で公開することが望ましい。

### (2) 委託契約

主な委託契約について内容を検討したところ、以下の事項について求められる。

- ① 整理棟の屋根の防水塗装工事において、随意契約の適用条項の記載誤りがある。
- ② 指名競争入札は概ね5者以上とされているが、清掃業務において、4者となっている。この場合には、その理由を記録に残すべきである。
- ③ デジタル図化・遺物画像解析等業務において、設計金額の一部で積算根拠が不明確な点がある。
- ④ 入札参加資格者名簿登載者以外の者を指名する場合には理由の記載が必要とされているが、出土鉄製品保存処理業務において、その理由が記載されていない。

- ⑤ 測量業務において、積算に際しては検査を行っているが、「積算物価」等の資料と正確にチェックすべきである。
- ⑥ 一部の発掘調査報告書の作成業務において、契約審査会にリストアップされる各業者について、その評価のための具体的な基礎資料が添付されていない。

(3) 固定資産の実査によって判明した簿外備品の取り扱い

過年度においては固定資産実査が行われていなかったため、平成14年3月及び平成14年7月に現物資産の実査が実施された。

実査の結果、一部に簿外資産が検出され、当該簿外資産（備品）については、現在、そのほとんどが便宜的に消耗品として区分計上されている。これらの備品について資産管理を適切に実施するためには、所定の管理区分に基づき分類区分を明確にしたうえで、管理台帳の整備を行い実地的な管理を行う必要があるが、取得年度が明らかでないものも多い。

本来ならば、過年度の証憑を検索して、取得価額や取得年月日等を明確にして処理すべきであり、県からも同様の趣旨で指導が行われている。しかし、現実的には、当該事務作業は煩雑かつ困難であることが予想され、また、調査しても正確な情報が把握可能であるのか疑問であり、さらに、これらのうちの大部分が既に償却期間を過ぎていると推測される。

実務的には、費用処理済の物品については帳簿管理よりも現物管理を重視すべきであり、したがって、これらについては、管理区分上、便宜的に「消耗什器」として固定資産台帳に計上して、定期的に現物実査を実施すべきである。

(4) 固定資産の台帳管理

固定資産台帳が、手書きで作成されているが、手書きでは償却計算を誤る可能性が高い。現在は、資産計上されている件数自体が少なく実害は無いと認められるが、固定資産が増加した場合には事務手続が煩雑になるおそれもあり、表計算ソフトを利用する等して整備する必要がある。リース資産についても同様である。

なお、会計的には、固定資産台帳は、会計上重要な固定資産に関する科目の補助簿であり、定期的に総勘定元帳の該当する固定資産勘定と残高を照合することにより、その実効性が確保される必要がある。



[3] 財団法人岐阜県浄水事業公社



### [3] 財団法人岐阜県浄水事業公社

#### 1. 団体の概要

##### (1) 目的

財団法人岐阜県浄水事業公社（以下「公社」という。）は、岐阜県が設置する流域下水道の維持管理業務等を受託するとともに、下水道に関する知識の普及、啓発等の事業を行うことにより、岐阜県及び県内市町村の下水道事業の振興を図り、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

##### (2) 設立の経緯

木曾川右岸流域下水道は、昭和49年8月に都市計画を決定し、事業を推進してきた。維持管理については、供用開始前から県と流域関連市町で構成される検討会によりその方法について議論が重ねられた。その結果、全国的には直営方式、一部事務組合方式、公社方式があるが、大部分が公社方式であることや、公社方式であれば、県と関連市町が協働して、維持管理に当たり、それぞれの意見が反映されることになるため公社方式を採用することになった。

平成2年9月20日に、県と関連市町の出捐により木曾川右岸流域下水道の維持管理業務を受託することを主たる目的とした公社が設立された。

平成2年10月9日に木曾川右岸流域下水道の維持管理業務について公社に委託する旨を規定した「岐阜県流域下水道条例」が岐阜県議会において可決され、平成3年4月1日の供用開始以降の維持管理業務を受託することとなった。

##### (3) 事業の内容

###### ① 木曾川右岸流域下水道維持管理受託事業

- a. 水処理施設、汚泥処理施設の運転操作及び維持管理業務
- b. 中継ポンプ場の運転操作及び維持管理業務並びに管渠施設の維持管理業務
- c. 水質等検査業務  
放流水の水質検査

- d. 植栽、花壇等管理業務  
下水関連施設の美化の促進
- e. 施設改良受託事業

② 普及啓発事業

- a. 下水道知識の普及と事業促進のため、浄化センターの見学者に施設の案内
- b. 鱒のつかみどりによる下水道事業のPR
- c. 稚鮎の放流
- d. ISO14001の運用

③ 技術者等養成・調査研究事業

- a. 技術者等の養成
- b. 調査研究として他県の施設及びその維持管理状況の調査

(4) 今後の県の事業計画

木曽川右岸流域下水道事業

計 画 概 要 (全体計画及び事業認可は、平成13年度末に見直しを実施)

計画対象市町 (4市9町)	岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市 川島町、岐南町、笠松町、柳津町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町、兼山町		
計画処理面積	17,520 ha	(許可計画 (H19) 約10,913 ha)	
計画処理人口	513,340 人	(許可計画 (H19) 340,360 人)	
計画汚水量 (日最大)	346,800 m <sup>3</sup> /日	(許可計画 (H19) 217,300 m <sup>3</sup> /日)	
施設 (全体計画)	処 理 場	管 渠	中継ポンプ場
	名 称： 岐阜県各務原浄化センター	木曽川幹線 30.4km	長森ポンプ場 96.2m <sup>3</sup> /分
	場 所： 各務原市前度西町地内	長良川幹線 19.8km	岐南ポンプ場 34.2m <sup>3</sup> /分
	敷地面積： 約37ha	芥見幹線 4.8km	兼山ポンプ場 7.6m <sup>3</sup> /分
	(緑化面積 A=11.53ha)	岐阜幹線 1.2km	川島ポンプ場 8.9m <sup>3</sup> /分
	処理能力： 350,000m <sup>3</sup> /日	飛騨川幹線 9.9km	
	処理法式： 標準活性汚泥法 (4池)	八百津幹線 8.2km	計 4箇所
	嫌気好気法 (4池)	川島幹線 3.3km	
嫌気無酸素好気法 (8池)	計 77.6km		
ステップ流入式多段硝化脱窒法 (24池)+急速ろ過法	境川放流渠 9.1km		
放流河川： 木曽川、境川 (分散放流)	計 9.1km		

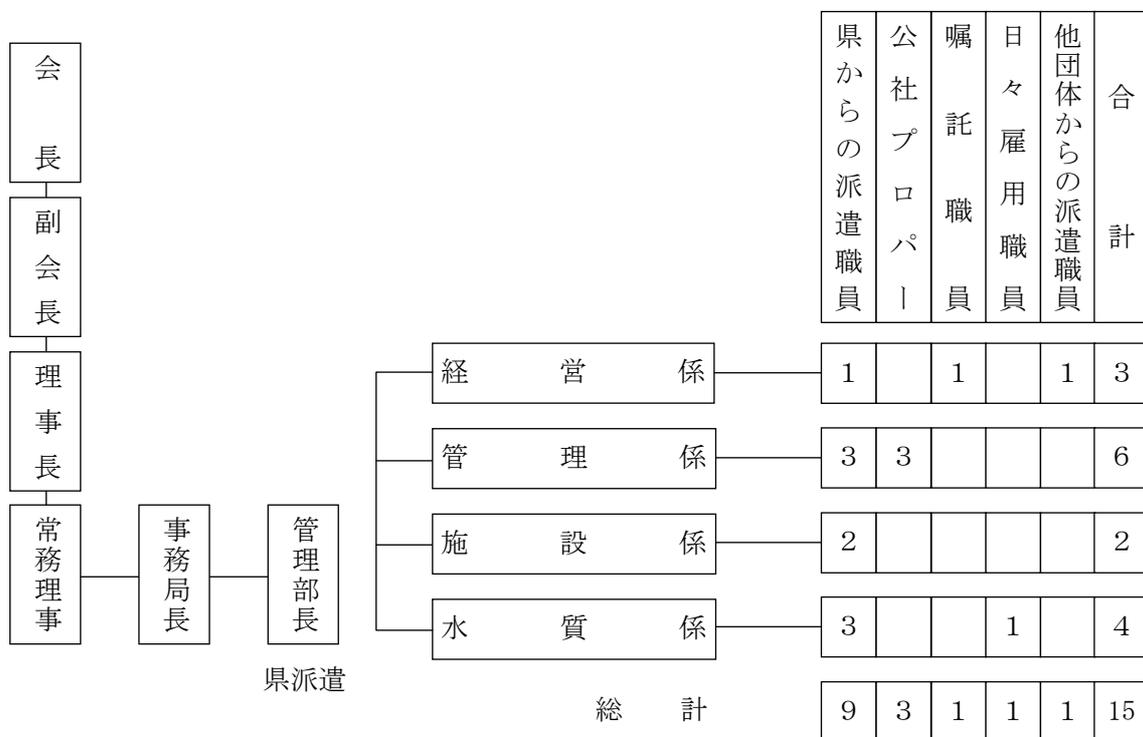
進捗状況<平成13年度末>

	内 訳	進捗率
事業費	S49年度～H13年度 1,162.5億円 <全体 1,800億円>	65%
処理場	完成分 12池 (能力:108,000m <sup>3</sup> /日) <全体 40池>	31%
汚水幹線	7幹線 L=77.6km (※H14から流量計の改築を実施)	完成
放流渠	境川放流渠 L=6.9km <全体 L=9.1km>	76%
中継ポンプ場	4ポンプ場 ※ポンプ設備の増設分は残工事あり	※概成
流域関連市町の下水道普及率		66%

流域関連市町 到達年次、市町の供用開始年度、全体計画目標年度

	岐阜市	美濃 加茂市	各務 原市	可児市	川島町	岐南町	笠松町	柳津町	坂祝町	川辺町	八百 津町	御嵩町	兼山町	
流域管渠到達年度	H2	H6	H2	H6	H6	H2	H3	H6	H4	H8	H8	H7	H7	
市 町	供用開始年度	H3	H6	H3	H6	H7	H3	H4	H7	H5	H9	H9	H8	H8
	面整備着手年度	S59	S61	S57	S63	H3	S58	S63	S63	S63	H3	H3	H2	H2
	全体計画目標年度	H27	H23	H27	H27	H23	H23	H23	H23	H22	H28	H23	H22	H23

(5) 組織図及び所属別職員数(平成14年3月31日現在)



↑  
 管理部長含まず。  
 事務局長は常務理事が兼務しているため、上記表に含まない。

役職名	役員数	うち関係者		
		県派遣役員	県OB	合計
理事長	1		1	1
業務担当	常務理事	1	1	1
	常任理事			
有給	監事			
計	2		2	2
その他	理事	7	1	1
	監事	2	1	1
計	9	2		2
合計	11	2	2	4

## (6) 貸借対照表及び収支計算書

## 貸借対照表

平成14年3月31日現在

(単位:千円未満切捨)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	195,469	
未収金	2	
流動資産合計		195,472
2 固定資産		
基本財産		
基本財産積立預金	40,000	
基本財産合計	40,000	
その他の固定資産		
什器備品	485	
退職給与引当預金	1,242	
長期借入金返済預金	519	
繰延資産	686	
その他の固定資産合計	2,932	
固定資産合計		42,932
資産合計		238,404
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	194,419	
預り金	908	
流動負債合計		195,327
2 固定負債		
長期借入金	15,251	
退職給与引当金	1,242	
固定負債合計		16,493
負債合計		211,820
III 正味財産の部		
正味財産		26,584
(うち基本金)		(40,000)
(うち当期正味財産増加額)		(1,315)
負債及び正味財産合計		238,404

## 収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
I 収入の部	
1 基本財産運用収入	60
基本財産利息収入	60
2 補助金等収入	1,418,893
県補助金収入	1,677
県受託収入	1,417,215
木曾川右岸流域下水道 維持管理受託収入	1,417,215
3 雑収入	801
受取利息	144
雑収入	657
4 特定預金取崩収入	6,827
退職給与引当預金取崩収入	6,484
長期借入金返済預金取崩収入	343
当期収入合計 (A)	1,426,583
前期繰越収支差額	519
収入合計 (B)	1,427,102

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
Ⅱ 支出の部	
1 事業費	1,284,290
流域下水道維持管理業務費	1,193,078
水質等検査業務費	29,064
植栽等管理業務費	44,235
施設改良受託事業費	15,120
普及啓蒙事業費	1,321
技術者等養成・調査研究事業費	1,470
2 管理費	140,031
人件費	124,404
理事会等運営費	245
管理運営費	15,381
3 固定資産取得支出	558
什器備品購入支出	558
4 借入金返済支出	343
長期借入金返済支出	343
5 特定預金支出	930
退職給与引当預金支出	411
長期借入金返済預金支出	519
6 繰延資産取得支出	803
繰延資産取得支出	803
7 予備費	—
予備費	—
当期支出合計 (C)	1,426,958
当期収支差額 (A) - (C)	△ 374
次期繰越収支差額 (B) - (C)	144

## 2. 実施した監査の概要

### (1) 対象とした事業年度

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

### (2) 監査の視点

公社は岐阜県が設置する流域下水道の維持管理業務等を受託している。公社は施設の維持管理を業者に再委託しており、委託費が多額となっている。そこで、委託事業が所定の手続に準拠しているか、委託費が合理的な算定根拠に基づいて算出されているか、また、業者間での競争原理が働いているかについて検討した。なお、再委託率が高いことから、管理主体として最適であるかについても検討した。具体的には、以下のとおりである。

- ① 維持管理運営は、関係法令・諸規程等に基づき適正に行われているか。
- ② 設置目的に合致した役割を果たしているか。
- ③ 運営が最小の経費で最大の効果を上げるよう工夫され、その実効が上がっているか。
- ④ 委託費は合理的な算定根拠に基づいて算出されているか。
- ⑤ 決算書類は適正に作成されているか。
- ⑥ 資産の管理は適切に行われているか。

### 3. 監査の結果

公社の運営及び管理については、以下の指摘事項を除き、適正に処理されている。

#### (1) 出納関係

- ① 現金実査表が作成されていない。現金実査表は、現金管理において重要な帳票である。金種も明らかにした現金実査表を少なくとも月末には作成し、手許現金と現金出納帳の照合を実施する必要がある。
- ② 総勘定元帳に現金預金勘定しか設けられていない。総勘定元帳には、現金、普通預金、定期預金といった勘定科目を設け、現金を受け入れたときに現金として計上すべきである。

#### (2) 備品関係

県有備品について、物品台帳に記載された固有番号と備品シールの番号が一致していない。理由は、いったん備品シールが配布されたあと、台帳に記載される固有番号の変更があったが、変更後のシールが県から送付されなかったためである。県に対して速やかにシールの変更を依頼することが必要である。

県有備品については、県会計規則第92条の3に物品の照合を行う規定があり、公社は県から施設の維持管理を委託されていることを考慮し、備品について実査を1年に1回行い、現物と物品台帳を照合する必要がある。また、公社の備品についても1年に1回実査する必要がある。

#### (3) 登記簿

「登記簿に記載されている事項」を検証したところ、「資産の総額」として基本財産（基本金）40,000,000円が登記されていた。正確には「正味財産」26,584,268円の額を登記すべきである。

#### 4. 監査の意見

##### (1) 再委託率及び人件費率

収支計算書より、県から受取る受託料収入及び補助金とその支出先の関係について、資金の流れを示すと、以下のとおりである。



注：事業費と管理費の合計が県受託収入と一致しないのは、県受託収入以外の収入があるためである。

公社は県が建設した施設の維持管理を受託しているが、平成13年度の収入のうち県受託収入等が99.4%である。また、支出面においても事業費に占める委託費の割合は69.7%であり、管理費に占める人件費の割合も、88.8%となっている。再委託率及び人件費率が高いことから、公社として施設の維持管理を今後継続していくべきか課題となる。現在は、施設の建設は県で、管理は公社で行われているが、県が建設及び維持管理していく方が、長期的な計画に基づいた管理が行えるのではないかと考えられる。また、県が直接管理することにより、現在公社で発生している管理部門のコストが削減できると考えられる。

これについては、施設の維持管理を県が直接行うのではなく、公社方式を採用することによって、理事会等を通じて関係市町の意向も適切に反映させることができるため、公社方式による維持管理が最適であると、公社から回答を得た。

意思決定の場として公社方式を継続するとしても、県が直接管理する場合と比較して追加的に発生しているコストを削減すべく、より効率的な管理を行うべきであり、今後一層の努力が求められる。

## (2) 委託契約

- ① 予算執行伺に決裁日の記載がされていないものが見受けられた。決裁日の記載がなされると、決裁を受けてから契約をしていることを後日証明することが困難である。また、文書規程上、予算執行伺については、起案者が決裁日を記載することになっており、起案者は決裁日を記載する必要がある。
- ② 委託業務設計書に設計日の記載がないものが見受けられた。設計年月日がないと、最新の資料に基づいて設計されていたのか判断できない。公社では、入手しうる最新の資料を基に設計を行い、できる限り経済実態を反映した設計書を作成しているが、価格に関する資料は毎月あるいは、1年に3回更新される資料もあるため、設計年月日の記入の徹底が必要である。
- ③ 適正な決裁権者の決裁を得ていないものがサンプル9件中2件検出された。適正な決裁権者の決裁を得ることが必要である。
- ④ 業者からの請求書に請求年月日の記載のないものが何件か検出された。公社としては、業者に請求年月日の記載を要請しているが、慣習で記載しない業者も多い現状である。業者からの請求日を明確にするためにも、請求年月日を確実に記載させるようにすることが必要である。



[4] 財団法人地球環境村ぎふ



## [4] 財団法人地球環境村ぎふ

### 1. 団体の概要

#### (1) 目的

財団法人地球環境村ぎふ(以下「財団」という。)は、地球環境村構想を推進することにより、岐阜県下における廃棄物の適正処理を確保し、地域の良好な生活環境の保全及び地球における環境への負荷の減少を図ることを目的とする。

#### (2) 事業内容

- ① 財団の建設等に必要な基金の造成及び資金の調達
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃掃法という。)第15条の5に規定する廃棄物処理センターの整備事業
- ③ 地球環境村整備事業
- ④ 産業廃棄物の処理過程における不測の事態への対応
- ⑤ 県内の廃棄物の適正処理を図るための検査・監視、技術指導
- ⑥ 廃棄物の適正処理及び資源化・再利用に関する調査研究並びに啓発事業

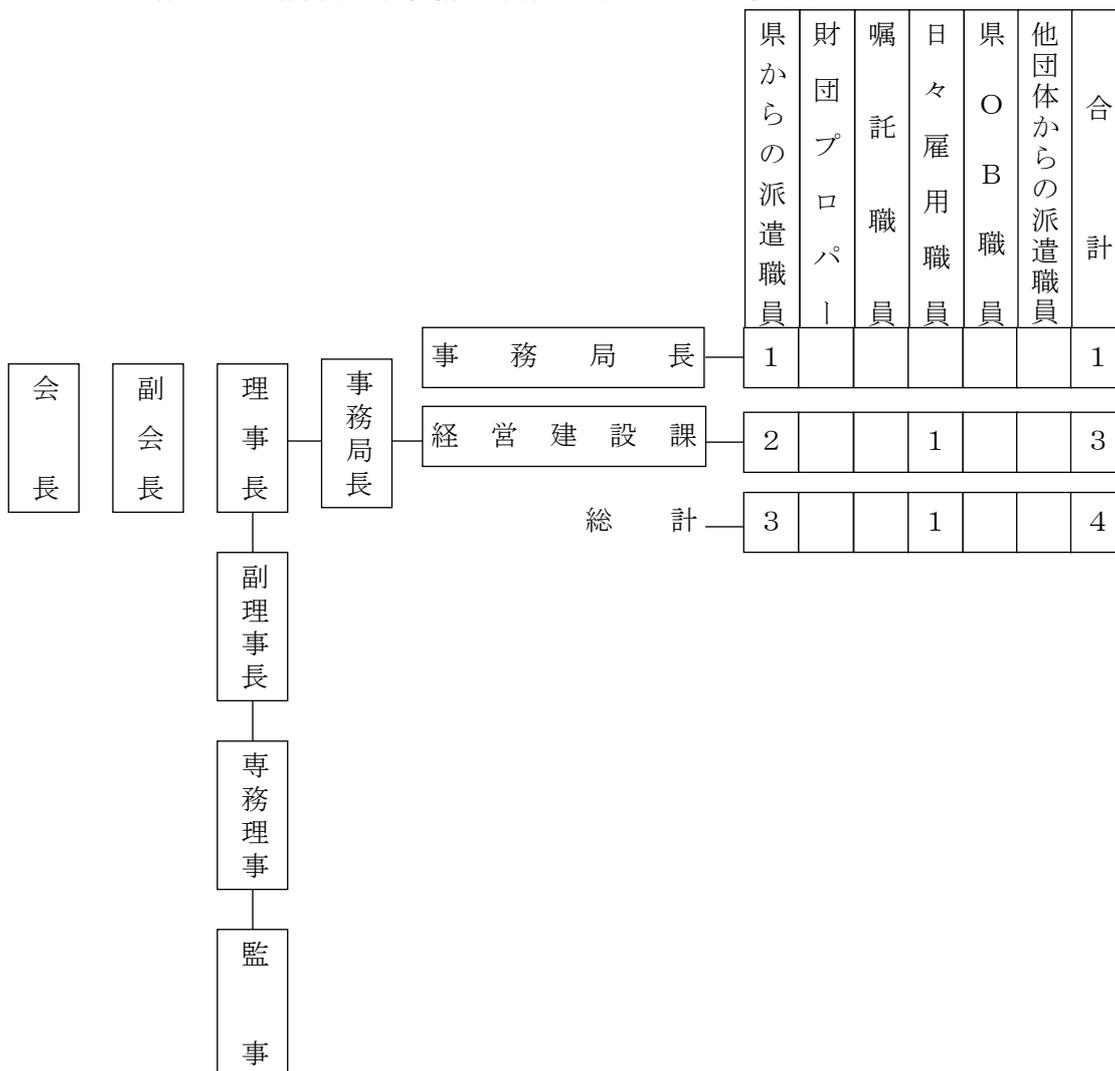
日本経済の発展に伴い、大量生産、大量消費、大量廃棄が行われるようになった結果、廃棄物の排出量は昭和60年以降急激に増加し、かつ、質的にも多種多様となっている。

産業廃棄物に対する住民の不安やアレルギーを和らげるためと、産業の適切な発展を促す意味からも、公共が関与した処理施設の整備ができるように、平成4年に「廃掃法」が改正され、公共関与による施設整備の推進策として、廃棄物処理センター制度が創設され、その後、産業廃棄物処理施設に対する施設整備補助等の支援制度も創設されている。

県においても、民間による新たな産業廃棄物処理施設の設置が極めて困難な状況となったことから、平成5年に「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を改正し、廃棄物対策五原則(安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結)を定め、また、国に先駆けて公共が関与した処理施設の整備に交付金制度を設けている。

その具体策として、廃棄物処理施設の建設のみならず、地域と融合した施設等を整備し、良好な生活環境の保全・創出、地球環境への負荷の減少、地域活性化、雇用創出など、快適で魅力ある地域づくりに役立つ廃棄物処理体制である「地球環境村」という考え方が示され、産業廃棄物処理施設を核とするこの環境村を整備するために、県、市町村、排出事業者団体等の出捐により、平成8年3月に財団が設立されている。

(3) 組織図及び所属別職員数(平成14年3月31日現在)



役職名	役員数	うち県関係者		
		県派遣役員	県OB	合計
理事長	1(1)	1(1)		1(1)
業務担当	副理事長	1(1)		1(1)
	専務理事	1(1)		1(1)
計	3(3)	3(3)		3(3)
その他	会長	1	1	1
	副会長	4		
	副理事長	1		
	理事	27	8	2
	監事	2		2
計	35	9	4	13
合計	38(3)	12(3)	4	16(3)

( )は有給者である。

## (4) 貸借対照表及び収支計算書

貸借対照表

平成14年3月31日現在

(一般会計)

(単位:千円未満切捨)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	7,033	
流動資産合計		7,033
2 固定資産		
基本財産		
定期預金	10,000	
基本財産合計	10,000	
その他固定資産		
什器備品	953	
繰延資産	643	
その他固定資産合計	1,597	
固定資産合計		11,597
資産合計		18,630
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	6,806	
預り金	226	
流動負債合計		7,033
負債合計		7,033
III 正味財産の部		
正味財産		11,597
(うち基本金)		(10,000)
(うち当期正味財産増加額)		(245)
負債及び正味財産合計		18,630

## 収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(一般会計)

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
I 収入の部	
1 基本財産運用収入	40
基本財産収入利息	40
2 補助金等収入	25,647
県補助金収入	25,647
3 雑収入	2
受取利息	1
雑収入	0
当期収入合計(A)	25,691
前期繰越収支差額	-
収入合計(B)	25,691

(単位:千円未満切捨)

科 目	決算額
II 支出の部	
1 事業費	9,717
地球環境村建設事業費	2,294
リサイクル技術情報収集発信事業費	829
廃棄物処理技術開発研究事業費	432
地球環境村ぎふフェア開催費	6,160
2 管理費	15,220
人件費	10,155
理事会費	125
事務局費	4,939
3 繰延資産取得支出	753
繰延資産取得支出	753
当期支出合計(C)	25,691
当期収支差額(A)-(C)	-
次期繰越収支差額(B)-(C)	-

## 2. 実施した監査の概要

### (1) 対象とした事業年度

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

### (2) 監査の視点

財団の直近の主な業務は、リサイクルセンターの建設地の選定であり、誘致を希望する地元自治体と連携しながら、地元住民の「地球環境村」に対する正しい理解と建設の同意を求めていくことである。そのほかに一般的な啓蒙活動を行っている。この地球環境村の業務遂行に関して、如何に効率的かつ経済的に運営されているか、また、財務活動が会計諸規程に従って適正に運営されているかについて、以下の視点から監査を実施した。

- ① 管理運営をはじめとする事務手続は、関係法令・諸規程等に基づき適正に行われているか。
- ② 設置目的に合致した役割を果たしているか。
- ③ 理事会等の構成は有用な組織であり、その機能を十分に果たしているか。
- ④ 運営が最小の経費で最大の効果を上げるよう検討され、その実効が上がっているか。
- ⑤ 決算書類は適正に作成されているか。
- ⑥ 財産の管理は適切に行われているか。

### 3. 監査の結果

財団の運営及び管理については、以下の指摘事項を除き、適正に処理されている。

#### (1) 出納関係

- ① 2月の旅行命令(依頼)書の全件について旅行命令権者の承認印もれとなっていた。また、すべての旅行命令書(依頼)書について発令年月日の記載がなされていない。いずれも改善が求められる。
- ② 2月14日の大阪出張について、旅行命令書の旅行明細が記載されてなかった。記載方法の改善が求められる。
- ③ 3月2日は出張していないのに誤って出勤簿に出張の印が押印されていたものが1件あった。また、2月18日、3月27日の2件の出張について、出張予定伺がない。

### 4. 監査の意見

#### (1) 手書きの総勘定元帳

総勘定元帳が手書きで作成されている。また、訂正については、訂正印の押印が必要である。手書きの総勘定元帳は、作成に時間がかかり効率的ではない。最近では、公益法人向けの会計ソフトが市販されており、業務効率化のため、会計ソフトの導入が望まれる。

#### (2) 財団の課題

産業廃棄物処理施設は必要かつ安全で安心な施設であり、雇用も増えるかも知れないが、私たちの家の近くには建設して欲しくないというNot In My Back Yard 問題が出て、それ以上議論が進まなくなることが最も大きな問題と思われる。また、このような施設の建設については、将来の利用計画及び長期の採算管理について慎重な検討がなされることが望まれる。

### Ⅲ 県に対する意見

近年、国をはじめとして行財政改革の一環として数々の特殊法人改革が実行されている。その背景には、税収の減少による財政難があることはいままでもない。一般的な特殊法人の問題として、官僚の天下り、採算をあまり考慮しない事業、不効率な事業運営等が議論されているところである。

県の予算書を見てみると、外郭団体に対して委託費や補助金が支出されており、今回の外部監査では、県と資金、人的関係などにおいて密接な関係にある中間機構と呼ばれる外郭団体の運営状況について検証した。

その結果としては、職員派遣などの関係から人事制度をはじめとして、予算制度、入札制度、会計処理等についても県の規程がそのまま準用されている例が多かった。

中間機構は県の枠を外れ、迅速な予算執行を可能にして効率的な事務事業を進め、時代の要請に応えていくことが目的であったと考えられるが、現状では、県職員が出向してほとんどの事業運営に携わっており、また、予算内容は県の所轄部署が細部まで決定している。

一方において、各種事業を実施していく場合、県又は中間機構どちらが事業主体になってもそれは県民にとっては無関係であり、県と中間機構が相互に協力して真に高い水準の行政サービスが提供されなければならない。

今日、中間機構は公益性を確保しながらも、民間企業的なコスト感覚のある自立した経営がなされるように求められている。このような認識の下、今回の監査の結果をまとめながら、より効率的な業務の運営がなされるよう中間機構も含めた県全体として取り組んでもらいたいと考える事項を記述した。

### (1) 稼働率の明確化

施設の管理運営を受託している団体に共通の事項であるが、各施設の稼働状況を明確にすることが望まれる。

稼働率は、単純に「利用日数／施設稼働日数」の算式で求められる数値では実態を正しく表したことになる。今後は、インターネットで事業報告書等が公開されることが想定され、利用者に正確な情報を提供するために、また、施設の管理運営を受託している中間機構が相互に比較し、稼働率向上のインセンティブとするためにも、稼働率の算出方法を統一することが望まれる。

### (2) インターネット通販業者の利用

財団法人岐阜県文化財保護センターにおいて、一部の事務用消耗品等について、法人向け文具市場での通販最大手及びインターネット上の最安値の販売価格と団体出入り業者との見積もりとを比較してみたところ、インターネットの単価の方が、低価格であると判断された。経費削減の一環として、物品購入に当たりインターネットでの検索も見積手続の一つに加えてみることを検討してよいのではないかと思われる。

### (3) 出勤簿の電子化とタイムシートの導入

出勤台帳に単に出勤印を押印するという形式の出勤簿が使用されていた。勤務時間を正確に把握し、どのプロジェクトの作業に従事したのかを記録していくことは、重要なことである。民間企業の中には、各自の端末から1日の業務内容をプロジェクトごとに要した時間を入力し、コンピュータで集計することにより容易に業務内容の分析ができるシステムが導入されている。また、予算作成時にも何人のマンパワーが必要なのか計画しておくことにより、実績と比較した場合に効率性を検証することが可能となる。中間機構は、比較的独立した団体として運営されており、タイムシートの導入による業務管理を実現させるべきである。

#### (4) 非常勤理事の多い団体

各団体の理事の状況は、以下のとおりである。特に財団法人岐阜県健康長寿財団は、度々統合をしていることから理事の数が多くなっている。理事会を開催しても出席していない人も多く、事務手続が煩雑になること、及び団体の意思決定に迅速さを欠くことなどが懸念される。業界とのつながりを尊重しなければならないことなど配慮の余地はあると思われるが、あまりにも多い場合には、出席等の実績を十分検討の上、思い切った削減が求められる。

今回監査対象となった中間機構の理事の状況 平成14年3月31日現在

団体名	理事の合計人数	非常勤理事の人数
財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	22人	19人
財団法人岐阜県産業文化振興事業団	19人	14人
財団法人岐阜県県民ふれあい会館	19人	16人
財団法人岐阜県国際バイオ研究所	10人	8人
財団法人岐阜県研究開発財団	32人	25人
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	10人	6人
財団法人岐阜県健康長寿財団	33人	31人
社団法人岐阜県農畜産公社	16人	15人
財団法人岐阜県文化財保護センター	14人	11人
財団法人岐阜県浄水事業公社	9人	7人
財団法人地球環境村ぎふ	31人	28人

#### (5) アンケートの実施と分析

財団法人岐阜県健康長寿財団のリーダー養成講座、財団法人岐阜県県民ふれあい会館のサラマンカホールの自主事業などで、利用者に対するアンケートが実施されている例があったが、アンケートを積極的に実施しているかどうかという各団体への質問の結果などから判断すると、利用者に対するアンケートを行っている団体が少ないことが分かった。また、財団法人岐阜県産業文化振興事業団がアクティブGなどの動向調査なども含めてアンケートを実施していても、単年度のみで、継続的に実施している例はほとんどなかった。

利用者やサービスを受ける人の意見を収集することは、利用者の満足度を向上させるためには重要である。特に施設管理運営型の団体や役務提供型の団体については、アンケートを実施していただきたい。また、単にアンケートを実施するだけでなく、アンケート結果をフォローアップ分析して、次回の事業計画に反映させていくことが必要である。

一方、最近の行政評価システム導入の過程において、アンケートの実

施は、事業の評価指標における利用可能な定量的データの収集方法の一つとして重要視されている。継続的にアンケートを実施することにより、利用者のニーズから乖離していく危険を防止するとともに、事業評価に役立てることが求められる。

#### (6) 役員への民間人の登用と県OB職員の廃止

監査対象となった中間機構における県OB職員をまとめると、以下のとおりである。

平成14年4月1日現在

団体名	常勤役員と事務局長合計①	県出身者②	②/①
財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	4人	4人	100%
財団法人岐阜県産業文化振興事業団	7人	6人	85%
財団法人岐阜県県民ふれあい会館	4人	4人	100%
財団法人岐阜県国際バイオ研究所	3人	2人	66%
財団法人岐阜県研究開発財団	6人	3人	50%
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	3人	3人	100%
財団法人岐阜県健康長寿財団	2人	2人	100%
社団法人岐阜県農畜産公社	1人	1人	100%
財団法人岐阜県文化財保護センター	3人	3人	100%
財団法人岐阜県浄水事業公社	2人	2人	100%
財団法人地球環境村ぎふ	4人	4人	100%

上記の表のとおり現状では、いわゆる経営に携わる人は、県OB又は県の職員であることが多い。今後、中間機構が民間企業の手法を取り入れ自立的で効率的な経営を目指すならば、トップに民間出身の経営者を導入してみることも検討に値すると考えられる。なぜなら、主要な職位にある者が、率先して経営感覚を持たなければ、中間機構の自立性は確立されないと思われるからである。コスト感覚のある民間企業の経営者の導入を中間機構の自立化、業務効率化という観点から検討してみることが望まれる。

#### (7) コスト削減の仕組み

各団体の収支を見ると、そのほとんどが「受託収入＝支出額」となっており、いわゆるゼロ精算がなされている。

現状では、収支計算書上に繰越収支差額が生じない結果、団体のコスト削減努力が評価されないことになると考えられる。外郭団体である中間機構において独立採算が求められている一方において、団体の運営努力の結果生じる余剰金の全額が県に返還されるのではモチベーションの向上につながらないと思われる。例えば、コスト削減が翌年度の県から

の受託収入の削減につながるとすれば、コスト削減意欲が発生してこない。これでは、委託業務の入札についても予算を削減するよりも、予算を過不足なく消化することを重視することになりやすい。

民間企業の経営感覚を取り入れるならば、余剰金は自主事業の財源として不可欠なものであり、繰越収支差額の取り扱いについて改善が求められる。また、コスト削減した結果が翌年度の収入予算額の減少に極端に反映されない仕組み作りが必要と考えられる。

## (8) 行政コスト計算書の作成と活用

### ① 行政コスト計算書

各団体の決算書類は真のコストを反映したものとは言い難いため、県民の負担を明確にするための行政コスト計算書の作成が求められる。

決算書類、特に収支計算書は、収入が県からの委託費又は補助金であり、支出は現金支出ベースの事業費や管理費である。また、各団体は、公益法人会計基準に基づき、決算書類を作成しているものの、その内容は団体の実態を表すものとは言い難く、不十分であると考えられる。団体の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。問題点としては、以下のとおりである。

- a. 県派遣職員の本給部分は費用として認識されていない。
- b. 賞与引当金、退職給付引当金等の引当金が考慮されていない。
- c. 減価償却費が認識されていない。
- d. 施設建設に要した県債の利息費用の負担を認識していない。
- e. 管理運営を受託している施設の利用料金が収入として計上されていない。
- f. 部門別、事業別等に原価計算がなされ、公表されていない場合がある。

行政コスト計算書は、団体の説明責任の確保と透明性の向上の観点から、県民が負担すべきコストを集約して表示する計算書であり、例えば、通常コストとして認識されない出向者の人件費や県有財産の減価償却費などの機会費用もコストとして認識するものである。

## ② 行政コスト計算書の活用

行政コスト計算書がなぜ必要か。それは、以下の点に集約される。

- a. 県民に対して Value For Money（支払に対して最も価値の高いサービスの供給）の資料を提供し、事業継続の意思決定に資する。
- b. コストの管理と責任の区分を明確にする。
- c. 原価を管理可能費と管理不能費に分類できる。
- d. 標準的なコストと比較することにより、効率性を判定できる。
- e. 実績と比較して差異分析を可能にする。
- f. 予算の編成に役立てることができる。

特にa.については、行政の説明責任の客観的データとして重要な役割を果たすと考えられる。

県では、財政課が中心となってアカウンタビリティの意味と必要性について研究している。その中で、行政コスト計算書について、以下のように述べている。

(<http://www.pref.gifu.jp/s21401/tihoujic/h11/no2/11.htm#hyou>)

「行政コスト計算書は、県全体を捉えたものだけでなく、個々の行政サービスごとに「事業別行政コスト計算書」を作成し、行政評価と連動させていくことが望ましい。自治体の財政問題が取りざたされている昨今、「行政コスト計算書」は行政活動の経済性や効率性を判断する重要な情報となる。」

ここで注目すべきなのは、行政評価と連動させるという点である。具体的には、PLAN→DO→CHECK→ACTIONのサイクルにおいて、その管理ツールとなるものである。

さらに、重要な事項として、個々具体的な事業について、どのような効果や成果を生み出したのか、それに投じた投資額やコストがどの程度かかっているのか等、全体像が明らかにされる「成果報告書」の必要性について、この研究会では述べている。この成果報告書は、事業の効率性を検証し効率を高める工夫をしたり、箱物建設等の政策策定をするといった、目的に応じた活用が期待されるとともに、職員のコスト意識や顧客満足意識を持つといった企業経営的マインドの醸成にも役立つと思われる。

ホームページでこのような考えを公表していることは、先進的であり、是非実践していただきたい。研究会では具体的な貸借対照表の作成とともに、行政コスト計算書のシミュレーションがなされている。

中間機構においても、是非参考にして、コストの把握とアカウントビリティを実施していかなければならない。特に中間機構は、経営感覚が求められており、コスト計算は重要な課題であるといえるが、中間機構は会計単位が分離されており、計算は比較的容易と考えられる。

なお、国の特殊法人改革として平成13年6月財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会より「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」として具体的な作成指針等があり、ここでの行政コスト計算書等の体系は、以下のとおりとなっている。

#### 行政コスト計算書

##### 添付

民間企業仮定損益計算書

民間企業仮定貸借対照表

キャッシュ・フロー計算書

民間企業仮定利益処分計算書(又は民間企業仮定損失処分計算書)

附属明細書

#### (9) 大型施設の収支計画と実績との比較

##### ① 収支計画

今回の監査におけるポイントの一つとして、大型施設について収支計画と実績との比較を行ったところ、中・長期の収支計画が十分であるとはいえなかった。そこで、今後の参考事例としてPFIに倣った事業計画の立案が挙げられる。

PFIは、一般的に民間資金を活用した公共事業として位置付けられ、また、県が直接行うより Value For Money が期待できるなどのメリットが強調されるが、本来、このような大型施設については、PFIと同様の長期にわたる収支計画が立案されていなければならないと考える。そこで重視されなければならないのが、様々なリスクの計量化であり、そのリスクが十分に担保されるような仕組み作りが必要である。リスクの計量化については、従来の行政の中でもあまり試みられなかった考え方であるが、今後は、PFI方式を想定したと同様な慎重さを持ち、長期的なリスク管理を検討したうえでの事業計画を策定することが望まれる。

## ② 実績との比較

民間企業においては計画が達成されたか否かは重要な事柄である。なぜなら、資金繰りに直結して事業の継続性に大きな影響を与えるからであり、さらに出資者に対して説明しなければならないからである。

飛騨・世界生活文化センターの事例をはじめとして、他の施設についても、今後、計画と実績の差異を分析する仕組みを制度化することが重要である。

## (10) 住民参加型の事業とマーケティング思考

財団法人岐阜県研究開発財団でのサイエンスワールドの取り組みが注目される。ここでのコンセプトは、従来のハード中心の科学館から、入館者が参加して体験するソフト中心のプログラムへ移行して成功している例である。

従来は、大型で立派な施設を建設することに意識が注がれていたように感じられるが、今後は、集客力を高め、リピーターを増やすために、参加体験型の多彩な企画を繰り広げる必要があると考えられる。

すなわち、近年の成熟化した社会では、施設の見学ばかりでなく、ヒューマンタッチなソフト中心の運営が求められるように変化してきているのではないかと思われるのである。

各団体は、内部の経営改革ばかりでなく、外部に対する経営戦略の面においても、来訪者、来館者をいかに満足させることができるかという民間のサービス業的思考への切り替えが必要と考えられる。

(11) プロパー職員の活性化

各団体におけるプロパー職員の状況は、以下のとおりである。

平成14年3月31日現在

団体名	プロパー職員①	全職員②	①/②
財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	26人	84人	30.9%
財団法人岐阜県産業文化振興事業団	2人	109人	1.8%
財団法人岐阜県県民ふれあい会館	4人	36人	11.1%
財団法人岐阜県国際バイオ研究所	8人	12人	66.6%
財団法人岐阜県研究開発財団	3人	45人	6.6%
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	422人	635人	66.4%
財団法人岐阜県健康長寿財団	6人	33人	18.1%
社団法人岐阜県農畜産公社	11人	57人	19.3%
財団法人岐阜県文化財保護センター	0人	46人	—
財団法人岐阜県浄水事業公社	3人	16人	18.7%
財団法人地球環境村ぎふ	0人	4人	—

今後、財政が一層厳しくなることが予想される中で、給与総額の抑制は避けて通れないものと考えられる。プロパー職員の活性化について、社会福祉法人岐阜県福祉事業団の経営改革プランは、組織・職制の簡素化をはじめ、各種見直しを行っており、他の中間機構においても、是非参考にさせていただきたい。なお、この制度は、人事考課を給与に反映させており、従来の年功序列制度を改めた点で革新的である。

(12) 連結貸借対照表の作成と活用

社団法人岐阜県農畜産公社の借入金については県が債務保証していることから、仮に同公社が、借入金の返済ができなくなった場合には、県が代わりにこの借入金を返済することとなる。したがって、同公社の借入金も広い意味では県の負債であると考えられる。

中間機構を含めた県全体の資産、負債がどれだけあるのかを情報開示することが求められる時代となっている。しかし、県全体の資産、負債がどれだけあるのかは、県の決算書類を見ても把握できない。情報開示の一つの手段としては中間機構も含めた連結貸借対照表を作成し、県全体の財政状態を把握する方法がある。一部の地方公共団体では、すでに連結貸借対照表が作成され、一般に公表されている。連結貸借対照表を作成し、県全体の財政状態が議会等を通じて県民に情報公開されることが望ましい。

## むすび

今回の監査の過程で検出された重要な事項をまとめると、第一として、大型公共施設を建設するに当たり、建設後の運営収入と維持管理費について、十分に計画されていたとは言い難いということである。今後は、中長期的な観点で周到に計画されることが望まれる。また、運営面ではソフト重視の思考が必要と思われる。

次に、中間機構は、官を離れ民間企業の発想をもっと取り入れていただきたいということである。県民は顧客であるという認識がより一層必要と考えられる。具体的には、行政評価システムを導入することにより公益性を定量化するために多様な業績指標を採用し、経年比較することによる目標意識を持った団体運営が求められる。また、決算書類に行政コスト計算書を取り入れ、Value For Money の観点から、限られた予算の中で最も効率的な行政サービスを県民に対して提供しているという説明責任が求められる。

時代のニーズに合った行政サービスが提供されるためには、団体の事業内容が常にディスクローズされ、県民のモニタリングを受けながら、改善されていかなければならない。また、県民に対しても行政のスタンスの変化を理解してもらえるように努めることが必要である。

さらに、行政評価とIT技術は密接に結びついていると判断される。インターネットを通じて県民とのコミュニケーションが可能となる。

1980年代のイギリスは、「英国病」と風刺され停滞に苦しんでいたが、改革の一環として公共部門への民間のノウハウを投入し、効率化を図り現在に至っている。岐阜県の中間機構も民間企業の経営理念や手法の導入を促し、サービスのより一層の向上を図っていただきたい。